

第 2 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
水	源	水 源 の 種 類 ・ 構 造	目視により確認する。	適正であること。
		水 量		規定量以上確保されていること。
		吸 水 障 害 防 止 措 置		防止するための措置が講じられていること。
		給 水 装 置		適正であること。
		耐 震 措 置		地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
加 圧 送 水 の 装 置	設 置 場 所		目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。
	ポ ン プ を 用 い る も の	ポンプ・ 電動機	目視により確認する。	十分な強度を有し、ヘッド等へ堅固に取り付けられていること。
				電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
				適正であること。
				a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。
	水 温 上 昇 防 止 の た め の 逃 し 装 置	配 管 ・ バ ル ブ 類	目視により確認する。	a 配管は、呼水管の逆止弁のポンプ側又はポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けられていること。 c 配管は、管の呼びで 15A 以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。
				最小流過口径は、3mm 以上あること。
		オ リ フ ィ ス 等		a 逃し配管にあつては、配管の高さが、一次ポンプの定格全揚程以上であること。 b 逃し装置にあつては、設定圧力が、ブースターポンプの押込圧力を超える圧力以上、ブースターポンプの押込圧力とブースターポンプの定格全揚程との和以下であること。
		ブースターポンプに設ける逃し配管・逃し装置		
	性能試験装置の配管・バルブ類		目視により確認する。	a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。
	呼 水 装 置	材 質	目視により確認する。	a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けられていること。
		水 量		100ℓ 以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が150A 以下の場合は50ℓ 以上の水量が確保されていること。
		溢 水 用 排 水 管		管の呼びで 50A 以上であること。

			呼 水 管		管の呼びで 40A 以上であること。
			補 給 水 管		a 管の呼びで 15A 以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。
			減 水 警 報 装 置		発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。
制御装置			設 置 場 所	目視により確認する。	ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和 56 年消防庁告示第 10 号)第 3 に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあっては、この限りでない。
			制 御 盤		a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合は、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。 d インバータ方式の制御盤を用いるものにあっては、電動機及び発電機その他の設備へ影響を与えないための措置、並びに電動機の回路を保護するための装置が作動した場合でも、確実に電動機が作動するための措置が施してあること。
			予 備 品 等		所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
			接 地 工 事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
圧力計・連成計		設 置 位 置	目視により確認する。	吐出側に圧力計及び吸込側に連成計(水中ポンプにあっては吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。	
		性 能		JIS B7505 に適合し、1.6 級以上の精度を有するものであること。	
起 動 装 置	直接操作部	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。 b 総合操作盤が設けてある場合には、当該総合操作盤にも起動装置が設けてあること。 c 操作上支障となる障害物がないこと。	
		表 示		屋内消火栓設備の起動装置である旨の表示が適正になされていること。	
	遠隔操作部	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 遠隔操作できる起動装置が屋内消火栓箱の内部又はその直近に設けてあること。 b 操作上支障となる障害物がないこと。	
		構 造		a 押ボタンによるものであり、有機ガラスによる透明な保護板が設けられていること。 b 雨水等の浸入するおそれのある場所に設けるものにあっては、有効な防護措置が講じられていること。	
		表 示		a 保護板又はその直近には、押ボタンの操作方法が明記されていること。 b P 型発信機を兼用するものには、屋内消火栓設備の加圧送水装置と連動している旨の表示がなされていること。	
	遠 隔 自 動 起 動 装 置 (易操作性 1 号消火栓又は 2 号消火栓に限る。)		目視により確認する。	a 開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して起動ができるように措置されていること。 b 起動装置等は、損傷、変形がないように確実に取り付けられていること。	

		起動用水 圧開閉装 置	起動用圧力タン ク	目視により確認する。	労働安全衛生法に定める第 2 種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
			タンク の 容 量		100ℓ 以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主管に設ける止水弁の呼び径が 150A 以下の場合は 50ℓ 以上とすることができる。
			配 管 ・ バ ル ブ 類		a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に、管の呼びで 25 A 以上の配管で連結し、止水弁を挿入したものであること。 b 起動用圧力タンク 又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ起動試験用の排水弁を設けていること。
高架水槽を 用いるもの			構 造	目視により確認する。	適正であること。
			内 容 積 ・ 落 差		所定の内容積及び落差を有すること。
			配 管 ・ バ ル ブ 類		a 水位計、排水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
			水 位 計		a 指示が適正であること。 b 変形・損傷等がないこと。
圧力水槽を 用いるもの			種 類 ・ 構 造	目視により確認する。	a 1 MPa 以上のものにあつては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1 MPa 未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第 2 種圧力容器の規定に適合したものであること。
			内 容 積 ・ 有 効 圧 力		a 加圧ガス容器により生ずる圧力によるものにあつては、所定の圧力を得るのに十分な量の加圧用ガスが充填された加圧用ガス容器が設けられていること。 b 加圧用ガス容器により生ずる圧力によるもの以外のものにあつては、水量が内容積の 3 分の 2 以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。
			自 動 加 圧 装 置		圧力の自然低下が防止できるものであること。
			配 管 ・ バ ル ブ 類		a 圧力計、水位計、排水管、補給水管、給気管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
			水 位 計 ・ 圧 力 計		a 指示が適正であること。 b 変形、損傷等がないこと。
耐 震 措 置				目視により確認する。	地震動により変形、損傷等が生じないように措置されていること。

配 管 ・ バ ル ブ 類	設 置 状 況		目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。
	機 器	配 管	目視により確認する。	a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 若しくは G3459 に適合するもの、これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製のもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 b 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2302、B2308 のうち材料に G3214（SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。）若しくは G5121（SCS13 又は SCS14 に限る。）を用いるもの、B2311、B2312 若しくは B2313（G3468 を材料とするものを除く。）に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。
		バ ル ブ 類		a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5702、G5705（黒心可鍛鉄品に限る。）、H5120 若しくは H5121 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあっては、JIS B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 c 吐出側主配管に内ネジ式バルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。 d 開閉弁又は止水弁にあっては開閉方向、逆止弁にあっては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。
		吸 水 管		a ポンプごとに専用であること。 b ろ過装置が適正に設けられていること。

		フー ト 弁 (水源の水位がポンプより低い位置にある場合に限る。)		- a フート弁が適正な位置に設けられていること。 - b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。 - c 弁箱、ろ過装置、弁体及び弁座は、使用圧力に十分耐えることのできる強度及び耐食性を有するものであること。
	耐震措置		目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
電	常用電源		目視により確認する。	- a 専用の回路となっていること。 - b 電源の容量が適正であること。
源	非常電源の種類		非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積 1,000m ² 以上のものを除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。
消 火 栓 等	消 火 栓	設 置 場 所	目視により確認する。	防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が 1 号消火栓又は易操作性 1 号消火栓にあつては 25m 以下、2 号消火栓にあつては 15m 以下となるように設けてあること。
		周囲の状況・操作性		操作は容易で、かつ、障害となるものがない場所に設けてあること。
		開閉弁設置高さ		ホース接続口及び開閉弁は、床面から高さ 1.5m 以下の位置に設けてあること。
		ホース接続口		- a 1 号消火栓の接続にあつては、差込式又はねじ式の呼称 40 又は 50 のものが使用されていること。 - b 易操作性 1 号消火栓又は 2 号消火栓にあつては、ホースの形状等に適した方法により接続されていること。
		消火栓開閉弁		消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	屋 内 消 火 栓 箱	周 囲 の 状 況	目視により確認する。	扉の開閉及び放水等の操作に支障のない広さが確保されていること。
		設 置 状 況		- a 取り付けが堅固であること。 - b 放水用器具、ホース接続口、開閉弁等が収納されていること。
		材 質 等		- a 不燃性又は難燃性の材料で作られていること。 - b 変形、損傷等がないこと。
		表 示 灯		- a 上部に設けられていること。 - b 取付面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れたところから容易に識別できるものであること。
		表 示		- a 表面には、「消火栓」と表示されていること。 - b 操作方法が表示されていること。
	ホース・ノズル	ホース (結合金具を含む。)	目視により確認する。	- a 検定品であること。 - b 1 号消火栓にあつては、呼称 40 又は 50 のものが、所要の長さ、本数が備えられていること。 - c 2 号消火栓又は易操作性 1 号消火栓にあつては、所要の長さがあること。
		ノズル		- a 1 号消火栓の口径は、13mm 以上のものであること。 - b 易操作性 1 号消火栓又は 2 号消火栓にあつては、適正な口径であり、容易に開閉できる装置が設けてあること。
		結 合 状 態		確実に取り付けられており、使用が容易な状態で変形、損傷、つまりがないこと。

		収 納 状 態		a 1号消火栓にあつては、ねじれ、からみ等がないように、整然と収納されていること。 b 易操作性 1号消火栓又は2号消火栓にあつては、1人操作により延長が円滑にできるように収納されていること。
減	圧	措	置	a ノズルの先端における放水圧力が 0.7MPa を超えないための措置を講じてあること。 b 減圧弁等の減圧装置を使用するものにあつては、当該装置の故障により送水に支障が生じないように設けてあること。

イ 機能試験

試 験 項 目				試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
加 圧 送 水 装 置 試 験	ポンプを用いるもの	呼水装置作動試験	減水警報装置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね2分の1に減水するまでの間に確実に作動すること。
			自動給水装置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。
			呼水槽からの水の補給状況	ポンプの漏斗、排気弁を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。
		制 御 装 置 試 験	ポンプの起動・停止操作時の状況及び監視機器の作動状況	ポンプを起動させた後、停止させる。	a 起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は、適正であること。
			ポンプ運転時における電源切替時の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を遮断させる。また、その後、常用電源を復旧させる。	常用電源の遮断後及び復旧後において、起動操作することなくポンプが安定して継続運転していること。
		起動装置試験・ポンプ始動表示試験	ポンプの起動状況等	制御盤の直接操作及び1号消火栓にあつては遠隔操作、易操作性1号消火栓又は2号消火栓にあつては消防用ホースの延長操作等を行う。 (直接操作による停止を含む。)	ポンプの始動及び停止が確実であること。
			始動表示の点灯状況		始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。

		起動用水圧開閉装置の作動圧力	起動用圧力タンクの排水弁を開放して、起動用水圧開閉器の設定作動圧力を測定する。 (この試験は、3 回繰り返す。)	作動圧力は、設定作動圧力値の±0. 05MPa 以内であること。
		ポンプ、電動機その他の機器等の運転状況	ポンプを起動させる。	a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機の起動性能が確実であること。 d ポンプのグラウンド部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。
	ポンプ試験	※ポンプ締切運転時の状況	ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、締切揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程―吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の 140% 以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程―吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の 100% 以上 110% 以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※水温上昇防止装置試験	ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ q : 逃し水量 (L/min) L _s : ポンプ締切運転時出力 (kW) C : 3. 6MJ (1 kW 時当たりの水の発熱量) Δt : 30 ℃ (ポンプ内部の水温上昇限度)
		※ポンプ性能試験装置試験	ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を J I S B 8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	JISB8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3% 以内であること。
高架水槽を用いるもの	作 動 試 験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
	静 水 圧 測 定		高架水槽から最下位及び最上位の屋内消火栓の開閉弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値の範囲内であること。

圧力水槽を用いるもの	作 動 試 験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること又は減水により警報を発すること。
		自動加圧装置作動状況	排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を降下させる。	自動加圧装置が作動すること。
	静 水 圧 測 定		圧力水槽から最下位及び最上位の屋内消火栓の開閉弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値の範囲内であること。
配 管 耐 圧 試 験			当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の1.5倍以上の水圧を加える。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
放 水 試 験		放水圧力が最も低くなると予想される箇所で、規定個数の屋内消火栓を同時に使用した場合及び放水圧力が最も高くなると予想される箇所の消火栓 1 個を使用した場合のそれぞれのノズルの先端における放水圧力及び放水量を測定する。	ノズル先端における放水圧力が 1 号消火栓にあつては 0.17MPa 以上 0.7MPa 以下、2 号消火栓にあつては 0.25MPa 以上 0.7MPa 以下において、放水量は 1 号消火栓にあつては 130ℓ/min 以上、2 号消火栓にあつては 60ℓ/min 以上であること。 なお、放水量は、次式により算出することができる。 $\therefore Q = KD^2 \sqrt{10P}$ Q：放水量（ℓ/min） D：ノズル口径（mm） K：1 号消火栓 K=0.653 易操作性 1 号消火栓及び 2 号消火栓型式により指定された定数を用いること。 P：放水圧力（MPa） ただし、噴霧切替ノズルにあつては、棒状で測定し、放水圧力及び放水量が適正であること。
操 作 性 試 験 (易操作性 1 号消火栓又は 2 号消火栓に限る。)		消防用ホースの延長及び格納の操作を行う。	a 1 人で容易に操作ができること。 b 消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるように収納されていること。
非常電源切替試験	自 家 発 電 設 備	常用電源における放水試験の最終段階において、常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。	a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。
	蓄 電 池 設 備		a 電圧は適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。

	燃 料 電 池 設 備		- a 電圧は適正に確立されていること。 - b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 - c 放水圧力及び放水量は、適正であること。
--	-------------	--	---

第3 スプリンクラー設備

スプリンクラー設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準	
水 源 (水道の用に供する水管を水源とするものを除く。)	水 源 の 種 類 ・ 構 造		目視により確認する。	適正であること。	
	水 量			規定量以上確保されていること。	
	吸 水 障 害 防 止 措 置			防止するための措置が講じられていること。	
	給 水 装 置			適正であること。	
	耐 震 措 置			地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。	
加 圧 送 水 装 置	設 置 場 所		目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。	
	ポ ン プ を用いるもの	ポンプ・電動機・内燃機関	設 置 状 況	目視により確認する。	十分な強度を有し、ヘッド等へ堅固に取り付けられていること。
			接 地 工 事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
			配 線		適正であること。
			潤 滑 油		a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。
			燃 料 タ ン ク		a 腐食・変形等がないこと。 b 規定量あること。
			蓄 電 池		a 腐食・変形・損傷等がないこと。 b 電解液量が適正であること。 c 端子の緩み等がなく、端子電圧が所定の値であること。
	水温上昇防止のための逃し装置 〔ポンプ本体に逃し機構を有するものを除く。〕	配 管 ・ バ ル ブ 類	目視により確認する。	a 配管は、呼水管の逆止弁のポンプ側又はポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けられていること。 c 配管は、管の呼びで 15A 以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。	
		オ リ フ ィ ス 等		最小流過口径は、3mm 以上あること。	
		ブースターポンプに設ける逃し配管・逃し装置		a 逃し配管にあつては、配管の高さが、一次ポンプの定格全揚程以上であること。 b 逃し装置にあつては、設定圧力が、ブースターポンプの押込圧力を超える圧力以上、ブースターポンプの押込圧力とブースターポンプの定格全揚程との和以下であること。	
	性能試験装置の配管・バルブ類		目視により確認する。	a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。	
	呼水装置	材 質	目視により確認する。	a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けられていること。	

		水		量		100ℓ以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が 150A 以下の場合は 50ℓ以上の水量が確保されていること。		
		溢 水 用 排 水 管				管の呼びで 50A 以上であること。		
		呼 水 管				管の呼びで 40A 以上であること。		
		補 給 水 管				a 管の呼びで 15A 以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。		
		減 水 警 報 装 置				発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。		
	制御装置	設 置 場 所			目視により確認する。	ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和 56 年消防庁告示第 10 号)第 3 に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあってはこの限りでない。		
		制 御 盤				a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合にあっては、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。 d インバータ方式の制御盤を用いるものにあっては、電動機及び発電機その他の設備へ影響を与えないための措置、並びに電動機の回路を保護するための装置が作動した場合でも、確実に電動機が作動するための措置が施してあること。		
		予 備 品 等				所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。		
		接 地 工 事				電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。		
	圧力計・連成計	設 置 位 置			目視により確認する。	吐出側に圧力計及び吸込側に連成計(水中ポンプにあっては、吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。		
		性 能				JIS B7505 に適合し、1.6 級以上の精度を有するものであること。		
	起 動 装 置	直 接 操 作 部				目視により確認する。	直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。	
			起動用水圧開閉装置	起動用圧力タンク			目視により確認する。	労働安全衛生法に定める第 2 種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
				タ ン ク の 容 量				100ℓ 以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主管に設ける止水弁の呼び径が 150A 以下の場合は 50 ℓ とすることができる。
				配 管 ・ パ ル ブ 類				a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に、管の呼びで 25A 以上の配管で連結し、止水弁を挿入したものであること。 b 起動用圧力タンク又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ起動試験用の排水弁を設けていること。
		自動式起動装置	閉鎖型スプリングラーヘッド		目視により確認する。	火災を有効に感知できるように設けられていること。		
			自動火災感知装置			自動火災報知設備の基準に準じて設けられていること。		
		手動式起動装置	設 置 場 所 等		目視及びスケールを用いて確認する。	当該区域が火災の時容易に接近することができる箇所に設けられていること。		
			設 置 高 さ			床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。		

配管・バルブ類			構 造		容易に操作できるものであること。
			表 示		直近の見やすい箇所に起動操作部である旨の表示がされているものであること。
		補 助 水 槽	流 水 検 知 装 置	目視により確認する。	警報を発することができるものであること。
					目視により確認する。
	高架水槽を用いるもの		構 造	目視により確認する。	適正であること。
			内 容 積 ・ 落 差		所定の内容積及び落差を有すること。
			配 管 ・ バ ル ブ 類		a 水位計、排水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
			水 位 計		a 指示が適正であること。 b 変形・損傷等がないこと。
	圧力水槽を用いるもの		種 類 ・ 構 造	目視により確認する。	a 1MPa 以上のものにあつては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1MPa 未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第 2 種圧力容器の規定に適合したものであること。
			内 容 積 ・ 有 効 圧 力		a 加圧用ガス容器により生ずる圧力によるものにあつては、所定の圧力を得るのに十分な量の加圧用ガスが充填された加圧用ガス容器が設けられていること。 b 加圧用ガス容器により生ずる圧力によるもの以外のものにあつては、水量が内容積の 3 分の 2 以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。
			自 動 加 圧 装 置		圧力の自然低下が防止できるものであること。
			配 管 ・ バ ル ブ 類		a 圧力計、水位計、排水管、補給水管、給気管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
水 位 計 ・ 圧 力 計			a 指示が適正であること。 b 変形、損傷等がないこと。		
耐 震 措 置		目視により確認する。	地震動により変形、損傷等が生じないように措置されていること。		
設 置 状 況		目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。		

機	器	配	管	目視により確認する。	a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 若しくは G3459 に適合するもの、これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製のもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に使用する配管であって、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあつては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条に規定する基準によることができる。 b 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2302、B2308 のうち材料に G3214（SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。）若しくは G5121（SCS13 又は SCS14 に限る。）を用いるもの、B2311、B2312 若しくは B2313（G3468 を材料とするものを除く。）に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に使用する管継手であって、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあつては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条に規定する基準によることができる。	
		バ	ル	ブ	類	a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5702、G5705（黒心可鍛鉄品に限る。）、H5120 若しくは H5121 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に使用するバルブ類であって、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあつては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条に規定する基準によることができる。 b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、JIS B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に使用する開閉弁、止水弁及び逆止弁であって、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあつては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条に規定する基準によることができる。 c 吐出側主配管に内ネジ式バルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。 d 開閉弁又は止水弁にあつては開閉方向、逆止弁にあつては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。
		吸	水	管	a ポンプごとに専用であること。 b ろ過装置が適正に設けられていること。	

		フ ー ト 弁 (水源の水位がポンプより低い位置にある場合に限る。)			a フート弁が適正な位置に設けられていること。 b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。 c 弁箱、ろ過装置、弁体及び弁座は、使用圧力に十分耐えることのできる強度及び耐食性を有するものであること。
	防	食	措	置	目視により確認する。 乾式又は予作動式の流水検知装置及び一斉開放弁の二次側配管は、亜鉛めっき等による防食処理が施されていること。
	排	水	措	置	目視により確認する。 乾式又は予作動式の流水検知装置の二次側には、当該配管内の水を有効に排出できる措置が講じられていること。
	耐	震	措	置	目視により確認する。 地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
電 源	常	用	電	源	目視により確認する。 a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非 常 電 源 の 種 類			非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積 1,000㎡以上のものを除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。
ス プ リ ン ク ラ ー ヘ ッ ド	放 水 区 域 の 数 及 び 設 定 状 況			目視により確認する。	適正であること。
	設 置 方 法	配 置 等		目視により確認する。	a 適正であり、かつ、未警戒部分がないこと。 b ヘッドの周囲には、熱感知及び散水分布に障害となるものがないこと。
		配 管 へ の 取 付			確実であること。
		取 付 方 向			適正であること。
	機 器	閉 鎖 型 スプリン クラー ヘッド	表 示 温 度	目視により確認する。	設置場所に応じたものであること。
			構 造 ・ 性 能		検定品であること。
			開 放 型 スプリンクラーヘッド		
制 御 弁	設 置 場 所 等			目視により確認する。	a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。 b 放水区域又は各階ごとに設けてあること。 c 特定施設水道連結型スプリンクラー設備で制御弁を設ける場合にあっては、防火対象物又はその部分ごとに、それぞれ設けてあること。
	設 置 高 さ			目視及びスケール等を用いて確認する。	床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。
	構 造			目視により確認する。	みだりに閉止できない措置が講じられていること。
	表 示			目視により確認する。	直近の見やすい箇所にスプリンクラー設備の制御弁である旨及び常時開の状態を表示した標識が設けられていること。
流 水 検 知 装 置 ・ 圧 力 検 知 装 置	設 置 場 所 等			目視により確認する。	a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。 b 放水区域又は各階ごとに設けてあること。
	種 別 ・ 口 径			目視により確認する。	適正であること。

		減 圧 警 報		目視により確認する。	流水検知装置の二次側に圧力の設定を必要とする設備にあっては、二次側の圧力が当該流水検知装置の圧力設定値以下になった場合、自動的に警報を発するものが設けられていること。
		構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	適正であること。また、流水検知装置は、検定品であること。
一 斉 開 放 弁		起 動 操 作 部	設 置 場 所 等	目視及びスケールを用いて確認する。	火災のとき容易に接近できる位置に設けてあること。
			設 置 高 さ		床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。
		作 動 試 験 装 置		目視により確認する。	作動試験をするための装置が設けてあること。
		構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	検定品であること。
末 端 試 験 弁		設 置 場 所		目視により確認する。	流水検知装置又は圧力検知装置の設けられる配管の系統ごとに 1 個ずつ、放水圧力が最も低くなると予想される配管の部分に設けてあること。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定することができる装置の設置場所を確認すること。
		構 造		目視により確認する。	一次側には圧力計が、二次側には試験用放水口が取り付けられる構造であること。
		表 示		目視により確認する。	直近の見やすい箇所に末端試験弁である旨の標識が設けてあること。
自 動 警 報 装 置		音 響 警 報 装 置		目視により確認する。	各階又は放水区域ごとに有効に設けてあること。
		火 災 表 示 装 置		目視により確認する。	防災センター等に設けてあること。
送 水 口	設 置 場 所 等	設 置 場 所 等		目視及びスケールを用いて確認する。	a 消防ポンプ自動車が、容易に接近することができる位置に設けてあること。 b 専用であること。
		設 置 高 さ			地盤面からの高さが 0.5m 以上 1m 以下で、かつ、送水に支障のない位置に設けてあること。
表 示		直近の見やすい箇所にスプリンクラー用送水口である旨及び送水圧力範囲を表示した標識が設けてあること。			
機 器	結 合 金 具			目視により確認する。	a 口径は、呼称 65 でねじ式のめねじ又は差込式の受け口が設けられていること。 b 双口形であること。 c 変形、損傷、つまり等がなく防護器具等で有効に保護されていること。
					逆 止 弁 等
減 圧 措 置				目視により確認する。	スプリンクラーヘッド及び補助散水栓の放水圧力が 1MPa を超えないための措置を講じてあること。
排 水 設 備 (放水型ヘッドを用いるスプリンクラー設備に限る。)				目視により確認する。	排水溝、排水口等が有効に排水できるよう適正に設けられていること。
補 助 散 水 栓 等	散 水 栓	設 置 場 所		目視及びスケールを用いて確認する。	スプリンクラーヘッドの未警戒となる部分から一のホース接続口までの水平距離が 15m 以下となるように設けてあること。
		周 囲 の 状 況 ・ 操 作 性			操作は容易で、かつ、障害となるものがない場所に設けてあること。
		開 閉 弁 の 設 置 高 さ			ホース接続口及び開閉弁は、床面から高さ 1.5m 以下の位置に設けてあること。

		ホ ー ス の 接 続 等		ホースの形状等に適した方法により接続されていること。
		消 火 栓 開 閉 弁		消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官の登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	散 水 栓 箱	周 囲 の 状 況	目視により確認する。	扉の開閉及び放水等の操作に支障のない広さが確保されていること。
		設 置 状 況		a 取り付けが堅固であること。 b 放水用器具、ホース接続口、開閉弁等が収納されていること。
		材 質 等		a 鋼板等の不燃材料で作られていること。 b 変形、損傷等がないこと。
		赤 色 灯		a 上部に設けられていること。 b 取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できるものであること。
		表 示		a 表面には、「消火用散水栓」又は「消火栓」と表示されていること。 b 操作方法が表示されていること。
	ホース・ノズル	ホ ー ス (結合金具を含む。)	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 所要の長さがあること。
		ホ ー ス 接 続 口		ホースの形状等に適したもので、ホースの着脱が容易であること。
		ノ ズ ル		適正な口径であり、容易に開閉できる装置が設けてあること。
		結 合 状 態		確実に取り付けられており、使用が容易な状態で変形、損傷、つまりがないこと。
		収 納 状 態		1人操作により延長が容易にできるように収納されていること。

イ 機能試験

試 験 項 目				試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
加 圧 送 水 装 置 試 験	ポンプを用 いるもの	呼 水 装 置 作 動 試 験	減 水 警 報 装 置 作 動 状 況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽の 排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね2分の1に減水するまでの間に確実に作動すること。
			自 動 給 水 装 置 作 動 状 況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。
			呼 水 槽 か ら の 水 の 補 給 状 況	ポンプの漏斗、排気弁を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。
		制 御 装 置 試 験	ポ ン プ の 起 動・停止操作 時 の 状 況 及 び 監 視 機 器 の 作 動 状 況	ポンプを起動させた後、停止させる。	a 起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は適正であること。

			ポンプ運転時における電源切替時の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を遮断させる。また、その後常用電源を復旧させる。	常用電源の遮断後及び復旧後において、起動操作することなくポンプが安定して継続運転していること。
	起動装置試験	ポンプの起動状況等		制御盤の直接操作又は遠隔操作、末端試験弁の開放、補助散水栓のノズル開放、火災感知器の作動等のポンプを起動させるための操作を行う。	ポンプの始動及び停止が確実であること。
		起動表示の点灯状況			始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。
		起動用水圧開閉装置の作動圧力		起動用水圧タンクの排水弁を開放して、起動用水圧開閉器の設定作動圧力を測定する。 (この試験は、3回繰り返す。)	作動圧力は、設定作動圧力値の±0.05MPa以内であること。
	ポンプ試験	ポンプ、電動機、内燃機関その他の機器等の運転状況		ポンプを起動させる。	a 電動機、内燃機関及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機、内燃機関に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機、内燃機関の起動性能が確実であること。 d ポンプのグランド部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。
		※ポンプ締切運転時の状況		ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、締切揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程—吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※ポンプ定格負荷運転時の状況		ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程—吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の100%以上110%以下であること。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置にあっては、100%以上125%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※水温上昇防止装置試験		ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ q : 逃し水量 (L/min) L _s : ポンプ締切運転時出力 (kW) C : 3.6MJ (1kW 時当たりの水の発熱量) Δt : 30℃ (ポンプ内部の水温上昇限度)

		※ポンプ性能試験装置試験	ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を JIS B8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	JIS B8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
高架水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
	静水圧測定		高架水槽から最上位及び最下位の末端試験弁又は一斉開放弁若しくは手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置における静水圧を測定する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、放水圧力及び放水量を測定することができる装置の圧力計の指示値を基に計算すること。	設計された圧力値以上であること。
圧力水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。または、減水により警報を発すること。
		自動加圧装置作動状況	排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を降下させる。	自動加圧装置が作動すること。
	静水圧測定		圧力水槽から最上位及び最下位の末端試験弁又は一斉開放弁若しくは手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置における静水圧を測定する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、放水圧力及び放水量を測定することができる装置の圧力計の指示値を基に計算すること。	設計された圧力値以上であること。
配管耐圧試験			当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の 1.5 倍以上の水圧を加える。ただし、開放型の場合は、ヘッド取り付け前に行う。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。
手動式起動装置試験			各放水区域に設けられた手動起動装置を操作し、その機能を確認する。	作動及び機能が適正であること。
流水検知装置・表示等			末端試験弁又は流水検知装置附属の試験弁を操作することにより、流水検知装置又は圧力検知装置、音響警報装置及び火災表示装置の作動状況を確認する。	a 火災表示装置に作動した階又は放水区域が適正に表示されること。 b 流水検知装置又は圧力検知装置の作動が適正であること。 c 音響警報装置の作動及び警報の報知は、適正であること。

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成 9 年消防庁告示第 8 号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試 験 項 目			試 験 方 法		合 否 の 判 定 基 準	
放 水 試 験	開放型スプリンクラーヘッドを用いるもの	放水区域ごとに行う。なお、一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側に設けられた止水弁を閉とし、試験用排水管に設けられた仕切弁を開とすること。				
		起動性能等	自動火災感知装置による起動	所定の方法により作動させる。	a 一斉開放弁が正常に作動すること又は手動式開放弁が正常に操作できること。 b 加圧送水装置が確実に作動すること。 c 試験用排水管から正常に排水すること。 d 圧力検知装置又は流水検知装置が正常に作動すること。 e 適正に警報を発し、防災センター等に放水した階又は放水区域の表示ができること。ただし、自動火災警報設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置が設けられていなくてもよい。	
			手動起動装置による起動	手動式開閉弁を操作し開放する。		
	閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるもの	放水区域ごとに行う。なお、予作動式のもの、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する加圧送水装置を設ける特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、自動火災報知設備の感知器を規定の方法により作動させること。				
	起 動 性 能 等	末端試験弁を開放する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定することができる装置を用いて確認すること。		a 高架水槽及び圧力水槽を用いるものにあつては、流水検知装置又は圧力検知装置の作動により定められた警報が適正に発せられること。 b ポンプを用いるものにあつては、流水検知装置又は起動用水圧開閉装置が作動することにより加圧送水装置が起動すること。 c 定められた警報が適正に発せられること。 d 防災センター等に、放水した階又は放水区域の表示ができること。ただし、自動火災警報設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置が設けられていなくてもよい。 e 乾式又は予作動式にあっては、1 分以内に放水されること。なお、乾式又は予作動式にあっては、放水後の排水を十分に行うこと。		
	放 水 圧 力	末端試験弁において、放水圧力及び放水量を測定する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定することができる装置を用いて確認すること。		放水圧力は 0.1MPa 以上 1MPa 以下（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては 0.02MPa（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、0.05MPa）以上 1.0MPa 以下）、放水量は標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び側壁型ヘッドにあっては 80ℓ/min 以上、小区画型ヘッドにあっては 50ℓ/min（特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものにあつては、15ℓ/min（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、30ℓ/min）以上であること。 なお、放水量は、次式により算出することができる。 Q = K√10P Q : 放水量（ℓ/min） P : 放水圧力（MPa） K : 定数		
	放 水 量					

補 助 散 水 栓	放 水 圧 力	放水圧力が最も低くなると予想される箇所の補助散水栓を使用した場合のノズル先端における放水圧力及び放水量を測定する。	ノズル先端における放水圧力が 0.25MPa 以上 1MPa 以下で、放水量は 60ℓ/min 以上であること。 なお、<u>放水量</u>は、次式により算出することができる。 $Q = K D^2 \sqrt{10P}$ Q : 放水量 (ℓ/min) D : ノズル口径 (mm) K : 型式により指定された定数 P : 放水圧力 (MPa) ただし、噴霧切替ノズルにあつては、棒状で測定し、放水圧及び放水量が適正であること。
	放 水 量		
補 助 散 水 栓 操 作 性 試 験		消防用ホースの延長及び格納の操作を行う。	a 1人で容易に操作ができること。 b 消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるように収納されていること。
非常電源切替試験	自 家 発 電 設 備	常用電源における放水試験の最終段階において、常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。	a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。
	蓄 電 池 設 備		a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。
	燃 料 電 池 設 備		a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。

第 4 水噴霧消火設備

水噴霧消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目				試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
水	源	水 源 の 種 類 ・ 構 造		目視により確認する。	適正であること。
		水 量			規定量以上確保されていること。
		吸 水 障 害 防 止 措 置			防止するための措置が講じられていること。
		給 水 装 置			適正であること。
		耐 震 措 置			地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
加	設 置 場 所		目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。	
圧 送 水 装 置	ポン プ を 用 い る も の	ポンプ・ 電動機	設 置 状 況	目視により確認する。	十分な強度を有し、ヘッド等へ堅固に取り付けられていること。
			接 地 工 事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
			配 線		適正であること。
			潤 滑 油		a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。
	水温上昇 防止のた めの逃し 装置	配 管 ・ バ ル ブ 類	目視により確認する。	a 配管は、呼水管の逆止弁のポンプ側又はポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けられていること。 c 配管は、管の呼びで 15A 以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。	
				オ リ フ ィ ス 等	最小流過口径は、3mm 以上あること。
				ブースターポンプに 設ける逃し配管・逃し 装置	a 逃し配管にあつては、配管の高さが一次ポンプの定格全揚程との和以上であること。 b 逃し装置にあつては設定圧力が、ブースターポンプの押込圧力を超える圧力以上、ブースターポンプの押込圧力とブースターポンプの定格全揚程との和以下であること。
	性能試験装置の配管・バルブ類		目視により確認する。	a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。	
	呼水装置	材 質	目視により確認する。	a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けられていること。	
				水 量	100ℓ以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が 150A 以下の場合は、50ℓ以上の水量が確保されていること。
				溢 水 用 排 水 管	管の呼びで 50A 以上であること。

			呼 水 管			管の呼びで 40A 以上であること。
			補 給 水 管			a 管の呼びで 15A 以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。
			減 水 警 報 装 置			発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。
		制御装置	設 置 場 所	目視により確認する。		ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和 56 年消防庁告示第 10 号)第 3 に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあっては、この限りでない。
			制 御 盤			a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合にあっては、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。 d インバータ方式の制御盤を用いるものにあっては、電動機及び発電機その他の設備へ影響を与えないための措置、並びに電動機の回路を保護するための装置が作動した場合でも、確実に電動機が作動するための措置が施してあること。
			予 備 品 等			所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
			接 地 工 事			電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
		圧力計・連成計	設 置 位 置	目視により確認する。		吐出側に圧力計及び吸込側に連成計(水中ポンプにあっては、吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。
			性 能			JIS B7505 に適合し、1.6 級以上の精度を有するものであること。
		減 圧 措 置		目視により確認する。		噴霧ヘッドにおける放射圧力が当該噴霧ヘッドの性能範囲の上限値を超えないための措置が講じてあること。
		起	直 接 操 作 部	目視により確認する。		直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。
		動	起 動 用 水 圧 開閉装置	目視により確認する。		労働安全衛生法に定める第 2 種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
						100ℓ以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主配管に設ける止水弁の呼び径が 150A 以下の場合にあっては、50ℓ以上のものであること。
						a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に管の呼びで 25A 以上の配管で連結し、止水弁を挿入したものであること。 b 起動用圧力タンク又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ起動試験用の排水弁を設けていること。
		置	自 動 式 起 動 装置	目視により確認する。		火災が有効に感知できるように設けられていること。
						自動火災報知設備の基準に準じて設けられていること。

		手動式起動装置	設置場所等	目視及びスケールを用いて確認する。	当該地域が火災のとき容易に接近することができる箇所に設けられていること。
			設置高さ		床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。
			構造		容易に操作ができるものであること。
			表示		直近の見やすい箇所に起動操作部である旨の表示がされているものであること。
		流水検知装置		目視により確認する。	警報を発することができるものであること。
	高架水槽を用いるもの	構造	目視により確認する。	適正であること。	
		内容積・落差		所定の内容積及び落差を有すること。	
		配管・バルブ類		a 水位計、排水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水弁管には、止水弁が設けられていること。	
		水位計		a 指示が適正であること。 b 変形・損傷等がないこと。	
	圧力水槽を用いるもの	種類・構造	目視により確認する。	a 1MPa 以上のものにあつては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1MPa 未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第 2 種圧力容器の規定に適合したものであること。	
		内容積・有効圧力		a 加圧ガス容器により生ずる圧力によるものにあつては、所定の圧力を得るのに十分な量の加圧用ガスが充填された加圧用ガス容器が設けられていること。 b 加圧用ガス容器により生ずる圧力によるもの以外のものにあつては、水量が内容積の 3 分の 2 以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。	
		自動加圧装置		圧力の自然低下が防止できるものであること。	
		配管・バルブ類		a 圧力計、水位計、排水管、補給水管、給気管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。	
		水位計・圧力計		a 指示が適正であること。 b 変形、損傷等がないこと。	
		耐震措置		目視により確認する。	地震動により変形、損傷等が生じないように措置されていること。
	配管・バルブ類	設置状況	目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。	

	機 器 配 管	目視により確認する。	a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 若しくは G3459 に適合するもの、これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製のもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 b 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2302、B2308 のうち材料に G3214（SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。）若しくは G5121（SCS13 又は SCS14 に限る。）を用いるもの、B2311、B2312 若しくは B2313（G3468 を材料とするものを除く。）に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。
		バ ル ブ 類	a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5702、G5705（黒心可鍛鉄品に限る。）、H5120 若しくは H5121 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、JIS B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 c 吐出側主配管に内ネジ式バルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。 d 開閉弁又は止水弁にあつては開閉方向、逆止弁にあつては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。
		吸 水 管	a ポンプごとに専用であること。 b ろ過装置が適正に設けられていること。
		フ ー ト 弁 (水源の水位がポンプより低い位置にあるものに限る。)	a フート弁が適正な位置に設けられていること。 b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。 c 弁箱、ろ過装置、弁体及び弁座は、使用圧力に十分耐えることのできる強度及び耐食性を有するものであること。
	防 食 措 置	目視により確認する。	乾式の流水検知装置及び一斉開放弁の二次側配管は、亜鉛めっき等による防食措置が施されていること。
	耐 震 措 置	目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
	電 常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
源	非 常 電 源 の 種 類	非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積 1,000m ² 以上のものを除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。

噴霧ヘッド等	設 置 方 法		配 置 等		目視により確認する。	a 配置が適正であり、かつ、散水分布による未警戒部分がないよう設けられていること。 b 設置場所に応じた適正なものであること。		
			配 管 へ の 取 付			適正であること。		
	機 器		噴 霧 ヘ ッ ド			目視により確認する。	オリフィス面積、形状等は、適正であること。	
			自 動 火 災 感 知 装 置				自動火災報知設備の基準に準じて設けられていること。	
制 御 弁	設 置 場 所 等		目視により確認する。		目視により確認する。	a 点検に便利で、かつ、火災による災害等の被害を受けるおそれが少ない場所に設けてあること。 b 放水区域又は各階ごとに設けてあること。		
			設 置 高 さ			床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。		
			構 造			みだりに閉止できない措置が講じられていること。		
			表 示			直近の見やすい箇所に水噴霧消火設備の制御弁である旨及び常時開の状態を表示した標識が設けられていること。		
流水検知装置・圧力検知装置	設 置 場 所 等		目視により確認する。		目視により確認する。	点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない場所に設けてあること。		
			種 別 ・ 口 径			適正であること。		
			減 圧 警 報			流水検知装置の二次側に圧力の設定を必要とする設備にあっては二次側の圧力が当該流水検知装置の圧力設定値以下になった場合、自動的に警報を発するものが設けられていること。		
			構 造 ・ 性 能			適正であること。また、流水検知装置は、検定品であること。		
一 斉 開 放 弁	起 動 操 作 部	設置場所等		目視及びスケール等を用いて確認する。	目視及びスケール等を用いて確認する。	火災のとき容易に接近できる位置に設けてあること。		
		設 置 高 さ				床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。		
	作 動 試 験 装 置		目視及びスケール等を用いて確認する。			作動試験をするための装置が設けてあること。		
	構 造 ・ 性 能		目視及びスケール等を用いて確認する。			検定品であること。		
自 動 警 報 装 置	音 響 警 報 装 置		目視により確認する。		目視により確認する。	各階又は放水区域ごとに有効に設けてあること。		
	火 災 表 示 装 置		防災センター等に設けてあること。					
排 水 設 備 (道路の用に供される部分又は駐車 の用に供される部分に設けるもの)	床 面 の 勾 配		目視により確認する。		目視により確認する。	a 道路には、排水溝に向かって有効に排水できる勾配があること。 b 車両が駐車する場所の床面には、排水溝に向かって、100 分の 2 以上の勾配があること。		
	排 水 溝 ・ 集 水 管					排水溝は、長さ 40m 以内ごとに 1 個の集水管が設けられ、消火ピットに連結してあること。		
	消 火 ピ ッ ト	構 造		油分離装置を有していること。				
		設 置 位 置		火災による影響の少ない場所に設けてあること。				
	区画境界堤の高さ					10cm 以上であること。		

イ 機能試験

試 験 項 目				試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
加 圧 送 水 装 置 試 験	ポンプを用 いるもの	呼水装置作 動試験	減水警報装 置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽 の排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね2分の1に減水するまでの間に確実に作動すること。
			自動給水装 置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。
			呼水槽から の水の補給 状況	ポンプの漏斗、排気弁等を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。
		制 御 装 置 試験	ポンプの起 動・停止操 作時の状況 及び監視機 器の作動状 況	ポンプを起動させた後、停止させる。	a 起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流は適正であること。
			ポンプ運転 時における 電源切替時 の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を 遮断させる。また、その後、常用電源 を復旧させる。	常用電源の遮断及び復旧後において、起動操作することなくポンプが安定して 継続運転していること。
			起動装置試 験	ポンプの起 動状況等	ポンプの始動及び停止が確実であること。
	ポンプ試験	起動用水圧 開閉装置の 作動圧力	起動用水圧 開閉装置の 作動圧力	起動用圧力タンクの排水弁を開放し て、起動用水圧開閉器の設定作動圧力 を測定する。 (この試験は、3回繰り返す。)	作動圧力が、設定作動圧力値の±0.05MPa 以内であること。
			ポンプ、電 動機その他 の機器等の 運転状況	ポンプを起動させる。	a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機の起動性能が確実であること。 d ポンプのグラウンド部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。
		※ポンプ締 切運転時 の状況	※ポンプ締 切運転時 の状況	ポンプの吹出側の止水弁を閉止し、 締切揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用する ものは、揚程―吐出量の合成特性 を作成し、その特性を確認する。	a 締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程（ブースターポンプにあっては、合成 特性値）の140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。

			※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程一吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の100%以上110%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※水温上昇防止装置試験		ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ q : 逃し水量（L／min） L _s : ポンプ締切運転時出力（kW） C : 3.6MJ（1kW 時当たりの水の発熱量） Δt : 30℃（ポンプ内部の水温上昇限度）
		※ポンプ性能試験装置試験		ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を JIS B8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	JIS B8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
高架水槽を用いるもの	作 動 試 験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。	
	静 水 圧 測 定		高架水槽から最上位及び最下位の一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置における静水压を測定する。	設計された圧力値以上であること。	
圧力水槽を用いるもの	作 動 試 験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水させる。	給水装置が作動し、給水されること又は減水により警報を発すること。	
		自動加圧装置作動状況	排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を降下させる。	自動加圧装置が作動すること。	
	静 水 圧 測 定		圧力水槽から最上位及び最下位の一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置における静水压を測定する。	設計された圧力値以上であること。	
配 管 耐 圧 試 験				当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の1.5倍以上の水圧を加える。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。
手 動 式 起 動 装 置 試 験				各放射区域に設けられた手動起動装置を操作し、その機能を確認する。	作動及び機能が適正であること。
流 水 検 知 装 置 ・ 表 示 等				テスト弁を操作することにより、流水検知装置又は圧力検知装置、音響警報装置及び火災表示・装置の作動状況並びに放水を確認する。	a 火災表示装置に作動した階又は放水区域が適正に表示されること。 b 流水検知装置又は圧力検知装置の作動が適正であること。 c 音響警報装置の作動及び警報の報知は、適正であること。

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
放射試験	すべての放射区域について行う。なお、いずれの放射区域においても放射圧力が最も低くなると予想されるヘッド及び放射圧力が最も高くなると予想されるヘッドの一次側に圧力計を取り付けておくこと。			
	起動性能等	自動火災感知装置による起動	所定の方法により作動させる。	a 一斉開放弁が正常に作動すること又は手動式開放弁が正常に操作できること。 b 加圧送水装置が確実に作動すること。 c 圧力検知装置又は流水検知装置が正常に作動すること。 d 適正に警報を発し、防災センター等に放水した階又は区域の表示ができること。ただし、自動火災警報設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置が設けられていなくてもよい。
		手動起動装置による起動	起動操作部(手動式開放弁、遠隔起動操作部分が設けられているものにあつては、当該操作部を含む。)を開放する。	
	ヘ ッ ド の 放 射 状 況		目視により確認する。	a 噴霧ヘッドから正常に放射すること。 b 防護対象物が噴霧ヘッドの有効防護空間内に包含されていること。
	放 射 圧 力		放射圧力及び放射量を測定する。	放射圧力及び放射量は、設置したヘッドの使用範囲内であること。なお、放射量は、次式により算出することができる。 $Q = K\sqrt{10P}$ Q :放射量(ℓ/min) P :放射圧力(MPa) K :定数
	放 射 量			
	排水設備試験(道路の用に供される部分又は駐車のに供される部分に設けるもの)	区画境界堤の状態	目視により確認する。	放射された水は、区画境界堤から溢水しないこと。
		消火ピットの水位	目視により確認する。	設計値の範囲内であること。
排水状況		目視により確認する。	支障なく行えること。	
非常電源切替試験	自家発電設備	常用電源における放射試験の最終段階において、常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。	a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力及び放射量は、適正であること。	
	蓄電池設備		a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力及び放射量は、適正であること。	
	燃料電池設備		a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力及び放射量は、適正であること。	

第 5 泡消火設備

泡消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目				試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準	
水	源	水 源 の 種 類 ・ 構 造		目視により確認する。	適正であること。	
		水 量			規定量以上確保されていること。	
		吸 水 障 害 防 止 措 置			防止するための措置が講じられていること。	
		給 水 装 置			適正であること。	
		耐 震 措 置			地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。	
加	設 置 場 所		目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。		
圧	ポ ン プ を	ポンプ・ 電動機	設 置 状 況	目視により確認する。	十分な強度を有し、ヘッド等へ堅固に取り付けられていること。	
			接 地 工 事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。	
			配 線		適正であること。	
			潤 滑 油		a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。	
送	用 い る も の	水温上昇 防止のた めの逃し 装置 〔ポンプ 本体に 逃し機 構を有 するも のを除 く。〕	配 管 ・ バ ル ブ 類	目視により確認する。	a 配管は、呼水管の逆止弁のポンプ側又はポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けてあること。 c 配管は、管の呼びで 15A 以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。	
			オ リ フ ィ ス 等		最小流過口径は、3mm 以上あること。	
		性能試験装置の配管・バルブ類			目視により確認する。	a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。
		呼水装置	材 質		目視により確認する。	a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けられていること。
			水 量			100ℓ以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が 150A 以下の場合は 50ℓ以上の水量が確保されていること。
溢 水 用 排 水 管	管の呼びで 50A 以上であること。					
呼 水 管	管の呼びで 40A 以上であること。					

		補給水管			a 管の呼びで 15A 以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。
		減水警報装置			発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。
	制御装置	設置場所		目視により確認する。	ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和 56 年消防庁告示第 10 号)第 3 に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあってはこの限りでない。
		制御盤			a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合は、他の回路より及び他の回路の事故等により影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。 d インバータ方式の制御盤を用いるものにあっては、電動機及び発電機その他の設備へ影響を与えないための措置、並びに電動機の回路を保護するための装置が作動した場合でも、確実に電動機が作動するための措置が施してあること。
		予備品等			所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
		接地工事			電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
	圧力計・連成計	設置位置		目視により確認する。	吐出側に圧力計及び吸込側に連成計(水中ポンプにあっては、吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。
		性能			JIS B7505 に適合し、1.6 級以上の精度を有するものであること。
	減圧措置			a 泡放出口の放出圧力又はノズルの先端の放射圧力が当該泡放出口又はノズルの性能範囲の上限値を超えないための措置が講じてあること。 b 減圧弁等の減圧装置が使用するものにあっては、当該装置の故障により送水に支障が生じないように設けてあること。	
	起動装置	直接操作部		目視により確認する。	直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。
		起動用水圧開閉装置	起動用圧力タンク	目視により確認する。	労働安全衛生法に定める第 2 種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
			タンクの容量		100ℓ以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主配管に設ける止水弁の呼び径が 150A 以下の場合にあっては 50ℓ以上のものであること。
			配管・バルブ類		a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に、管の呼びで 25A 以上の配管で連結し、止水弁を挿入したものであること。 b 起動用圧力タンク又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ起動試験用の排水弁を設けていること。
		自動式起動装置	閉鎖型スプリンクラーヘッド	目視により確認する。	火災が有効に感知できるように設けられていること。
			自動火災感知装置		自動火災報知設備の基準に準じて設けられていること。
		手動式起動装置	設置場所等		目視により確認する。
	設置高さ		床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。		

配管・バルブ類			構	造		容易に操作ができるものであること。
			表	示		直近の見やすい箇所に起動操作部である旨の表示がされているものであること。
			流 水 検 知 装 置		目視により確認する。	警報を発することができるものであること。
	高架水槽を用いるもの	構		造	目視により確認する。	適正であること。
		内 容 積 ・ 落 差		所定の内容積及び落差を有すること。		
		配 管 ・ バ ル ブ 類		a 水位計、配水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。		
		水 位 計		a 指示が適正であること。 b 変形・損傷等がないこと。		
	圧力水槽を用いるもの	種 類 ・ 構 造		目視により確認する。	a 1MPa 以上のものにあつては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1MPa 未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第 2 種圧力容器の規定に適合したものであること。	
		内 容 積 ・ 有 効 圧 力			a 加圧ガス容器により生ずる圧力によるものにあつては、所定の圧力を得るのに十分な量の加圧用ガスが充填された加圧用ガス容器が設けられていること。 b 加圧用ガス容器により生ずる圧力によるものの以外のものにあつては、水量が内容積の 3 分の 2 以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。	
		自 動 加 圧 装 置			圧力の自然低下が防止できるものであること。	
		配 管 ・ バ ル ブ 類			a 圧力計、水位計、排水管、補給水管、給気管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。	
		水 位 計 ・ 圧 力 計			a 指示が適正であること。 b 変形、損傷等がないこと。	
	耐 震 措 置		目視により確認する。	地震動により変形、損傷等が生じないように措置されていること。		
	設 置 状 況		目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。		

	機 器	配 管	目視により確認する。	a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 若しくは G3459 に適合するもの、これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製のもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 b 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2302、B2308 のうち材料に G3214 (SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。) 若しくは G5121 (SCS13 又は SCS14 に限る。) を用いるもの、B2311、B2312 若しくは B2313 (G3468 を材料とするものを除く。) に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。
		バ ル ブ 類		a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5702、G5705 (黒心可鍛鉄品に限る。)、H5120 若しくは H5121 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、JIS B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 c 吐出側主配管に内ネジ式バルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。 d 開閉弁又は止水弁にあつては開閉方向、逆止弁にあつては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。
		吸 水 管		a ポンプごとに専用であること。 b ろ過装置が適正に設けられていること。
		フ ー ト 弁 (水源の水位がポンプより低い位置にある場合に限る。)		a フート弁が適正な位置に設けられていること。 b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。 c 弁箱、ろ過装置、弁体及び弁座は、使用圧力に十分耐えることのできる強度及び耐食性を有するものであること。
	防 食 措 置		目視により確認する。	乾式の流水検知装置及び一斉開放弁の二次側配管は、亜鉛めっき等による防食措置が施されていること。
	耐 震 措 置		目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
	電 源		目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非 常 電 源 の 種 類		非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積が 1,000m ² 以上のものを除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。

放射区域又は防護区画の数及び設定状況			目視により確認する。	配置が適正であり、かつ、未警戒部分がないように設けられていること。
放 出 口	設 置 方 法	配 置 等	目視により確認する。	a 低発泡を用いるものは、未警戒部分がなく、かつ、放射分布の障害とならないように設けてあること。 b 高発泡を用いるものは、防護対象物の最高位より上部の位置に設けてあること等適正に設けてあること。 c 局所放出方式のものにあっては相互に接近した防護対象物が延焼のおそれのある場合は、その延焼範囲内の防護対象物として設ける等適正に設けていること。
		配 管 へ の 取 付		配管と確実に接続されていること。
		取 付 方 向		適正であること。
	機 器	泡 へ ッ ド	目視により確認する。	適正なものであること。
		高 発 泡 用 泡 放 出 口		適正なものであること。
	制 御 弁	設 置 場 所 等		目視により確認する。
設 置 高 さ		目視及びスケール等を用いて確認する。	床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。	
構 造		目視により確認する。	みだりに閉止できない措置が講じられていること。	
表 示		目視により確認する。	直近の見やすい箇所に泡消火設備の制御弁である旨及び常時開の状態を表示した標識が設けられていること。	
流 水 検 知 装 置・ 圧 力 検 知 装 置	設 置 場 所 等		目視により確認する。	点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない場所に設けてあること。
	種 別 ・ 口 径		目視により確認する。	適正であること。
	減 圧 警 報		目視により確認する。	流水検知装置の二次側に圧力の設定を必要とする設備にあっては、二次側の圧力が当該流水検知装置の圧力設定値以下になった場合、自動的に警報を発するものが設けられていること。
	構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	適正であること。また、流水検知装置は、検定品であること。
一 斉 開 放 弁	起 動 操 作 部	設置場所等	目視及びスケール等を用いて確認する。	火災のとき容易に接近できる位置に設けてあること。
		設 置 高 さ		床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。
	作 動 試 験 装 置		目視により確認する。	作動試験をするための装置が設けてあること。
	構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	検定品であること。
自 動 警 報 装 置	音 響 警 報 装 置		目視により確認する。	各階又は放水区域ごとに有効に設けてあること。
	火 災 表 示 装 置		目視により確認する。	防災センター等に設けてあること。

防護区画の開口部 (高発泡に限る。)		開 口 部 の 措 置		目視により確認する。	防護区画の上部以外に開口部があるときは、自動閉鎖装置が設けてあること。		
		自動閉鎖装置を設けない開口部			開口部は、泡水溶液の付加量に適合する開口部面積以下であること。		
		開 口 部 の 構 造			開口部の扉等は、放射された泡が防護区画外に流出するおそれのないものであること。		
貯蔵槽等	貯蔵槽	設置場所 機 器 消火剤の適合性 貯 蔵 量 圧力計の指示		目視により確認する。	a 火災の際、延焼のおそれのない場所であること。 b 泡消火薬剤の性状が変質するおそれの少ない場所であること。		
					適正であること。		
					規定量以上であること。		
					常時加圧されているものにあつては、圧力計の指示が適正であること。		
	混合装置	設置場所 混 合 方 式		目視により確認する。	火災の際、延焼のおそれのない場所であること。		
					適正であること。		
	泡消火薬剤	種 別 性 能		目視により確認する。	所定のものが使用されていること。		
					検定品であること。		
	耐震措置		目視により確認する。		地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。		
	泡消火栓等	泡消火栓	設置場所 周囲の状況・操作性 開閉弁設置高さ ホース接続口		目視及びスケール等を用いて確認する。	防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が 15m 以下となるように設けてあること。	
操作が容易で、かつ、障害となるものがない場所に設けてあること。							
ホース接続口及び開閉弁は、床面からの高さが 1.5m 以下の位置になること。							
ホース接続口は、差込式又はねじ式の呼称 40 又は 50 のものであること。							
泡消火栓箱		周囲の状況 設置状況 材 質 等 表 示 灯 表 示		目視により確認する。	扉の開閉及び放射等の操作に支障のない広さが確保されていること。		
					a 取り付けが堅固であること。 b 泡放射用器具、ホース接続口、開閉弁等が収納されていること。		
					a 鋼材等の不燃材料で作られていること。 b 変形、損傷等がないこと。		
					上部には、取付面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れたところから容易に識別できるものであること。		
					表面には、「泡消火栓」と表示されていること。		
ホース・ノズル		ホース (結合金具を含む。)		目視により確認する。		a 検定品であること。 b 呼称 40 又は 50 のものが、所要の長さ、本数が備えられていること。	

		ホース接続口		ホースの形状に適したもので、ホースの着脱が容易であること。
		ノズル		適正であること。
		結合状態		確実に結合されており、使用が容易な状態で変形、損傷、つまりがないこと。
		収納状態		ねじれ、からみ等がないように整然と収納されていること。

イ 機能試験

試験項目				試験方法	合否の判定基準
加圧送水装置試験	ポンプを用いるもの	呼水装置作動試験	減水警報装置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね2分の1に減水するまでの間に確実に作動すること。
			自動給水装置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。
			呼水槽からの水の補給状況	ポンプの漏斗、排気弁を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。
	制御装置試験	ポンプの起動・停止操作時の状況及び監視機器の作動状況	ポンプの起動	ポンプを起動させた後、停止させる。	a 起動、停止のための押釦スイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は適正であること。
			ポンプ運転時における電源切替時の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を遮断させる。また、その後、常用電源を復旧させる。	常用電源の遮断後及び復旧後において、起動操作することなくポンプが安定して継続運転していること。
			起動装置試験	制御盤の直接操作又は遠隔操作、火災感知器の作動等の起動させるための操作をする。	ポンプの始動及び停止が確実であること。
	起動装置試験	起動表示の点灯状況	起動表示の点灯状況		始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。
			起動用水圧開閉装置の作動圧力	起動用圧力タンクの排水弁を開放して、起動用水圧開閉器を設定作動圧力を測定する。 (この試験は、3回繰り返す。)	作動圧力は、設定作動圧力値の±0.05MPa以内であること。
			ポンプ試験	ポンプ、電動機その他の機器等の運転状況	a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機の起動性能が確実であること。 d ポンプのグラウンド部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。

			※ポンプ締切運転時の状況	ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、締切揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程一吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
			※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程一吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の100%以上110%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※水温上昇防止装置試験		ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ q : 逃し水量（L／min） L _s : ポンプ締切運転時出力（kW） C : 3.6MJ（1kW 時当たりの水の発熱量） Δt : 30℃（ポンプ内部の水温上昇限度）
		※ポンプ性能試験装置試験		ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を JIS B8302に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	JIS B8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
高架水槽を用いるもの	作 動 試 験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。	
	静 水 圧 測 定		高架水槽から最上位及び最下位の一斉開放弁若しくは手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置で静水圧を測定する。	設計された圧力値以上であること。	
圧力水槽を用いるもの	作 動 試 験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること又は減水により警報を発すること。	
		自動加圧装置作動状況	排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を降下させる。	自動加圧装置が作動すること。	
	静 水 圧 測 定		圧力水槽から最上位及び最下位の一斉開放弁若しくは手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値以上であること。	
配 管 耐 圧 試 験				当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の1.5倍以上の水圧を加える。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。
手 動 式 起 動 装 置 試 験				各放射区域に設けられた手動起動装置を操作し、その機能を確認する。	作動及び機能が適正であること。

流 水 検 知 装 置 ・ 表 示 等	テスト弁を操作することにより、流水検知装置又は圧力検知装置、音響警報装置、火災表示装置の作動状況並びに放射を確認する。	a 火災表示装置に設置階又は放射区域が適正に表示されること。 b 流水検知装置又は圧力検知装置の作動が適正であること。 c 音響警報装置の作動及び警報の報知は適正であること。
---------------------	--	--

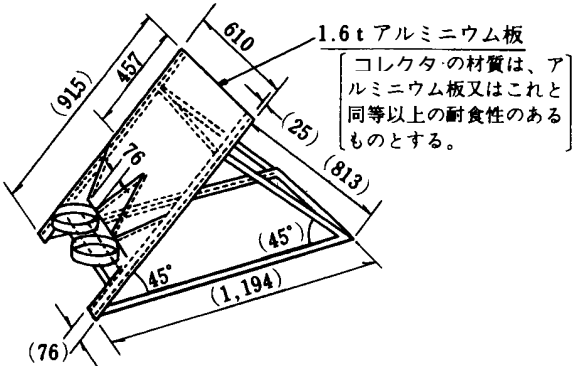
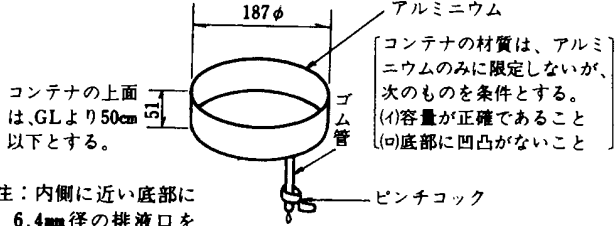
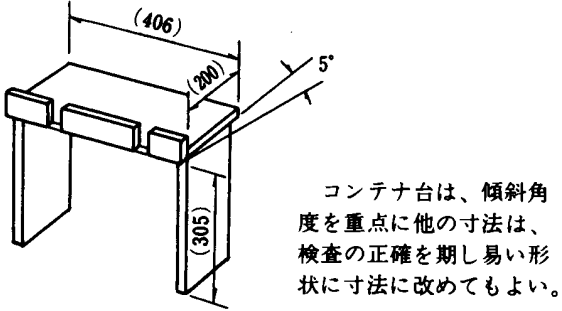
備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

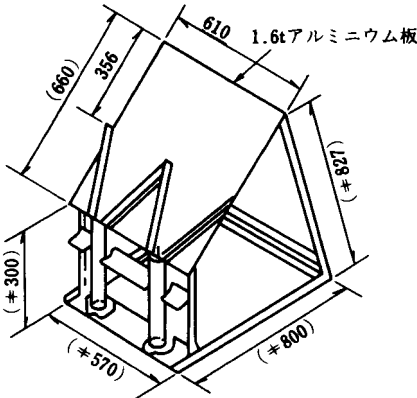
試 験 項 目		試 験 方 法		合 否 の 判 定 基 準			
泡 放 射 試 験 （ 低 発 泡 に よ る も の ）	固 定 式	すべての放射区域について行う。なお、いずれの放射区域においても放射圧力が最も低くなると予想されるヘッド及び放射圧力が最も高くなると予想されるヘッドの一次側に圧力計を取り付けておくこと。					
		起動性能等	自動火災感知装置による起動	所定の方法により作動させる。	a 一斉開放弁が正常に作動すること又は手動式開放弁が正常に操作できること。 b 加圧送水装置が確実に作動すること。 c 圧力検知装置又は流水検知装置が正常に作動すること。 d 適正に警報を発し、中央管理室等常時人のいる場所に放射した階又は放射区域の表示がでること。ただし、自動火災警報設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置が設けられていなくてもよい。		
			手動起動装置による起動	起動操作部（手動式開放弁。遠隔起動操作部分が設けられているものにあつては、当該操作部を含む。）を開放する。			
		ヘ ッ ド の 放 射 状 況		目視により確認する。		a ヘッドから正常に放射すること。 b 防護対象物がヘッドの有効防護空間内に包含されていること。	
		放 射 圧 力		放射圧力を測定する。		放射圧力は、設置した泡放出口の使用範囲内であること。	
		希 積 容 量 濃 度		一定時間内に放射した水量及び泡消火薬剤量を測定する。		泡消火薬剤の希釈濃度が 3%型にあつては 3～4%、6%型にあつては 6～8%の範囲内であること。	
		発 泡 倍 率		試験は、使用泡消火薬剤の種類に応じ所定の方法により行う。		倍率は、5 倍以上であること。	
		25% 還 元 時 間		表－1 及び表－2 参照		たん白泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤にあつては 60 秒以上、合成界面活性剤泡消火薬剤にあつては 30 秒以上であること。	
	移 動 式	放射圧力が最も低くなると予想される箇所の泡消火栓について実施する。最大 2 個同一階の泡消火栓について実施する。					
		放射量の測定	放 射 圧 力	それぞれ所定長さのホースを延長し、筒先を確実に保持する。 開閉弁を全開し、圧力計付管路媒介金具により圧力を測定する。 当該泡ノズルの圧力－吐出量の関係図等から泡水溶液の放射量を測定する。	それぞれの泡ノズルからの泡水溶液の放射量	道路の用に供される部分、自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車のために供される部分に設けられているもの。	100ℓ/min以上であること。
放 射 量			その他の防火対象物又はその部分に設けられるもの。			200ℓ/min以上であること。	
希 積 容 量 濃 度		一定時間内に放射した水量及び泡消火薬剤量を測定する。		泡消火薬剤の希釈濃度が 3%型にあつては 3～4%、6%型にあつては 6～8%の範囲内であること。			

		発 泡 倍 率 25% 還 元 時 間	試験は、使用泡消火薬剤の種類に応じ所定の方法により行う。 表－1 及び表－2 参照	倍率は、5 倍以上であること。 たん白泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤にあつては 60 秒以上、合成界面活性剤泡消火薬剤にあつては 30 秒以上であること。
泡放射試験 (高発泡によるもの)	いずれの加圧送水装置を用いるものにあつても、それぞれの放射区域について行う。なお、放射圧力が最も低くなると予想される放射区域及び放射圧力が最も高くなると予想される区域に設けられた泡放出口の一次側に圧力計を取り付けておくこと。			
	起動性能等	自動火災感知装置による起動	所定の方法により作動させる。	a 一斉開放弁が正常に作動すること又は手動式開放弁が正常に操作できること。 b 加圧送水装置が確実に作動すること。 c 圧力検知装置又は流水検知装置が正常に作動すること。 d 適正に警報を発し、防災センター等に放射した階又は放射区域の表示がでること。ただし、自動火災警報設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置が設けられていなくてもよい。
		手動起動装置による起動	起動操作部(手動式開放弁。遠隔起動操作部分が設けられているものにあつては、当該操作部を含む。)を開放する。	
	自動閉鎖装置の作動状況		目視により確認する。	確実に起動し、かつ、自動閉鎖装置が閉鎖すること。
	放射状況		目視により確認する。	a 泡放出口から正常に放射すること。 b 防護対象物が泡放出口の有効防護空間内に包含されていること。
	放出停止装置による停止状況		加圧送水装置の起動及び自動閉鎖装置の作動を確認したのち、当該装置の作動を停止させる操作をする。	確実に停止すること。
放射圧力の測定		放射圧力を測定する。		放射圧力は、設置した泡放出口の使用範囲内であること。
非常電源切替試験	自家発電設備		常用電源における放射試験の最終段階において、常用電源を電源切換装置一次側で遮断する。	a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力は、適正であること。
	蓄電池設備			a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力は、適正であること。
	燃料電池設備			a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力は、適正であること。

表－1 泡消火設備発泡倍率及び 25%還元時間測定方法

項 目		測 定 基 準	備 考
適 用 範 囲		本測定方法は、たん白泡消火薬剤又は合成界面活性剤泡消火薬剤のうち低発泡のものを使用したものについて適用する。	(単位：mm)
必要道具	発泡倍率測定器具	① 1,400mℓ容量の泡試料コンテナ 2 個(備考欄参照) ② 泡試料コレクタ 1 個(備考欄参照) ③ 秤 1 個	 1.6 t アルミニウム板 コレクタの材質は、アルミニウム板又はこれと同等以上の耐食性のあるものとする。 泡試料コレクタ
	25%還元時間測定器具	① ストップウォッチ 2 個 ② 泡試料コンテナ台 1 個(備考欄参照) ③ 100mℓ容量の透明容器 4 個	
泡 試 料 の 採 取 法		発泡面積内の指定位置に、1,400mℓ泡試料コンテナ 2 個をのせた泡試料コレクタをおき、当該コンテナに十分泡が満たされるまでコンテナをコレクタの上にのせ、満たされたらストップウォッチを押し、秒読みを開始すると共に、泡ヘッドより発泡落下中の泡から採取した試料を外部に移して、真直ぐな棒でコンテナ上面を平らにし、余分な泡及びコンテナ外側又は底面に付着している泡を取り除き、当該試料を分析する。	
測 定	発泡倍率	発泡倍率は、空気混入前の元の泡水溶液量に対する最終の泡量の比を測定するもので、あらかじめ泡試料コンテナの重量を測定しておき、泡試料をグラム単位まで測定し、次の式により計算を行うものとする。 $\frac{1,400\text{mℓ}}{\text{コンテナ重量を除いた全重量(g)}} = \text{発泡倍率}$	 アルミニウム コンテナの材質は、アルミニウムのみに限定しないが、次のものを条件とする。 (i)容量が正確であること (ii)底部に凹凸がないこと 注：内側に近い底部に 6.4mm 径の排水口を設け、ゴム管及びピンチコックを付ける。 泡試料コンテナ (寸法は、内のを示す)
	25% 還 元 時間	泡の 25%還元時間は、採取した泡から落ちる泡水溶液量が、コンテナ内の泡に含まれている全泡水溶液量の 25%(1/4) 排液に要する時間を表したものをいい、水の保持能力の程度、泡の流動性を特別に表したもので、次の方法で測定する。 測定は、発泡倍率測定を試料で行い、泡試料の正味重量を 4 等分することにより、泡に含まれている泡水溶液の 25%容量(単位 mℓ)を得る。この量が排液するに要する時間を知るためにコンテナをコンテナ台におき、一定時間内にコンテナの底にたまる液を 100mℓ容量の透明容器で受ける。 測定の一例をあげると次のとおりである。 今、泡試料の正味の重量が 180g あったとする。 $25\% \text{容量値} = \frac{180}{4} = 45 \text{ (mℓ)}$ 従って、 45(mℓ)になる時間を測定する。 これにより性能を判定する。	
法			 コンテナ台は、傾斜角度を重点に他の寸法は、検査の正確を期し易い形状に寸法に改めてもよい。 泡試料コンテナ台
(注) 寸法の () 書は、参考寸法とする。			

表ー2 泡消火設備発泡倍率及び 25%還元時間測定方法

項 目		測 定 基 準	備 考
適 用 範 囲		本測定方法は、水成膜泡消火薬剤を使用して発泡させたものについて適用する。	(単位：mm)
必要道具	発泡倍率測定器具	① 内容量 1,000mℓの目盛付シリンダ(以下 1,000mℓ目盛付シリンダという。) 2 個 ② 泡試料コレクタ 1 個(備考欄参照) ③ 1,000g 秤(又はこれに近いもの) 1 個	
	25%還元時間測定器具	① ストップウォッチ 1 個 ② 100mℓ目盛付シリンダ..... 2 個	
泡 試 料 の 採 取 法		発泡面積内の指定位置に、1,000mℓ目盛付シリンダ 2 個を設けた泡試料コレクタをおき、当該シリンダに泡が満たされるまで試料を採取し、満たされたらストップウォッチを押し、秒読みを開始すると共に、採取した試料を外部に移して、余分な泡及びシリンダ外側又は底面に付着している泡を取り除き、当該試料を分析する。	
測 定	発泡倍率	発泡倍率は、空気混入前の元の泡水溶液量に対する最終の泡量の比を測定するもので、あらかじめ 1,000mℓ目盛付シリンダの重量を測定しておき、泡試料をグラム単位まで測定し、次の式により計算を行うものとする。 $\frac{1,000\text{mℓ}}{\text{シリンダ重量を除いた全重量(g)}} = \text{発泡倍率}$	
	25%還元時間	泡の 25%還元時間は、採取した泡から落ちる泡水溶液量が、コンテナ内の泡に含まれている全泡水溶液量の 25%(1/4) 排液するに要する時間を表したものをいい、水の保持能力の程度、泡の流動性を特別に表したもので、次の方法で測定する。 測定は、発泡倍率測定の試料で行い、泡試料の正味重量を 4 等分することにより、泡に含まれている泡水溶液の 25%容量(単位 mℓ)を得る。この量が還元するに要する時間を知るためにシリンダを平らな台におき、一定時間内にシリンダの底にたまる液を泡と容易に分離していることが判然とする計量線で測定する。 測定の一例をあげると次のとおりである。 今、泡試料の正味の重量が 200g あったとすると、1g を 1mℓとして換算し、 $25\% \text{容量値} = \frac{200(\text{mℓ})}{4} = 50 (\text{mℓ})$ 従って、 50(mℓ)になる時間を測定する。 これにより性能を判定する。	○ メスシリンダの上面は、GLより 50cm以下とする。 ○ コレクタの材質は、アルミニウム板又はこれと同等以上の耐食性のあるものとする。 (注) 寸法の()書は、参考寸法とする。
法			

第 6 不活性ガス消火設備

不活性ガス消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
貯 蔵 消 火 剤 等			目視により確認する。	消火剤の種別は、防火対象物又はその部分の別により所定のものが使用されており、かつ、二酸化炭素にあつては規定量以上。その他の消火剤にあつては規定の範囲内の量であること。
貯 蔵 容 器 等	設 置 場 所 等	設 置 場 所	目視により確認する。	a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。
		表 示 ・ 標 識		適正に設けてあること。
	機 器	貯 蔵 容 器	目視により確認する。	高压ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
		表 示		貯蔵容器の見やすい箇所に、充てん消火剤量、消火剤の種類、製造年及び製造者名が表示されていること。ただし、二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器は、消火剤の種類を表示する必要はない。
		充 て ん 比 等	目視により確認する。	a 二酸化炭素を放射する高压式のものにあっては 1.5 以上 1.9 以下、低压式のものにあっては 1.1 以上 1.4 以下であること。 b 窒素、I G 55 又は I G 541 を消火剤とする場合にあっては、貯蔵容器の充てん圧力が、温度 35 度において 30.0MPa 以下であること。
		容 器 弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		容 器 弁 開 放 装 置		容器弁開放装置は、容器弁に堅固に取り付けてあること。
		安 全 装 置 ・ 破 壊 板		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
起 動 用 ガ ス 容 器	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。
	機 器	構 造 等	目視により確認する。	a 内容積は、1ℓ以上であること。 b 二酸化炭素の量は、0.6kg 以上であること。 c 充てん比は、1.5 以上であること。 d 高压ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
		容 器 弁		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
選 択 弁	設 置 場 所 等	設 置 場 所	目視により確認する。	防護区画以外の適正な場所に設けてあること。
		表 示		選択弁又はその直近に選択弁である旨及びどの防護区画又は防護対象物の選択弁であるかの表示が設けてあること。

		機 器		導 管 接 続 部 等				起動用導管の結合部は、亀裂、変形等がなく、確実に接続されていること。				
				構 造				消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。				
起 動 装 置	手動起動装置	設置場所等	設置状況	目視及びスケール等を用いて確認する。		防護区画の出入口付近等、当該防護区画が見通せ、かつ、火災の際容易に操作でき、操作後速やかに退避できる箇所に設けてあること。						
			設置位置			一の防護区画又は防護対象物ごとに設けてあること。						
			設置高さ			操作部は、床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の位置に設けてあること。						
			設備表示			直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備手動起動装置」等の表示が設けてあること。						
			取扱表示			起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されていること。						
		機 器	塗 色 等	目視により確認する。		外面は、赤色で、著しい損傷がなく、扉の開閉が確実に行えるものであること。						
			防護措置			扉は、封印されていること。						
			表 示 灯			電気式のものには、電源表示灯が設けてあること。						
			ス イ ッ チ			a 音響警報起動用スイッチが設けられていること。 b 放出起動用スイッチが設けられていること。 c 停止スイッチが設けられていること(局所放出方式専用のものを除く。)。 d 起動装置に有機ガラス等による有効な防護措置が施されていること。						
		自動起動装置	設 置 場 所 等		目視により確認する。			a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる箇所に設けてあること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。				
	機 器		自動・手動切替装置	目視により確認する。			電源表示及び自動・手動切替装置が設けられていること。					
			構 造 等				a 自動・手動の切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。 b 自動手動切替表示灯が設けられていること。					
			感 知 器				a 自動火災報知設備試験に準じて判定すること。 b 2以上の感知器回路が設けられていること。					
	警 報 装 置	設 置 位 置				目視により確認する。			防護区画ごとに警報を有効に報知できるように設けてあること。			
		機 器	警 報 方 式		目視により確認する。			全域放出方式のものに設けるものは、常時人のいない防火対象物を除き、音声によるものであること。				
音声再生装置の設置場所						音声の再生装置は、制御盤等に組み込まれているか又は制御盤等の付近に設けられていること。						
		構 造 ・ 性 能						消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。				
		設 置 場 所 等			目視により確認する。			a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。 c 地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。				

制 御 装 置	機 器 等	制 御 盤	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		表示灯・スイッチ類	目視により確認する。	電源を確認する表示灯、復旧スイッチが設けてあること。
		防 護 措 置	目視により確認する。	多接触継電器には、衝撃、じんあい等から保護するための適切な防護措置が講じてあること。
		遅 延 装 置		二酸化炭素を放射する全域放出方式のものにあつては、起動装置の作動から消火剤の放出までの時間が 20 秒以上となる遅延装置が設けられていること。
		自動・手動切替装置		a 自動手動切替表示灯が設けられていること。 b 自動・手動の切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。
配 管 ・ バル ブ 類	設 置 状 況		目視により確認する。	変形、損傷、つぶれ等がなく接続が確実であること。
	配 管 経 路		目視により確認する。	集合管、分岐管等の管及びバルブ類の配管経路は、適正であること。
	操 作 管 ・ 逆 止 弁		目視により確認する。	逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。
	閉 止 弁 (二酸化炭素を放射するものに限る。)	設 置 場 所	目視により確認する。	防護区画以外の適正な場所であること。
		表 示		閉止弁又はその直近に閉止弁である旨及び常時開、点検時開の表示が適正に設けてあること。
		配 管 ・ 配 線 接 続 部		確実に接続されていること。
		機 器 構 造		a 手動操作又は遠隔操作により、開放又は閉止できること。 b 遠隔操作のできるものは、手動操作によっても操作できること。 c 開放及び閉止の旨の信号を外部に発するスイッチ等が設けられていること。
	構 造 ・ 材 質		目視により確認する。	a 鋼管にあつては、J I S G 3454 の S T P G 370 又はこれと同等以上の強度を有するもので亜鉛メッキ等で防食処理をしたもので次のとおりとすること。 (a)二酸化炭素を放射するもの ①高圧式は、呼び厚さでスケジュール 80 以上 ②低圧式は、呼び厚さでスケジュール 40 以上 (b)窒素、I G 55 及び I G 541 を放射するもの ①呼び厚さでスケジュール 80 以上。ただし、圧力調整装置の二次側配管は、40℃における最高調整圧力に耐える強度を有する鋼管(亜鉛メッキ等で防食処理をしたもの)を用いることができる。 ②配管に選択弁等を設ける場合は、貯蔵容器から選択弁までの間に 40℃における内部圧力に耐える強度を有する鋼管(亜鉛メッキ等による防食処理を施したものに限る。)を用いることができる。 b 鋼管にあつては、J I S H 3300 の タフピッチ銅、又はこれと同等以上の強度を有するもので次のとおりとすること。 (a)二酸化炭素を放射するもの ①高圧式は、16.5MPa 以上の圧力に耐えるもの ②低圧式は、3.75MPa 以上の圧力に耐えるもの (b)窒素、I G 55 及び I G 541 を放射するもの ①16.5MPa 以上。ただし、圧力調整装置の二次側配管は 40℃における最高調整圧力に耐える強度を有する鋼管とすることができる。

			②配管に選択弁等を設ける場合は、選択弁までの部分には、40℃における内部圧力に耐える強度を有する銅管とすることができる。 c 管継手にあつては次のとおりとし、適切な防食処理を施したもの (a)二酸化炭素を放射するもの ①高压式は、16.5MPa以上の圧力に耐えるもの ②低压式は、3.75MPa以上の圧力に耐えるもの (b)窒素、I G 55 及び I G 541 を放射するもの 前 b(b)の例によること。 d 落差は 50m 以下であること。
	口 径 使 用 数 等	目視により確認する。	管、管継手及びバルブ類の口径、使用個数等は、設計どおりであること。
	安 全 装 置 等	目視により確認する。	選択弁、閉止弁等を設けるものにあつては、貯蔵容器から選択弁、閉止弁等までの配管の間に、安全装置等が設けられていること。
噴 射 ヘ ッド	設 置 位 置	目視により確認する。	有効に消火できるように設けてあること。
	構 造 ・ 性 能		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
防 護 区 画 等	防 護 区 画	目視により確認する。	防護区画又は防護空間の規模、位置等は、適正であること。
	開 口 部 の 自 動 閉 鎖 措 置	目視により確認する。	a 二酸化炭素を放射するものにあつては、床面からの高さが階高の 3 分の 2 以下の位置にある開口部で放射した消火剤の流出により消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上危険がある開口部には自動閉鎖装置が設けてあること。 b 窒素、I G 55 及び I G 541 を放射するものにあつては、開口部には自動閉鎖装置が設けてあること。
	消 火 剤 を 付 加 す る 開 口 部 面 積 (二酸化炭素を放射するものに限る。)	目視により確認する。	開口部で消火剤の付加量を必要とする部分の開口面積は、所定の面積以下であること。
	消 火 剤 流 出 防 止 措 置	目視により確認する。	扉等は、放出された消火剤が防護区画外に著しく流出するおそれのない構造であること。
	開 口 部 の 位 置 (二酸化炭素を放射するものに限る。)	目視により確認する。	開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の場所に面して設けてないこと。
	消 火 剤 排 出 措 置	目視により確認する。	放出した消火剤及び燃焼ガスを安全な場所へ排出するための措置がなされていること。
	圧 力 上 昇 防 止 措 置	目視により確認する。	窒素、I G 55 又は I G 541 を放射する全域放出方式の設備には当該区画の内圧力の上昇を防止するための措置がなされていること。
	防護区画に隣接する部分の保安措置 (二酸化炭素を放射するものに限る。)	目視及び着工届等により確認する。	a 設定範囲が、適正であること。
			b 流入した消火剤を安全な場所へ排出するための措置がなされていること。
			設置場所が適正であり、文字の不鮮明な部分がないこと。
			設置場所が適正であり、確実に取り付けてあること。

電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非 常 電 源 の 種 別	目視により確認する。	自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。
ノ ズ ル ・ ホ ー ス 等	設 置 位 置	目視により確認する。	ホース接続口までの水平距離が 15m 以下となるように設けてあること。
	構 造 ・ 性 能		ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、消防庁長官が定める基準に適合したものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	表 示 灯 ・ 標 識		a 設置位置が、適正であること。 b 赤色の灯火及び移動式の不活性ガス消火設備である旨を表示した標識が、適正に設けられていること。
耐 震 措 置		目視により確認する。	貯蔵容器等、加圧ガス容器、配管及び非常電源には、地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。

イ 機能試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
作 動 試 験	制御装置試験	遅 延 時 間	容器弁開放装置を起動用ガス容器から取り外し、手動起動装置若しくは制御盤を操作し、又は自動起動装置にあつては感知器等を作動させ、これらの作動状況を確認する。この場合、自動起動装置を有するものにあつては、自動及び手動に切り替えて試験すること。	二酸化炭素を消火剤とするものにあつては、作動時限は 20 秒以上で、その他の消火剤を用いるものにあつては、防護区画を構成するのに必要な最少限の時間で、設計時の設定値の範囲内であること。 注：装置を作動させるときは、必ず、容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		非常停止機能作動状況	（遅延時間の作動時限は、手動式起動装置の点検方法により行い、放出用押ボタン操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を測定する。）	遅延装置の設定時間内に非常用停止スイッチを操作した場合、容器弁又は放出弁が開放しないこと。
		音響警報先行作動状況		放出用スイッチ、引き栓等は、音響警報装置を作動操作した後でなければ操作できないものであること。
		自動・手動切替作動状況		切替スイッチは、専用のものであり、切替は、カギ等により確実にできるものであること。
	※異常信号試験	短 絡 試 験	各系統ごとに貯蔵容器回りの導管を離脱し、制御盤又は操作箱の入出力端子において試験用電源を用いて次の試験をすること。 1) 放出起動信号線と電源線を短絡させ、作動状況を確認する。 2) 放出起動信号線と表示灯用信号線を短絡させ、作動状況を確認する。	a 放出起動回路が作動しないこと。 b 起動回路短絡又は起動回路異常の旨を表示し、かつ、音響警報器が作動すること。
		地 絡 試 験	各系統ごとに貯蔵容器回りの導管を離脱し、制御盤又は操作箱の音響警報起動信号線、放出起動信号線、放出停止信号線、電源線及び容器弁又は放出弁開放装置起動用信号線を 1 線ごとに地絡させ、作動状況を確認する。ただし、接地している電源線は除く。	起動回路地絡の旨の表示又は起動回路異常の旨の表示をし、かつ、音響警報器が作動すること。

音響警報装置試験	起動装置による作動状況	手動起動装置によるものにあつては、手動起動装置を操作することにより作動状況を確認する。 自動起動装置によるものにあつては、自動火災報知設備の感知器の作動試験の方法に準じた試験方法により作動状況を確認する。	手動又は自動による起動装置の操作又は作動により自動的に警報を発すること。
	警 報 鳴 動 状 況		警報は、手動起動装置若しくは制御盤の非常停止装置又は復旧スイッチを操作しない限り一定時間鳴動を継続すること。
	音 量		音量は、防護区画内のすべての場所で明瞭に確認できるものであること。
	音声警報装置作動状況		注意音を鳴動させた後に音声による警報が行えるものであること。
	自 動 警 報 作 動 状 況		手動起動装置の非常停止スイッチ又は制御盤等の復旧スイッチが操作されていた場合であっても、火災報知設備の感知器が作動した場合は、自動的に警報を発するものであること。
容 器 弁 開 放 装 置 作 動 試 験		起動用ガス容器弁開放装置を起動用ガス容器から取り外し、手動起動装置若しくは制御盤を操作し、又は自動起動装置にあつては感知器等を作動させ、これらの作動状況を確認する。この場合、自動起動装置を有するものにあつては、自動及び手動に切り替えて試験すること。	破開針等は、変形、損傷等がなく確実に作動すること。
選 択 弁 作 動 試 験		各系統ごとに貯蔵容器回りの導管を離脱し、電気式のものにあつては起動装置を操作することにより、ガス圧式のものにあつては試験用のガスを用いて、それぞれ作動状況を確認する。	自動及び手動による作動が確実であること。
閉 止 弁 作 動 試 験 (二酸化炭素を放射するものに限る。)		閉止弁を手動操作で閉止し、作動状況を確認する。また、遠隔操作の閉止弁にあつては、遠隔操作で閉止し、作動状況を確認する。	制御盤及び手動起動装置(操作箱)に閉止の旨の点滅又は点灯の表示がされること。なお、表示が点灯の場合は、音響警報器が作動すること。
消 火 剤 排 出 試 験		当該排出装置の起動操作をする。	排出装置が正常に作動すること。
附属装置連動試験	作 動 状 況	電気式のものにあつては起動装置を操作することにより、ガス圧式のものにあつては試験用のガスを用いてそれぞれ換気装置等の停止、防火シャッター・防火ダンパー等の自動閉鎖機構の作動状況を確認する。	設定時間内に確実に作動すること。
	復 旧 操 作 状 況		防護区画外から復旧操作が容易に行えること。
放 出 表 示 灯 試 験		圧力スイッチ等を作動させること等により当該区画の表示灯の点灯状況を確認する。	防護区画の出入口等に設けられた放出表示灯が確実に点灯又は点滅すること。
防護区画に隣接する部分の保安措置試験(二酸化炭素を放	消 火 剤 排 出 状 況	(1) 自然排気のものにあつては、目視により確認する。 (2) 自然排気以外のものにあつては、操作により確認する。	自然排気以外のものは、機能が正常であること。

	射するものに限る。)	放出表示灯作動状況	圧力スイッチ等を、手動で作動させるか又は制御盤内の、表示回路の端子を短絡させるなどにより確認する。	正常に点灯すること。
		警 報 装 置 作 動 状 況	感知器又は手動起動装置の警報操作を行い、鳴動確認する。	それぞれの防護区画の警報系統に誤りがなく、音量は、当該部分のすべての場所で明瞭に確認できるものであること。
	自動冷凍機試験	始 動 状 況	自動冷凍機の電動機を操作して貯蔵容器に取り付けられている温度計、圧力計等により、自動冷凍機の起動及び停止時の作動状況の確認並びに電流値及び温度又は圧力の測定を行う。	始動及び回転が円滑であること。
		電 流		電動機の運転時における電流値は、規定以内であること。
		温 度 ・ 圧 力 値		電動機の起動及び停止時における温度又は圧力は、規定値以内であること。

備考 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」(平成 13 年消防庁告示第 38 号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準								
総合試験	全域放出方式又は局所放出方式	選択弁作動状況・放出系路	各防護区画において起動装置を操作して試験用ガスの放出により通気の状態、各部の状態等を確認する。 試験用ガスの放射量は試験を行う防護区画の消火剤貯蔵量の 10%相当の量(二酸化炭素を放射するものにあつては消火剤貯蔵量 1kg 当たり又は窒素、 I G-55 又は I G-541 を放射するものにあつては消火剤貯蔵量 1m³ 当たりの量を下記の表により算定した量の窒素又は空気とする)以上の量を用いる。ただし、試験用ガス量は設置消火剤貯蔵容器 5 本を超えないこととすることができる。また、設置消火剤貯蔵容器を用いて試験を行う場合は、5 本を超えないこと。ただし、自動閉鎖装置がガス圧式の場合は、個々に確認することができる。 <table><tr><td>二酸化炭素</td><td>55ℓ</td><td>窒素</td><td>100ℓ</td></tr><tr><td>IG-55</td><td>100ℓ</td><td>IG-541</td><td>100ℓ</td></tr></table>	二酸化炭素	55ℓ	窒素	100ℓ	IG-55	100ℓ	IG-541	100ℓ	防護区画に合致した選択弁が確実に作動し、噴射ヘッドから放出された試験用のガスにより放出系路に誤りがないものであること。
		二酸化炭素		55ℓ	窒素	100ℓ						
		IG-55		100ℓ	IG-541	100ℓ						
		通 気 状 況		試験用のガスの放出により通気が確実であること。								
		気 密 状 況		集合管、導管等の各配管部及びバルブ類からの洩れがないこと。								
		区画別貯蔵容器開放数		貯蔵容器の個数を選択して消火剤を放出するものにあつては、規定の数の貯蔵容器の開放装置が作動すること。								
		音響警報装置作動状況		音響警報装置の鳴動が確実であること。								
	放出表示灯点灯状況	当該区画における放出表示灯が点灯又は点滅すること。										
	附属装置等作動状況	附属装置、自動閉鎖装置の作動、換気装置の停止等が確実であること。										
移動式	移動式作動状況	放射は、試験用ガス(窒素又は空気)を用いて行うものとし、ユニット 5 個以内ごとに任意のユニットで、貯蔵容器と同一仕様の試験用ガス容器 1 本を用いて行う。設置消火剤貯蔵容器を用いて試験を行う場合は、ユニット 5 個以内ごとに 1 本を用いて行うこと。	ホース及びホース接続部から試験用ガスの洩れがないこと。									

第8 粉末消火設備

粉末消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法		合 否 の 判 定 基 準	
貯 蔵 消 火 剤 等			目視により確認する。		消火剤は所定のものが使用されており、かつ、規定量以上であること。	
貯 蔵 容 器 等	設 置 場 所 等	設 置 場 所		目視により確認する。	a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。	
		表 示 ・ 標 識			適正に設けてあること。	
	機 器	蓄 圧 式	貯 蔵 容 器	目視により確認する。	高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。	
			容 器 弁		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	
			容器弁開放装置		容器弁開放装置は、容器弁に堅固に取り付けてあること。	
		加 圧 式	貯蔵タンク	目視により確認する。	J I S B 8270 に適合するもの又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものであること。	
			定圧作動装置		a 貯蔵タンクごとに設けられていること。 b 貯蔵タンク内の圧力が設定圧力になったときに放出弁を開放させることができるものであること。 c 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	
		充 て ん 比			a 第 1 種粉末にあつては、0.85 以上 1.45 以下であること。 b 第 2 種粉末又は第 3 種粉末にあつては、1.05 以上 1.75 以下であること。 c 第 4 種粉末にあつては、1.50 以上 2.50 以下であること。	
		安 全 装 置			消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	
		設 置 場 所 等			目視により確認する。	
機 器	加 圧 容 器	目視により確認する。	a 高圧ガス保安法による容器検査合格品であること。 b 取付枠に確実に固定され、ガス圧による回転機構を有するものにあつては開閉が定位置となっていること。			
	容 器 弁		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。			
	容器弁開放装置		容器弁開放装置は、容器弁に堅固に取り付けてあること。			
加 圧 用 ガ ス	種 別	目視により確認する。	ガス種別は、適正であること。			
	ガ ス 量		ガス量は、規定量以上であること。			

起 動 用 ガ ス 容 器	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。	
	機 器	構 造 等	目視により確認する。	a 内容積は0.27ℓ以上であること。 b 二酸化炭素の量は、145g 以上であること。 c 充てん比は、1.5 以上であること。 d 容器は、高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。	
		容 器 弁		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	
選 択 弁	設 置 場 所 等	設 置 場 所	目視により確認する。	防護区画以外の適正な場所に設けてあること。	
		表 示		選択弁又はその直近に選択弁である旨及びどの防護区画又は防護対象物の選択弁であるかの表示が設けてあること。	
	機 器	導 管 接 続 部	目視により確認する。	起動用導管の結合部は、亀裂、変形等がなく確実に接続されていること。	
		構 造		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	
起 動 装 置	手動起動装置	設置場所等	設 置 場 所	目視及びスケール等を用いて確認する。	防護区画の出入口付近等、当該防護区画が見通せ、かつ、火災の際容易に操作でき、操作後速やかに退避できる箇所に設けてあること。
			設 置 位 置		一の防護区画又は防護対象物ごとに設けてあること。
			設 置 高 さ		操作部は、床面からの高さ 0.8m 以上、1.5m 以下の位置に設けてあること。
			設 備 表 示		直近の見易い箇所に「粉末消火設備手動起動装置」の表示が設けてあること。
			取 扱 表 示		起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されていること。
		機 器	塗 色 等	目視により確認する。	外面は、赤色で、著しい損傷がなく、扉の開閉が確実に行えるものであること。
			防 護 措 置		扉は、封印されていること。
			表 示 灯		電気式のものには、電源表示灯等が設けてあること。
			ス イ ッ チ		a 音響警報起動用スイッチが設けられていること。 b 放出起動用スイッチが設けられていること。 c 停止スイッチが設けられていること（局所放出方式専用のものを除く。）。 d 起動装置に有機ガラス等による有効な防護措置が施されていること。
	自動起動装置	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。 b 火災等の被害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。
		機 器	構 造 等		a 自動手動切替装置及び表示灯が設けられていること。 b 自動手動の切替は、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。
				感 知 器	

警 報 装 置	設 置 位 置		目視により確認する。	各防護区画ごとに警報を有効に報知できるように設けてあること。
	機 器	警 報 の 方 法	目視により確認する。	全域放出方式のものに設けるものは、常時人にいない防火対象物を除き、音声によるものであること。
		音声再生装置の設置場所		音声の再生装置は、制御盤等に組み込まれているか又は制御盤等の付近に設けられていること。
		構 造 ・ 性 能		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
制 御 装 置	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。 b 火災等の被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。 c 地震等により倒れないよう堅固に設けてあること。
	機 器 等	制 御 盤	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		表示灯・スイッチ類		電源を確認する表示灯・復旧スイッチが設けてあること。
		防 護 措 置	目視により確認する。	多接触継電器には、衝撃、じんあい等から保護するための適切な防護装置が講じてあること。
		遅 延 装 置		全域放出方式のものにあつては、起動装置の作動から放出までの時間が 20 秒以上となる遅延装置が設けられていること。
		自動・手動起動切替装置		a 自動・手動の切替え表示灯が設けられていること。 b 切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。
配 管 ・ バルブ類	設 置 状 況		目視により確認する。	変形、損傷及びつぶれ等がなく接続が確実であること。
	配 管 系 路 等		目視により確認する。	集合管、連結管、分岐管等の管及びバルブ類の配管系路は、適正であること。
	操 作 管 ・ 逆 止 弁		目視により確認する。	逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。
	構 造 ・ 材 質		目視により確認する。	a 鋼管にあつては、J I S G 3452 に適合し（蓄圧式のうち、圧力が 2.5MPa を超え 4.2MPa 以下のものにあつては、J I S G 3454 の S T P G のうち、呼び厚さでスケジュール 40 以上のもの。）、亜鉛メッキ等により防食処理したもの又は、同等以上の強度、耐食性、耐熱性を有するものであること。 b 銅管にあつては、J I S H 3300 に適合し、調整圧力又は最高使用圧力の 1.5 倍以上の圧力に耐えるものであること。 c 管継手は、次によるものであること。 ① フランジ継手は、ねじ込み式は J I S B 2238、B 2239、溶接は J I S B 2220 ② フランジ継手以外で、ねじ込み式は J I S B 2301、溶接は J I S B 2311、B 2312 ③ ①②と同等以上の強度、耐食性、耐熱性を有するものであること。 d バルブ類は、J I S H 5120、H 5121 若しくは、G 5501 に適合するもので防食処理をしたもの又は、これと同等以上の強度、耐食性、耐熱性を有するものであること。 e 貯蔵容器等から、配管の屈曲部までの距離は、当該管径の 20 倍以上であること（消火剤と加圧用ガス等が分離しない構造のものを除く。）。 f 構造は、適正なものであること。

	口 径 ・ 使 用 数 頭	目視により確認する。	管、管継手及びバルブ類の口径、使用個数等は、設計どおりであること。
	安 全 装 置	目視により確認する。	選択弁を設けるものにあつては、貯蔵容器等から選択弁までの配管の間に、安全装置等が設けられていること。
噴射ヘッド	設 置 場 所 等	目視により確認する。	有効に消火できるよう設けてあること。
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
防護区画等	防 護 区 画	目視により確認する。	防護区画又は防護空間の規模、位置等は、適正であること。
	開 口 部 の 自 動 閉 鎖 装 置 等	目視により確認する。	床面からの高さが階高の 3 分の 2 以下の位置にある開口部で、放射した消火剤の流出により消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上危険がある開口部には自動閉鎖装置が設けてあること。
	消 火 剤 を 付 加 す る 開 口 部 面 積	目視により確認する。	開口部で消火剤の付加量を必要とする部分の開口面積は、所定の面積以下であること。
	消 火 剤 流 出 防 止 措 置	目視により確認する。	扉等は、放出された消火剤が防護区画外に著しく流出するおそれのない構造であること。
電源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非 常 電 源 の 種 別	目視により確認する。	自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。
ノズル・ホース等	設 置 位 置	目視により確認する。	ホース接続口までの水平距離が 15m 以下となるように設けてあること。
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、消防庁長官が定める基準に適合したものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	表 示 灯 ・ 標 識	目視により確認する。	a 設置位置が適正であること。 b 赤色の灯火及び移動式の粉末消火設備である旨を表示した標識が適正に設けられていること。
耐	震 措 置	状況を目視により確認する。	貯蔵容器等、加圧ガス容器、配管及び非常電源は、地震動等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。

イ 機能試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
作動試験	選 択 弁 作 動 試 験	各系統ごとに加圧用容器回りの導管を離脱し、電気式のものにあつては起動装置を操作することにより、ガス圧式のものにあつては試験用のガスを用いて、それぞれ作動状況を確認する。	自動及び手動による作動が確実であること。
	容 器 弁 開 放 装 置 の 作 動 試 験	起動用ガス容器の容器弁開放装置を起動用ガス容器から取り外し、手動起動装置を操作し、又は自動起動装置に	破開針は、変形、損傷等がなく確実に作動すること。

		あつては感知器を作動させ、これらの作動状況を確認する。この場合、自動起動装置を有するものにあつては、自動及び手動に切り替えてそれぞれ試験すること。	
制御装置試験	遅延時間	容器弁開放装置を起動用ガス容器から取り外し、手動起動装置若しくは制御盤を操作し、又は自動起動装置にあつては感知器等を作動させ、これらの作動状況を確認する。この場合、自動起動装置を有するものにあつては、自動及び手動に切り替えて試験すること。 注：遅延時間の作動時限は、手動式起動装置の点検方法により行い、放出用押ボタン操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を測定する。	遅延装置は、設定時間どおりに作動すること。 注：装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	非常停止機構作動状況		遅延装置の設定時間内に非常用停止スイッチを操作した場合、放出機構が停止すること。
	音響警報先行作動状況		放出用スイッチ、引き栓等は、音響警報装置が作動した後でなければ操作できないものであること。
	自動・手動切替作動状況		切替スイッチは専用のものであり、操作が確実に行えるものであること。
警報装置試験	起動装置による作動状況	手動起動装置によるものにあつては、手動起動装置を操作することにより作動状況を確認する。 自動起動装置によるものにあつては、自動火災報知設備の感知器の作動試験の方法に準じた試験方法により作動状況を確認する。	手動又は自動による起動装置の操作又は作動により自動的に警報を発すること。
	警報鳴動状況		警報は、手動起動装置若しくは制御盤の非常停止装置又は復旧スイッチを操作しない限り一定時間鳴動を継続すること。
	音量		音量は、防護区画内のすべての場所で明瞭に確認できるものであること。
	音声警報装置作動状況		注意音を鳴動させた後に音声による警報が行えるものであること。
	自動警報作動状況		手動起動装置の非常停止スイッチ又は制御盤等の復旧スイッチが操作されていた場合であっても、火災報知設備の感知器が作動した場合は、自動的に警報を発するものであること。
附属装置連動試験	作動状況	電気式のものにあつては、起動装置を操作することにより、ガス圧式のものにあつては試験用ガスを用いてそれぞれ換気装置等の停止、防火シャッター・防火ダンパー等の自動閉鎖機構の作動状況を確認する。	設定時間内に確実に作動すること。
	復旧操作状況		防護区画外から復旧操作が容易に行えること。
定圧作動装置試験	作動圧力	貯蔵タンクに圧力計を接続した後試験用のガスで貯蔵タンクを加圧し、定圧作動装置が作動すると同時に試験用のガスを停止して圧力計の圧力及び作動するまでに要した時間を測定する。	定圧作動装置の作動圧力は、適正であること。
	作動時間		定圧作動装置が作動するまでに要した時間は、適正であること。

放 出 表 示 灯 試 験	圧力スイッチ等を作動させる等により、当該区画の表示灯の点灯状況を確認する。	防護区画の出入口等に設けられた放出表示灯が確実に点灯又は点滅すること。
圧 力 調 整 装 置 試 験	圧力調整器の二次側を締切状態にした後、試験用のガスを加圧して作動状況を確認する。 注：確認は、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置を、ガス圧力又は電気により作動させて行う。	圧力調整及び調整圧力値が適正であること。
ク リ ー ニ ン グ 装 置 試 験	クリーニング操作により試験用のガスを放出する。	ガスの導通が確実であること。

ウ 総合試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
総 合 作 動 試 験	全 域 放 出 方 式 又 は 局 所 放 出 方 式	選 択 弁 作 動 状 況 ・ 放 出 経 路	各防護区画において起動装置を操作して試験用ガスの放出による通気状況、各部の状況等を確認する。
		通 気 状 況	この場合において、試験用ガスは、窒素ガス又は空気を用いて行うものとし、当該設備の貯蔵容器又は貯蔵タンクに、当該設備の使用圧力と等しい圧力に加圧し放出する。
		気 密 状 況	放射は、試験用ガス（窒素又は空気）を用いて行うものとし、ユニット5個以内ごとに任意のユニットで、貯蔵容器等と同一仕様の貯蔵容器を用いて行う。
		音響警報装置作動状況	防護区画に合致した選択弁が確実に作動し、噴射ヘッドから放出された試験用のガスにより放出経路に誤りがないものであること。
		放出表示灯点灯状況	試験用のガスの放出により通気が確実であること。
		附 属 装 置 作 動 状 況	集合管、導管等の各配管部及びバルブ類からの洩れがないこと。
	移 動 式	移 動 式 作 動 状 況	音響警報装置の鳴動が確実であること。
			当該区画表示灯が点灯又は点滅すること。
			附属装置、自動閉鎖装置の作動、換気装置の停止等が確実であること。
			ホース及びホース接続部から、試験用ガスの洩れがないこと。

第9 屋外消火栓設備

屋外消火栓設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目				試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
水	源	水 源 の 種 類 ・ 構 造		目視により確認する。	適正であること。
		水 量			規定量以上確保されていること。
		吸 水 障 害 防 止 措 置			防止するための措置が講じられていること。
		給 水 装 置			適正であること。
		耐 震 措 置			地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
加 圧 送 水 装 置	設 置 場 所		目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。	
	ポ ン プ を 用 い る も の	ポンプ・ 電 動 機	設 置 状 況	目視により確認する。	十分な強度を有し、ヘッド等へ堅固に取り付けられていること。
			接 地 工 事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
			配 線		適正であること。
			潤 滑 油		a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。
	水温上昇 防止のた めの逃し 装置 （ポンプ 本体に 逃し機 構を有 するも のを除 く。）	配 管 等 ・ バ ル ブ 類		目視により確認する。	a 配管は、呼水管の逆止弁のポンプ側又はポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けられていること。 c 配管は、管の呼びで 15A 以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。
		オ リ フ ィ ス 等			最小流過口径は、3mm 以上あること。
	ポンプの性能試験装置の配管・ バルブ類		目視により確認する。	a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。	
	呼水装置	材 質		目視により確認する。	a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けられていること。
		水 量			100ℓ 以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が 150A 以下の場合 は 50ℓ 以上の水量が確保されていること。
		溢 水 用 排 水 管			管の呼びで 50A 以上であること。
		呼 水 管			管の呼びで 40A 以上であること。

	制御装置	補給水管		目視により確認する。	a 管の呼びで 15A 以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。	
		減水警報装置			発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。	
		設置場所			ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和56年消防庁告示第10号)第3に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあってはこの限りでない。	
		制御盤			a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合にあっては、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。 d インバータ方式の制御盤を用いるものにあっては、電動機及び発電機その他の設備へ影響を与えないための措置、並びに電動機の回路を保護するための装置が作動した場合でも、確実に電動機が作動するための措置が施してあること。	
		予備品等			所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。	
		接地工事			電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。	
	圧力計・連成計	設置位置		目視により確認する。	吐出側に圧力計及び吸い込み側に連成計(水中ポンプにあっては吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。	
		性能			JIS B7505 に適合し、1.6 級以上の精度を有するものであること。	
	起動装置	直接操作部	設置場所等		目視により確認する。	a 直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。 b 総合操作盤が設けてある場合には、当該総合操作盤にも起動装置が設けてあること。 c 操作上支障となる障害物がないこと。
			表示			屋外消火栓設備の起動装置である旨の表示が適正になされていること。
		遠隔操作部	設置場所等		目視により確認する。	a 遠隔操作できる起動装置が屋外消火栓箱の内部又は直近に設けてあること。 b 操作上支障となる障害物がないこと。
			構造			a 押ボタンによるものであり、有機ガラスによる透明な保護板が設けられていること。 b 雨水等の浸入するおそれのある場所に設けるものにあっては、有効な防護措置が講じられていること。
			表示			a 発信機が屋外消火栓設備の加圧送水装置と連動している場合には、その旨の表示がなされていること。 b 保護板又はその直近には、押ボタンの操作方法が明記されていること。
		始動表示灯		目視により確認する。	a 加圧送水装置の操作部又はその直近並びに屋外消火栓箱の内部又はその直近に設けてあること。 b 赤色であること。	
		起動用水圧開閉装置	起動用圧力タンク		目視により確認する。	労働安全衛生法に定める第 2 種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
			タンクの容量			100ℓ 以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主配管に設ける止水弁の呼び径が 150A 以下の場合にあっては、50ℓ 以上のものであること。

			配管・バルブ類		a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に、管の呼びで 25A 以上の配管で連結し、止水弁を挿入したものであること。 b 起動用圧力タンク又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ起動試験用の排水弁を設けていること。
	高架水槽を用いるもの		構造	目視により確認する。	適正であること。
			内容積・落差		所定の内容積及び落差を有すること。
			配管・バルブ類		a 水位計、排水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
			水位計		a 指示が適正であること。 b 変形・損傷等がないこと。
	圧力水槽を用いるもの		種類・構造	目視により確認する。	a 1MPa 以上のものにあつては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1MPa 未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第 2 種圧力容器の規定に適合したものであること。
			内容積・有効圧力		a 加圧ガス容器により生ずる圧力によるものにあつては、所定の圧力を得るのに十分な量の加圧用ガスが充填された加圧用ガス容器が設けられていること。 b 加圧用ガス容器により生ずる圧力によるもの以外のものにあつては、水量が内容積の 3 分の 2 以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。
			自動加圧装置		圧力の自然低下が防止できるものであること。
			配管・バルブ類		a 圧力計、水位計、排水管、補給水管、給気管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けてあること。
			水位計・圧力計		a 指示が適正であること。 b 変形、損傷等がないこと。
	耐震措置			目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
配管・バルブ類	設置状況			目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。

	機 器	配 管	目視により確認する。	a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 若しくは G3459 に適合するもの、これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製のもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 b 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2302、B2308 のうち材料に G3214（SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。）若しくは G5121（SCS13 又は SCS14 に限る。）を用いるもの、B2311、B2312 若しくは B2313（G3468 を材料とするものを除く。）に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。
		バ ル ブ 類		a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5702、G5705（黒心可鍛鉄品に限る。）、H5120 若しくは H5121 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、JIS B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 c 吐出側主配管に内ネジ式バルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。 d 開閉弁又は止水弁にあつては開閉方向、逆止弁にあつては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。
		吸 水 管		a ポンプごとに専用であること。 b ろ過装置が適正に設けられていること。
		フ ー ト 弁		a フート弁が適正な位置に設けられていること。 b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。 c 主要部の材質は、JIS G5501、G4305 若しくは H5111 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性を有するものであること。
		耐 震 措 置	目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
	電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
		非 常 電 源 の 種 類	非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積1,000m ² 以上のものを除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。

消 火 栓 等	消 火 栓	設 置 場 所	目視及びスケール等を用いて確認する。	建築物の各部分から一のホース接続口までの水平距離が 40m 以下となるように設けてあること。
		周囲の状況・操作性		操作は容易で、かつ、障害となるものがない場所に設けてあること。
		開閉弁の設置位置		開閉弁は、地盤面から高さ 1.5m 以下の位置又は地盤面から深さ 0.6m 以内の位置に設けてあること。
		ホースの接続口等		a ホースの接続口は、差込式又はねじ式の呼称 50 又は 65 のものが使用されていること。 b 地盤面下のホースの接続口は、地盤面から深さ0.3m 以内の位置に設けてあること。
		消 火 栓 開 閉 弁		消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		表 示		「消火栓」と表示した標識が設けられていること。
	屋外消火栓箱	設 置 場 所	目視により確認する。	屋外消火栓から 5m 以内の箇所又は屋外消火栓に面する建築物の外壁の見やすい箇所に設けられていること。
		設 置 状 況		a 取り付けが堅固であること。 b 放水用器具等が収納されていること。
		周 囲 の 状 況		扉の開閉及び放水等の操作に支障のない広さが確保されていること。
		材 質 等		a 鋼板等の不燃材料で作られていること。 b 変形、損傷等がないこと。
		表 示		表面には、「ホース格納箱」と表示されていること。
	ホース・ノズル	ホ ー ス (結合金具を含む。)	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 呼称は 50 又は 65 とし、所定の長さ、本数が備えられていること。
		ホ ー ス 接 続 口		ホースの形状に適合したもので、着脱が容易であること。
		ノ ズ ル		口径は、19mm 以上のものであること。
		結 合 状 態		a 確実に着脱し、使用が容易な状態であること。 b 変形、損傷、つまりがないこと。
		収 納 状 態		適正に収納されていること。
	減 圧 措 置		目視により確認する。	a ノズルの先端における放水圧力が 0.6MPa を超えないための措置が講じてあること。 b 減圧弁等の減圧装置を使用するものにあつては、当該装置の故障により送水に支障が生じないように設けてあること。

イ 機能試験

試 験 項 目				試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
加 圧 送 水 装 置 試 験	ポンプを用 いるもの	呼水装置 作動試験	減水警報装 置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽 の排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね2分の1に減水するまでの間に確実に作動すること。
			自動給水装 置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。
			呼水槽から の水の補給 状況	ポンプの漏斗、排気弁を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。
		制御装置 試験	ポンプの起 動・停止操 作時の状況 及び監視機 器の作動状 況	ポンプを起動させた後、停止させる。	a 起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は、適正であること。
			ポンプ運転 時における 電源切替時 の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を 遮断する。また、その後、常用電源を 復旧する。	常用電源の遮断及び復旧後において、起動操作することなくポンプが安定して 継続運転していること。
		起動装置 試験・ポン プ始動 表示試験	ポンプの起 動状況等	制御盤の直接操作又は遠隔操作によ り行う。(直接操作による停止を含む。)	ポンプの始動及び停止が確実であること。
			始動表示の 点灯状況等		始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。
			起動用水圧 開閉装置の 作動圧力	起動用圧力タンクの排水弁を開放し て、起動用水圧開閉器の設定作動圧力 を測定する。(この試験は3回繰り返 す。)	作動圧力は、設定作動圧力値の±0.05MPa 以内であること。
		ポンプ試験	ポンプ、電 動機その他 の機器等の 運転状況	ポンプを起動させる。	a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機の起動性能が確実であること。 d ポンプのグラント部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。
			※ポンプ締 切運転時 の状況	ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、 締切揚程、電圧及び電流を測定する。	a 締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程の140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。

		※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程の100%以上110%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
	※水温上昇防止装置試験		ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ q : 逃し水量 (ℓ /min) L _s : ポンプ締切運転時出力 (kW) C : 3.6MJ (1 kW 時当たりの水の発熱量) Δ t : 30 ℃ (ポンプ内部の水温上昇限度)
	※ポンプ性能試験装置試験		ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を JIS B8302に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	JIS B8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
高架水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
	静水圧測定		高架水槽から最下位及び最上位の屋外消火栓の開放弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値の範囲内であること。
圧力水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること又は減水により警報を発すること。
		自動加圧装置作動状況	排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を降下させる。	自動加圧装置が作動すること。
	静水圧測定		圧力水槽から最下位及び最上位の屋外消火栓の開放弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値の範囲内であること。
配管耐圧試験				当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の1.5倍以上の水圧を加える。 管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
放水試験		放水圧力が最も低くなると予想される箇所で、規定個数の屋外消火栓を同時に使用した場合及び放水圧力が最も高くなると予想される箇所の消火栓 1 個を使用した場合のそれぞれのノズルの先端における放水圧力及び放水量を測定する。	それぞれのノズル先端における放水圧力が 0.25Mpa 以上 0.6MPa 以下で、かつ、放水量が 350ℓ /min 以上であること。 なお、放水量は、次式により算出することができる。 $Q = 0.653D^2 \sqrt{10P}$ Q：放水量（ℓ /min） D：ノズル口径（mm） P：放水圧力（MPa） ただし、噴霧切替ノズルにあっては、棒状で測定し、放水圧力、放水量が適正であること。
非常電源切替試験	自家発電設備	常用電源における放水試験の最終段階において、常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。	a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力及び放射量は、適正であること。
	蓄電池設備		a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力及び放射量は、適正であること。
	燃料電池設備		a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力及び放射量は、適正であること。

第12 ガス漏れ火災警報設備

ガス漏れ火災警報設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法の合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
警 戒 区 域	警 戒 区 域 の 設 定		目視により確認する。	a 警戒区域は、2以上の階にわたらないこと。ただし、一の警戒区域の面積が500㎡以下であり、かつ、当該警戒区域が2の階にわたる場合は、この限りではない。 b 一の警戒区域の面積は、600㎡以下であること。ただし、当該警戒区域の通路の中央からガス漏れ表示灯を容易に見通すことができる場合にあっては、1,000㎡以下とすることができること。
受 信 機	設置場所等	設 置 場 所	目視により確認する。	a 防災センター等常時人のいる場所に設けてあること。 b 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 c 機器が損傷をうけるおそれのない場所に設けてあること。
		周囲の状況・操作性		a 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。 b 直射日光、外光、照明等により表示灯の点灯に影響を受けないような位置に設けてあること。
		設 置 状 況		地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。
	構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	a 検定品であること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けであること。 e 接地端子が設けられているものにあっては、適切な接地が施されていること。
	操 作 部		目視により確認する。	a 電源監視装置は、正常であること。 b 操作スイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものにあっては0.6m）以上1.5m以下の高さに容易に操作できるように設けてあり、損傷、がたつき等がなく、停止点が明確であること。 c 各種表示灯には、点灯状態が正常であり、かつ、灯火は前面3m離れた位置で明確に識別できること。 d 表示装置には、警戒区域の名称が容易に消えずに、かつ、適正に表示してあること。 e 貫通部（ガスを供給する導管が防火対象物の外壁を貫通する部分をいう。）に係る警戒区域とその他の警戒区域とを区別して表示してあること。

		予 備 品 等	目視により確認する。	所定の予備品、回路図等が備えられていること。
中 継 器		設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 b 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。 c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。
		構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。 e 接地端子が設けられているものにあつては、適正な接地が施されていること。
		予 備 品 等	目視により確認する。	所定の予備品、回路図等が備えられていること。
電 源		常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回線となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
		非 常 電 源 の 種 別		蓄電池設備、自家発電設備（蓄電池設備を付加したものに限る。）又は燃料電池設備であること。
検 知 器		警 戒 状 況	目視により確認する。	a 警戒区域の設定が適正であり、未警戒の部分がないこと。 b 点検その他の維持管理ができる場所に設けてあること。 c 出入口の付近で外部の気流がひんぱんに流通する場所以外で、ガス漏れの検知を妨げる障害物がなく、かつ、有効に感知できる位置に設けてあること。
	設 置 状 況	検知対象ガスの空気に対する比重が1未満のもの	目視により確認する。	a 検知器の下端は、天井面等の下方0.3m以内の位置に設けてあること。 b 換気口等の空気の吹出し口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。 c 燃焼器又は貫通部から水平距離8m以内となるように設けられていること。ただし、天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合、当該はり等により燃焼器側又は貫通部側に設けてあること（燃料用ガスが使用されるものに設ける場合に限る。）。 d 温泉の採取のための設備の周囲の長さ10mにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より温泉の採取のための設備側に限る。）に設けられていること。この場合において、ガスの濃度を指示するための装置が、防災センター等常時人のいる場所に設けてあること（温泉の採取のための設備が設置されているものに設ける場合に限る。）。 e 天井面等に吸気口がある場合、燃焼器又は温泉の採取のための設備との間の天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されていない吸気口のうち、当該燃焼器等から最も近いものの付近に設けられてあること。

		検知対象ガスの空気に対する比重が1以上のもの			a 検知器の上端は、床面の上方0.3m以内の位置に設けてあること。 b 燃焼器又は貫通部からの水平距離が4 m以内となるように設けられていること（燃料用ガスが使用されるものに設ける場合に限る。）。 c 温泉の採取のための設備の周囲の長さ10mにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設けられていること。この場合において、ガスの濃度を指示するための装置が、防災センター等常時人のいる場所に設けてあること（温泉の採取のための設備が設置されているものに設ける場合に限る。）。
構造・性能				目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 変形、損傷等がないこと。
警 報 装 置	音声増幅器	設置場所等		目視により確認する。	受信機の設けられている場所の付近で操作上支障となる障害物がないこと。
		構造		目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
	スピーカー	設置場所等		目視により確認する。	a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けること。 b 各階ごとに、その階の各部から一のスピーカーまでの水平距離が25m以下となるように設けてあること。 c 通行、荷物運送等による損傷を受けるおそれのない位置に設けてあること。 d 雨水、腐食ガス等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。
		構造		目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
	ガス漏れ表示灯	設置場所等		目視により確認する。	a 周囲に点灯の確認を妨げるものがないこと。 b 検知器が設けられている室が通路に面している場合には、当該通路に面する部分の出入口付近に設けてあること。ただし、一の警戒区域が一の室からなる場合を除く。 c 通行、荷物搬送等による損傷を受けるおそれのない位置に設けてあること。 d 雨水、腐食ガス等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。
		構造		目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
	検知区域警報装置		設置場所等		目視により確認する。

	構	造	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
--	---	---	------------	--------------

イ 機能試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
配 線	送り配線試験（常時開路式の検知器（１回線の接続個数が２以上のもの）回路のものに限る。）		次表で定める警戒区域数に応じた任意の試験回線数について、当該試験回線の検知器の１検知器が送り配線となっていることを確認した後に、検知器の一線を外し当該回線末端の発信機、検知器等を作動させることにより行う。	a 検知器の配線は、送り配線となっていること。 b 受信機の当該回線がガス漏れ表示しないこと。
			警 戒 区 域 数	
			試 験 回 線 数	
			10以下	
			11以上50以下	
			51以上	
受 信 機	ガス漏れ表示試験	ガ ス 漏 れ 灯	ガス漏れ表示試験スイッチを所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。	ガス漏れ表示、地区表示及び音響装置の作動が正常であること。なお、保持機能及び標準遅延時間を有するものにあつては、これらの機能が正常であること。
		地区表示装置作動状況		
		主音響装置鳴動状況		
		試験中の他回線の作動状況	ガス漏れ表示試験中、他の任意の回線を作動させる。	試験中の回線及び任意の作動回線のガス漏れ表示が正常であること。
	回路導通試験（試験装置を有するものに限る。）	回 路 導 通 状 況	導通試験スイッチ及び回線選択スイッチを操作して回線ごとに行う。	試験用計器等の指示値が適正であること。
		試験中の他回線の作動状況	回線導通試験中、他の任意の回線を作動する。	任意の作動回線のガス漏れ表示が正常であること。
	同 時 作 動 試 験		任意の２回線の検知器を同時にガス漏れ作動状態にする。	ガス漏れ表示状態が継続すること。
	予備電源試験	電 源 自 動 切 替 機 能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替え機能、電圧値及び容量が正常であること。
		端 子 電 圧 ・ 容 量	予備電源試験スイッチを操作する。	所定の電圧値及び容量を有していること。
	非常電源試験	電 源 自 動 切 替 機 能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替え機能、電圧値及び容量が正常であること。 また、自家発電設備と接続されるものにあつては、常用電源の遮断後１分以内に自家発電設備に切りかわること。
	故障表示試験	中継器の外部負荷に電力を供給する回路のヒューズ断線の状況	ヒューズを外すか又はブレーカーを遮断して行う。	故障表示灯及び音響装置が自動的に作動すること。

		中継器の主電源を他のものから供給するものの電源断の状況	主電源のブレーカー等を遮断して行う。	
		検知器電源遮断状況（電源遮断表示装置を有するものに限る。）	検知器の電源を遮断する。	検知器電源遮断の表示等ができること。
	附属装置試験		附属装置を作動又は作動状況におき、ガス漏れ表示試験の試験方法により行う。	a 附属装置が受信機の機能に有害な影響を及ぼさないこと。 b 総合操作盤を接続するものには、受信機からの信号を総合操作盤に移報した場合においては、その動作が適正であること。
	相互作用試験（1の防火対象物に2以上の受信機が設けられているもの。）	相互通話状況	受信機を設けてある場所相互の間において、相互通話を行う。	同時に相互通話ができること。
		音声警報装置鳴動状況	各受信機のガス漏れ表示試験スイッチを試験側に倒し、回線選択スイッチ等を操作して行う。	いずれの受信機からも音声警報装置が正常に鳴動すること。
中継器	回路導通試験		導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を操作して回線ごとに行う。	試験用計器等の指示値が適正であること。
検知器	作動試験		検知器に加ガス試験器により試験ガスを加え、ガス漏れ表示するまでの時間を測定する。	a 検知器が正常に作動すること。 b ガス漏れ表示するまでの時間が次のいずれかであること。 ア 検知器の作動確認灯により検知器のガス漏れ作動が確認できるものにあつては、作動確認灯の点灯からガス漏れ灯が点灯するまでの時間が60秒（中継器を介するものにあつては65秒）以内であること。 イ 中継器の確認灯又は検知区域警報装置の作動により検知器のガス漏れ作動が確認できるものにあつては、検知区域警報装置の作動又は中継器の作動確認灯の点灯からガス漏れ灯が点灯するまでの時間が60秒（中継器を介するものにあつては65秒）以内であること。 ウ 上記以外のものにあつては、ガス漏れ表示するまでの時間が80秒（中継器を介するものにあつては85秒）以内であること。 c ガス濃度を指示するための装置にあつては、当該指示値が適正であること（温泉の採取のための設備が設置されているものに設ける場合に限る。）。
	非常電源試験（温泉の採取のための設備が設置されているものに設ける場合に限る。）		主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替え機能、電圧値及び容量が正常であること。 また、自家発電設備と接続されるものにあつては、常用電源の遮断後1分以内に自家発電設備に切りかわること。

警報装置	音 声 警 報 装 置	所定の操作により作動させる。	他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞きとることができるとともに、2以上の受信機を設けている場合にあっては、いずれの場所からも作動すること。
	ガ ス 漏 れ 表 示 灯	検知器の作動試験を行う。	検知器の作動した場所が識別でき、かつ、前方3 m離れた地点でその点灯が確認できること。
	検 知 区 域 警 報 装 置	警報装置の中心から1 m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて音圧を測定する。	音圧は、70dB以上であること。

第19 排煙設備

排煙設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目				試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準	
排煙機及び給気機				目視により確認する。	a 点検に便利で、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない場所に設けてあること。	
					b 建築物の堅固な部分に確実に固定されていること。	
					排煙機及び給気機の構造及び材質は、耐熱性を有するものであること。	
					排煙機及び給気機は、排煙区画等及び風道の容積に応じた排煙及び給気量を有するものであること。	
電動機等との連結				電動機等との連結は、排煙機及び給気機の機能低下のおそれのない構造であること。		
電 動 機 等				目視により確認する。	十分な強度を有し、ベッド等へ堅固に取り付けられていること。	
					電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。	
					配線は電気工作物に係る規定により適正にされていること。	
					a 規定量あること。	
潤滑油				b オイルレス構造のものにあっては、構造が適正であること。		
回 転		羽 根 等		目視により確認する。	回転羽根等に変形、損傷等がなく回転が正常であること。	
制 御 装 置 等				目視により確認する。	火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。	
					制 御 盤	a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。
						b 外箱を兼用している場合は、他の回路の事故等による影響を受けないような措置が講じてあること。
						c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。
					予 備 品 等	所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
接 地 工 事	電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。					
機 能 等				a 排煙機及び給気機を有効に作動できるものであること。		
				b 防災センター等に設けるものにあつては、自動手動切替装置が設けられていること。		
				c 操作回路の配線は、所定の耐熱性能を有するものであること。		
起 動 装 置	自動起動装置	感知器又は閉鎖型スプリンクラーヘッド	設置場所等	目視により確認する。	a 煙又は熱を有効に感知できる場所に設けてあること。	
					b 感知器は、自動火災報知設備試験基準の感知器の基準に準じて確認すること。	
		構 造 等	c 閉鎖型スプリンクラーヘッドは、スプリンクラー設備試験基準のスプリンクラーヘッドの基準に準じて確認すること。			
				a 検定品であること。		

				b 変形、損傷等がないこと。
	手動起動装置	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 火災時に容易に操作できる場所に設けてあること。 b 当該防煙区画内を見とおすことができる場所に設けてあること。
		操 作 部 等		a 所定の位置に設けてあること。 b 確実に操作できる構造のものであること。
		表 示		操作部直近の見やすい箇所に、手動起動装置である旨及び、使用方法を明示した表示が設けられていること。
排煙口等	防 煙 区 画	区 画 構 成	目視により確認する。	設計どおりであること。
		構 造		区画の構造は不燃材料となっていること。
		規 模		所定の面積以内であること。
		可 動 防 煙 壁		周囲に障害となるものがなく、適正な位置及び構造となっていること。
	排 煙 口	設 置 位 置 等	目視により確認する。	防煙区画内ごとに規定の距離以内であり、かつ、区画内の煙を有効に排出できる位置に設けられていること。
		周 囲 の 状 況		周囲に排煙上の障害となる物がないこと。
		風 道 と の 接 続		風道とは、確実に接続されていること。
		構 造 等		a 防煙区画内の煙を有効に排出できる開口面積を有していること。 b 排煙に伴い生ずる気流により閉鎖するおそれがないこと。 c 排煙時以外は閉鎖状態にあり、排煙上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること。 d 耐熱性を有する不燃材料で造られていること。 e 自然排煙口にあつては、防煙区画に適正な大きさであること。
給 気 口 等		設 置 位 置 等	目視により確認する。	a 消防隊の活動拠点ごとに設けてあること。 b 床又は壁の所定の位置に設けてあること。
		周 囲 の 状 況		周囲に給気上の障害となる物がないこと。
		風 道 と の 接 続		風道とは、確実に接続されていること。
		構 造 等		a 給気に伴い生じる気流により閉鎖するおそれがないこと。 b 給気時以外は閉鎖状態にあり、給気上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること。
風 道		設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 火災の際延焼のおそれのない位置に設けられていること。 b 可燃物等が接触するおそれがある場合は、延焼防止上適切な処置が講じられていること。
		構 造		a 風道が防煙壁を貫通している場合は、排煙上支障にならない処置が講じられてあること。 b 不燃材料で造られ、接続部は確実に固定されていること。 c 風道の断面は、排煙量に応じた適正なものであること。
		防火区画の貫通部分		耐火構造の壁又は床を貫通する箇所は、不燃材料で確実に埋めもどしが施して

			あること。
	ダンパー		a 外部から容易に開閉できるものであり、点検が容易にできる箇所に点検口が設けられていること。 b 不燃材料で造られ、温度が著しく上昇したとき以外は閉鎖しないものであること。 c 消防活動拠点に設ける風道のダンパーには、自動閉鎖装置が設けられていないこと。
電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用回路となっており、排煙設備専用である旨の表示が適正にされていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非 常 電 源 の 種 別		非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積1,000㎡以上のものを除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。
耐 震 措 置		目視により確認する。	風道、排煙機、給気機及び非常電源には地震動等により変形、損傷等が生じないような処置がされていること。

イ 機能試験

試 験 項 目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
自 動 起 動 装 置 作 動 試 験	排煙区画ごとの排煙口に連動する感知器又はスプリンクラーヘッドを作動させ、排煙機又は給気機の作動並びに排煙口又は、給気口の状態が適正であるかを確認する。	a 感知器又はスプリンクラーヘッドの作動が確実であること。 b 排煙機又は給気機は、排煙口又は給気口の開放と連動して自動的に作動すること。 c 排煙機は、防煙区画の区分に応じて適正な排煙量を有していること。 d 給気機は、消火活動上必要な空気を供給していること。 e 排煙機又は給気機には異常音がないこと。 f 回転羽の回転の回転方向が適正で、回転が円滑であること。 g 風道等は、空気漏れがなく十分な風量を有していること。
手 動 起 動 装 置 作 動 試 験	手動起動装置のレバー等を操作し、排煙口又は給気口を開放させ、排煙機又は、給気機が作動するか、遠隔操作方法の場合は、防災センター等からの操作により作動するかどうかを確認する。	a 手動操作により確実に作動すること。 b 排煙機又は給気機は、排煙口又は給気口の開放と連動して自動的に作動すること。 c 遠隔操作により確実に作動すること。

第 21 連結送水管（共同住宅用連結送水管）

連結送水管の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
送 水 口	設 置 場 所 等	設 置 場 所 等	目視及びスケール等を用いて確認する。	a 消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に設けてあること。 b 専用であること。
		設 置 高 さ		地盤面からの高さが 0.5m 以上 1m 以下で、かつ、送水に支障のない位置に設けてあること。
		表 示		直近の見やすい箇所に連結送水管の送水口である旨を表示した標識が設けてあること。
	機 器	送 水 口 等	目視により確認する。	a 口径は、呼称 65 でねじ式のめねじ又は差込み式の受け口が設けられていること。 b 立管の数以上の数が設けられており、かつ、双口型であること。 c 変形、損傷、つまり等がなく、防護器具等で有効に保護されていること。
逆 止 弁 等		a 送水口は、逆止機構とし、当該送水口の操作しやすい箇所に逆止弁及び止水弁が設けてあること。 b 乾式にあつては逆止弁のみとし、配管の最下端部に排水弁が設けてあること。		
放 水 口 等	放 水 口	設 置 場 所	目視及びスケール等を用いて確認する。	a 階段室、非常用エレベータの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けてあること。 b 防火対象物又はその階の各部分から一の放水口までの水平距離は、50m（アーケード又は道路の用に供される部分にあつては 25m、共同住宅用連結送水管にあつては 3 階及び当該階から上方に数えた階数 3 以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の放水口に至る歩行距離が 50m）以下であること。 放水口は、3 階及び当該階から上方に数えた階数 3 以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の放水口に至る歩行距離が 50m 以下となるように、設けること。
		周囲の状況・操作性		使用上の障害となるものがなく、開閉が容易であること。
		設 置 高 さ		床面からの高さが 0.5m 以上 1.0m 以下の位置に設けてあること。
		構 造		a 結合金具の口金は、呼称 65（消防長又は消防署長が指定する場合は指定呼称とする。）でねじ式のおねじ、又は差込み式の差し口のものが設けてあること。 b 地階を除く階数が 11 以上の防火対象物で 11 階以上に設ける放水口は双口型であること。 c 変形、損傷、つまり等がないこと。
				d 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		表 示		見やすい箇所に放水口である旨の標識が設けられていること。

格納箱			設 置 場 所	目視により確認する。	放水口又は放水用器具を収納するように設けてあること。また、放水用器具は、一の放水口から歩行距離 5m 以内で有効に消火活動ができる位置に設けてあること。
			設 置 状 況		a 取り付けが堅固であること。 b 放水用器具、ホース接続口、開放弁等が収納されていること。
			周 囲 の 状 況		扉は、使用に際し容易に、180 度開くことができる広さが確保されていること。
			材 質 等		a 銅板等の不燃材料で作られていること。 b 変形、損傷等がないこと。
			表 示		見やすい箇所に消防隊専用である旨の表示がなされていること。
ホース・ノズル			ホース (結合金具を含む。)	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 呼称 65（消防長又は消防署長が指定する場合は、指定呼称とする。）のものが所要の長さ、本数が備えられていること。
			ノズル		a 所要の本数が備えられていること。 b 変形、損傷、つまり等がないこと。
			結 合 状 態		a 確実に着脱することができること。 b 使用が容易な状態で、変形、損傷、つまり等がないこと。
設 置 場 所				目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。
	ポンプ・電動機	設 置 状 況	目視により確認する。	十分な強度を有し、ヘッド等へ堅固に取り付けられていること。	
		設 置 工 事		電気設備に関する技術基準等の規定による設置工事が行われていること。	
		配 線		適正であること。	
		潤 滑 油		a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。	
	水温上昇防止のための逃し装置 （ポンプ本体に逃し機構を有するものを除く。）	配 管 ・ バ ル ブ 類	目視により確認する。	a 配管は、ポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けられていること。 c 配管は、管の呼びで 15A 以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。	
		オ リ フ ィ ス 等		最小流過口径は、3mm 以上であること。	
		ブースターポンプに設ける逃し配管・逃し装置		a 逃し配管の配管の高さは、一次ポンプの定格全揚程以上であること。 b 逃し装置の設定圧力は、ブースターポンプの押込圧力を超える圧力以上、ブースターポンプの押込圧力とブースターの定格全揚程との和以下であること。	
	性能試験装置の配管・バルブ類		目視により確認する。	a ポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。	
	呼 水 装 置	材 質	目視により確認する。	a 銅板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けてあること。	

			水	量			100ℓ以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が150A以下の場合は、50ℓ以上の水量が確保されていること。
			溢水用排水管				管の呼びで50A以上であること。
			呼水管				管の呼びで40A以上であること。
			補給水管				a 管の呼び15A以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。
			減水警報装置				発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。
	制 御 装 置			設 置 場 所	目視により確認する。		ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」（昭和56年消防庁告示第10号）第3に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあっては、この限りでない。
				制 御 盤			a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合は、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。
				予 備 品 等			所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
				接 地 工 事			電気設備に関する技術基準等の規定による設置工事が行われていること。
	圧力計・連成計			設 置 位 置	目視により確認する。		吐出側に圧力計、吸入側に連成計が適正に取り付けられていること。
				性 能			JIS B7505に適合し、1.6級以上の精度を有するものであること。
	起 動 装 置	直接操作部		設 置 場 所 等	目視により確認する。		a 直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。 b 総合操作盤が設けてある場合には、当該総合操作盤にも起動装置が設けてあること。 c 操作上支障となる障害物がないこと。
				表 示			連結送水管の起動装置である旨の表示が適正になされていること。
		遠隔操作部		設 置 場 所 等	目視により確認する。		a 遠隔操作できる起動装置が送水口の直近又は防災センター等に設けてあること。 b 操作上支障となる障害物がないこと。
				構 造			a 押ボタンによるものであり、有機ガラスによる透明な保護板が設けられていること。 b 雨水等の浸入するおそれのある場所に設けるものにあつては、有効な防護措置が講じられていること。
				表 示			保護板又はその直近には、押ボタンの操作方法が明記されていること。
							保護板又はその直近には、押ボタンの操作方法が明記されていること。
	耐 震 措 置				目視により確認する。		地震動により変形、損傷等が生じないように措置されていること。
	設 置 状 況				目視により確認する。		損傷、変形等がなく適正に設置されていること。

配管・バルブ類	機器	配管	目視により確認する。	a 専用であること。ただし、屋内消火栓設備の配管（金属製のものに限る。）と兼用することができる。 b 主管は、管の呼びで 100A 以上であること。また、配管の管径は、水力計算により算出された配管の呼び径であること。
		材質		a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 及び G3459 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。ただし、設計送水圧力が 1MPa を超える場合は、JIS G3448 若しくは JIS G3454 で Sch40 以上のものの若しくは JIS G3459 で Sch10 以上のもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 B 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2308 のうち材料に G3214 (SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。) 又は G5121 (SCS13 又は SCS14 に限る。) を用いるもの、B2311 若しくは B2313 (G3468 を材料とするものを除く。) に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。ただし、設計送水圧力が 1MPa を超える場合は、JIS B2239 若しくは JIS B2220 にあつては 1.6MPa 以上のもの、JIS B2312 若しくは B2313 (G3468 を材料とするものを除く。) にあつては Sch40 以上 (材料に G3459 を用いるものは Sch10 以上) のもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		バルブ類	目視により確認する。	a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5705 (黒心可鍛鉄品に限る。)、H5120 若しくは H5121 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。 c 吐出側主管に内ネジ式のバルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。 d 開閉弁又は止水弁にあつては開閉方向、逆止弁にあつては流れ方向が、容易に消えない方法により表示してあること。 e 加圧送水装置の吐出側配管には、逆止弁及び止水弁を、吸込側配管には、止水弁が設けられていること。
		吸水管		ポンプごとに専用であること。
	耐震措置		目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。

電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非 常 電 源 の 種 別	目視により確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積 1,000m ² 以上のものを除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。
高 架・中 間水 槽	構 造	目視により確認する。	適正であること。
	水 量		規定量以上確保されていること。
	吸 水 障 害 防 止 装 置		防止するための措置が講じられていること。
	給 水 装 置		適正であること。
	耐 震 措 置	目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。

イ 機能試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
加 圧 送 水 装 置 試 験	呼水装置作動試験	減水警報装置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね2分の1に減水するまでの間に確実に作動すること。
		自動給水装置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。
		呼水槽からの水の補給状況	ポンプの漏斗、排気弁等を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。
	制御装置試験	ポンプの起動・停止操作時の状況及び監視機器の作動状況	ポンプを起動させた後、停止させる。	a 起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は、適正であること。
		ポンプ運転時における電源切替時の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を遮断させる。また、その後常用電源を復旧する。	常用電源の遮断後及び復旧後において、起動操作することなくポンプが継続運転していること。
	起 動 装 置 試 験・始動表示試験	ポンプの起動状況等	制御盤の直接操作又は遠隔操作により行う。（直接操作による停止を含む。）	ポンプの始動及び停止が確実であること。
		始動表示の点灯状況		始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。
	ポ ン プ 試 験	ポンプ電動機その他の機器等の運転状況	ポンプを起動させる。	a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機の起動性能が確実であること。 d ポンプのグラント部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がないこと。

		※ポンプ締切運転の状況	ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、締切揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程―吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程の 140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程―吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程の 100%以上 110%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※ 水 温 上 昇 防 止 装 置 試 験	ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ q : 逃し水量 (ℓ /min) L_s : ポンプ締切運転時出力 (kW) C : 3.6MJ (1 kW 時当たりの水の発熱量) Δ t : 30 ℃ (ポンプ内部の水温上昇限度)
		※ ポ ン プ 性 能 試 験 装 置 試 験	ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を JIS B8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	JIS B8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
	配管耐圧試験	加圧送水装置を用いない配管部分	① 送水口又は送水口に近い放水口から水圧試験器により加圧する。 ② 設計送水圧力の 1.5 倍以上の圧力で加圧する。 ③ 任意の 2 個の放水口に圧力計と盲蓋を取り付け、開放状態として圧力を測定する。 注：加圧送水装置を設けるものにあつては、加圧送水装置の一次側の止水弁を閉鎖して圧力を測定すること。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。

	加圧送水装置を用いる配管部分	① 加圧送水装置の吐出側直近の、最も低位な位置の放水口等から、水压試験器等により加圧する。 ② 加圧送水装置の締切圧力に押込圧力を加えたものに、1.5 を乗じた圧力以上で加圧する。 ③ 加圧送水装置の二次側の止水弁を閉鎖し、任意の 2 個の放水口に圧力計と盲蓋を取り付け、開放状態として圧力を測定する。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。
--	----------------	---	----------------------------

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試験項目		試験方法	合 否 の 判 定 基 準
放水試験		放水圧力が最も低くなると予想される箇所で、ノズルの先端における放水圧力及び放水量を測定する。	それぞれのノズル先端における放水圧力が 0.6MPa（消防長又は消防署長が指定する場合は、指定圧力とする。）以上であること。なお、放水量は、次式により算出することができる。 $Q = 0.653D^2 \sqrt{10P}$ $Q : \text{放水量 (ℓ/min)}$ $D : \text{ノズル口径 (mm)}$ $P : \text{放水圧力 (MPa)}$ ただし、噴霧切替ノズルにあつては、棒状にして測定し、放水圧力及び放水量が適正であること。
非常電源切替試験	自家発電設備	常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。	a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。
	蓄電池設備		a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。
	燃料電池設備		a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。

第22 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）

非常コンセント設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 階段室、非常エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けてあること。 b 水平距離が50m（共同住宅用非常コンセント設備にあっては、11階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の非常コンセントに至る歩行距離が50m）以下となるように設けてあること。
設 置 数		目視により確認する。	一の回路に設けてある非常コンセントの数は、10以下であること。
専 用 幹 線		目視により確認する。	a 非常コンセントに電気を供給する電源からの回路は、主配電盤から専用とされ、各階ごとにおいて2以上となるように設けてあること。 b 階ごとの非常コンセントの数が1個のときは、1回路であること。 c 専用幹線は、単相交流100Vで15A以上の電気が供給可能であること。
過 電 流 遮 断 器	設 置 場 所 等	目視により確認する。	専用幹線の電源側電路には、過電流遮断器が設けてあり、その容量は、適正なものであること。
	種 類		専用幹線から各階の非常コンセントまでの分岐回路には、開閉器及び過電流遮断器が設けられ、単相交流100V回路にあっては15A（配線用遮断器にあっては20A）のものを設けてあること。
保 護 箱 等	設 置 場 所 等	目視及びスケール等を用いて確認する。	a 床面又は階段の踏面からの高さが1m以上1.5m以下の位置に設けてあること。 b 周囲には、消防隊の活動に障害となる物件がないこと。
	保 護 箱	目視により確認する。	a 埋込式であり、防錆加工を施した厚さおおむね1.6mm以上の鋼板で造られたものであること。 b 保護箱には、容易に開閉できる扉を設け、かつ、内部には、さし込みプラグの離脱を防止するためのフックが設けてあること。 c 保護箱には、その表面に「非常コンセント」と表示されていること。
	非常用コンセントの 差し込み接続器	目視により確認する。	非常コンセントのさし込接続器は、JISC8303（定格125V、15V）の接地型2極コンセントに適合するものであり、保護箱内に堅固に取り付けてあること。
	接 地	目視により確認する。	保護箱及び非常コンセントの刃受の接地極には、電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が施してあること。
電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適切であること。
	非 常 電 源 の 種 別	非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積1,000㎡以上のものを除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。
表 示 灯		目視により確認する。	a 保護箱の上部に赤色の灯火が設けてあること。 b 赤色の灯火は、壁等に堅固に固定されていること。

イ 機能試験

試 験 項 目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
端 子 電 圧 試 験	電圧を電圧計を用いて測定する。	電圧の測定値が定格で100 Vであること。

第24 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）

非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
設 置 場 所 等	設 置 場 所		目視により確認する。	a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けること。 b 次のいずれかにより設置されていること。 ① 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場所にあつては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）に設けてあること。 ② 告示基準に適合するキュービクル式非常電源専用受電設備（以下「キュービクル式」という。）は、不燃材料で区画された変電設備室、発電設備室、機械室、ポンプ室その他これらに類する室（以下「機械室等」という。）又は屋外若しくは建築物の屋上に設けてあること。 ③ 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合にあっては、隣接する建築物若しくは工作物（以下「建築物等」という。）が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられていること。
	不燃専用室・機械室等	換 気 設 備	目視により確認する。	屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。
		有効な防火区画		配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋戻してあること。
		防 水 措 置		水が浸入し又は浸透するおそれのない構造であること。
		出火防止・延焼拡大防止		a 非常電源の周囲には火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。 b 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し又は滞留するおそれのないこと。
		照明設備の有無		点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。
		標 識		非常電源専用受電設備である旨の標識が設けられていること。
	構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	a キュービクル式にあつては、消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b キュービクル式以外にあつては、消防庁長官が定める基準によるほか関係法令・基準・通達等にも適合するものであること。
			非常電源専用受電設備は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。	

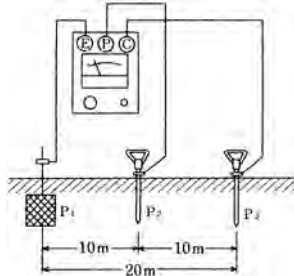
保有距離		目視により確認する。	(単位：m)							
			保有距離を確保しなければならぬ部分		操 （前 作 面）	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面		
									機 器 名	
									キュービクル式のもの	
									キュービクル式以外のもの	閉 鎖 型 の も の オ ー プ ン 式 の も の
備考		欄中の／は、保有距離の規定が適用されないものを示す。								
設置方法	分岐方法	目視により確認する。	供給方式及び供給電圧に応じ別図に示す方法により結線され、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないよう施工されていること。							
	結線・接続		配線・付属機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。							
	表示		開閉器には、消防用設備等用である旨の表示がしてあること。							
	耐震措置		地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。							
	※絶縁距離		高圧回路各部の絶縁距離は、次表に示す値以上であること。							
			① キュービクル式のもの							
			(単位：mm)							
			絶縁距離を確保すべき部分					最小絶縁距離		
			高圧充電部(1)		相 互 間			90		
					大地間（低圧回路を含む。）			70		
高圧用絶縁電線非接続部(2)		相 互 間			20					
		大地間（低圧回路を含む。）			20					
高圧充電部と高圧用絶縁電線非接続部相互間					(2)		45			
電線端末充電部から絶縁支持物までの沿面距離					130					
		注(1) 単極の断路器などの操作にフック棒を用いる場合は、操作に支障のないように、その充電部相互間及び外箱側面との間を120mm以上とすること。 ただし、絶縁バリヤのある断路器においては、この限りではない。 (2) 最小絶縁距離は、絶縁電線外被の外側からの距離をいう。 備考 高圧用絶縁電線の端末部の外被端から50mm以内は、絶縁テープ処理を行っても、その表面を高圧充電部とみなす。								
		② キュービクル式以外のもの								
		高圧屋内配線と他の配線又は金属体との接近、交さ (単位：mm)								
高圧屋内配線		接近対象物		低 圧 配 線		高 圧 配 線		管灯回路の電線、弱電流電線、光ファイバーケーブル、水管、ガス管又はこれらに類するもの		
				がいし引き配線	がいし引き以外の配線	がいし引き配線	ケーブル配線			

			がいし引き配線	①150	150	150	150	150
			ケーブル配線	②150	②150	②150	—	②150
			注1 ①は、低圧屋内電線が、裸電線である場合は、300mm以上とすること。 2 ②は、高圧屋内配線を耐火性のある堅ろうな管に収め、又は相互の間に堅ろうな耐火性の隔壁を設け、かつ接触しないように設けるときは、この限りではない。 3 他の部分にあつては、電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。					
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。					

備考 ※の試験は、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年消防庁告示第7号）（改正平成10年消防庁告示第8号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

イ 機能試験

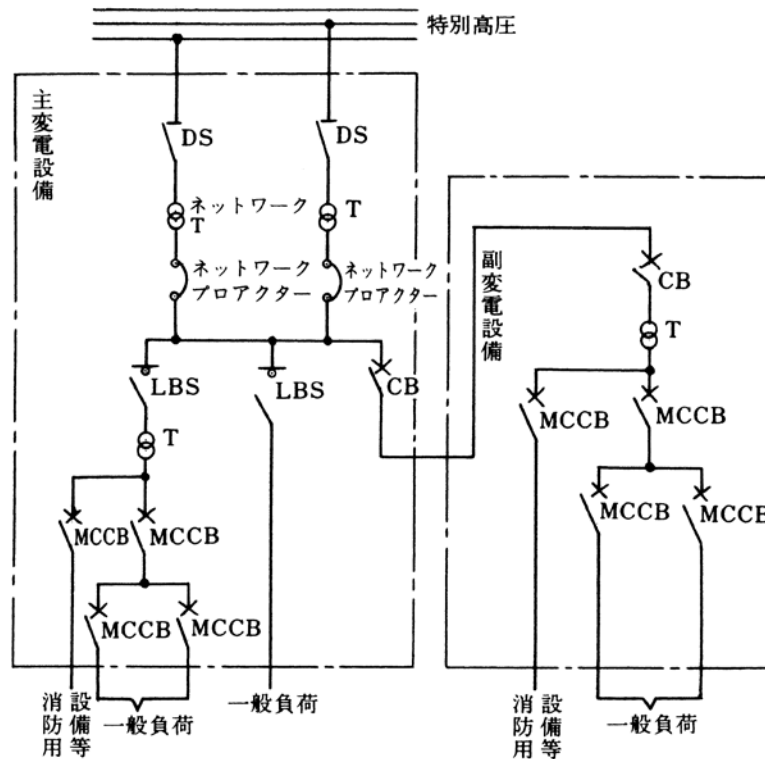
試 験 項 目		試 験 方 法		合 否 の 判 定 基 準			
接 地 抵 抗 試 験		接地極等の接地工事について、接地抵抗計で接地抵抗値を測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。 測定方法は、次の例による。 (7) 電源を確実に遮断し、更に検電器等で完全に電源が遮断され安全であることを確認してから接地極の抵抗値を測定すること。 (4) 接地抵抗測定方法は、次によること。 ① 接地線を機械器具の鉄台又は金属製の外箱から取りはずし、接地抵抗測定器に接続する。 ② 測定方法 ③ 図に示すように補助接地極P ₃ を測定しようとする接地極P ₁ を約20m離れた所に打ち込み、補助接地極P ₂ をP ₁ とP ₃ との中間の所に打ち込む。つぎに接地抵抗計のE端子に被測定接地極P ₁ を、P端子に補助接地端子P ₂ を、C端子に補助接地極P ₃ をそれぞれ測定用コードを用いて接続する。 ④ 切替スイッチをBATTERYの位置にして電源スイッチを押し、電源電池の良否を確認す		測定値は、次表の数値であること。			
				区 分			接地抵抗値
				電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の種類	
				特別高圧計器用変成器の二次側電路	A種	引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟銅線	10Ω以下
				高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱			
				高圧又は特別高圧の電路と低圧電路とを結合する変圧器の低圧側の中性点（中性点がない場合は低圧側の一端子）	B種	引張り強さ2.46kN以上の金属線又は直径4mm以上の軟銅線（高圧電路又は電気設備の技術基準の解釈第108条に規定する特別高圧架空電線路の電路と低圧電路とを変圧器により結合する場合は、引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟銅線）	計 算 値 （注1）
				高圧計器用変成器の二次側一端子	D種	引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線	100 Ω 以下 （注2）
低圧用機械器具の鉄	300 V 以下のもの。ただし、直流電路及び150 V						

	る。 ㉓ 切替スイッチをCHECKの位置にして電源スイッチを押し、動作状態の良否を確認する。 ㉔ 切替スイッチの位置を測定抵抗値に応じて読み取りやすい倍率レンジに合わせる。 ㉕ 電源スイッチを押し、メータ指示の示す数値に倍率を掛ければ被測定接地極の接地抵抗が求められる。 ㉖ 電源に電池を用いないで発電機が内蔵されている手回し式の機種にあっては、測定に当り、発電機は必ず定格回転数で回さなければならない。  図 接地抵抗計の測定結線	<table><tr><td>台及び金属製外箱</td><td>以下の交流電路に設けるもので、乾燥した場所に設けるものを除く。</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>300 Vを超えるもの</td><td>C 種</td><td>10 Ω 以下 (注 2)</td></tr></table> (注 1) 変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の 1 線地絡電流のアンペア数で 150 (変圧器の高圧側の電路又は使用電圧が35,000 V 以下の特別高圧側の電路と低圧側の電路との混触により低圧電路の対地電圧が150 V を超えた場合に、1 秒を超え 2 秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が35,000 V 以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは300、1 秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が35,000 V 以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは600) を除いた値に等しいオーム数 (注 2) 低圧電路において、当該電路に地絡を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは、500 Ω	台及び金属製外箱	以下の交流電路に設けるもので、乾燥した場所に設けるものを除く。				300 Vを超えるもの	C 種	10 Ω 以下 (注 2)
台及び金属製外箱	以下の交流電路に設けるもので、乾燥した場所に設けるものを除く。									
	300 Vを超えるもの	C 種	10 Ω 以下 (注 2)							
※絶縁耐力試験	特別高圧電路及び当該電路に接続された機器にあっては、最大使用電圧の1.25倍の電圧、高圧電路及び当該電路に接続された機器にあっては、最大使用電圧の1.5倍の電圧を印加し試験する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	連続して10分間これに耐えること。								
※動作試験	過電流、地絡等の保護継電器を模擬試験装置により保護装置の機能を確認する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	a 保護継電器は、正常に作動し、遮断器、開放、表示、警報等の作動が正常に行われていること。 b 計器用、点検スイッチ類等は、機能不良及び破損がないこと。 c 定格電圧が確立していること。								

備考 ※の試験は、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」(昭和 50 年消防庁告示第 7 号)(改正平成 10 年消防庁告示第 8 号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

別図 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）の分岐の方法

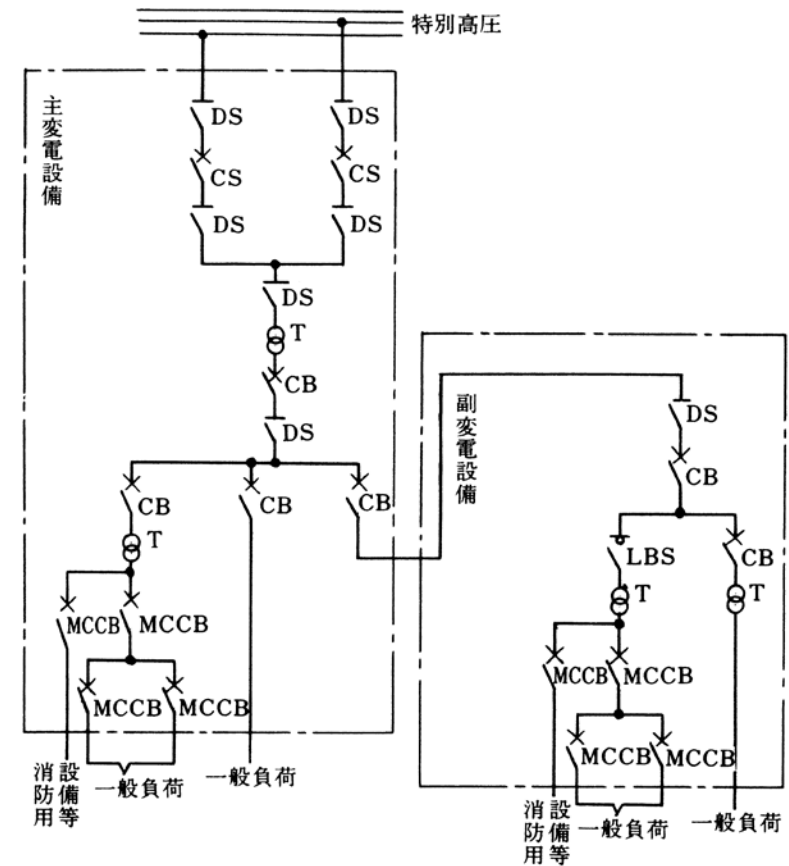
- (1) ネットワーク方法式配電又はループ方式配電（予備線方式で自動的に切り替わるものを含む。）により受電するもの
 ア ネットワーク方式の例



(注1) LBS又はCBは、一般負荷の過負荷及び短絡時において、MCCBより先に遮断しないものであること。

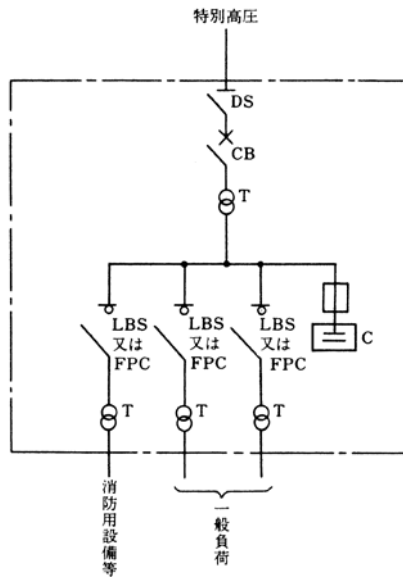
(注2) 略号の名称は、附表のとおりとする。(以下同じ。)

イ ループ方式の例



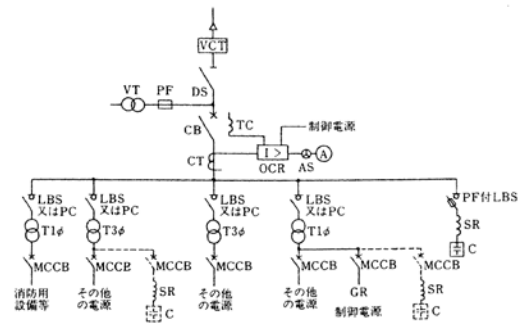
(注) LBS又はCBは、一般負荷の過負荷及び短絡時において、MCCBより先に遮断しないものであること。

- (2) 特別高圧又は高圧により受電するもの
ア 特別高圧の例



(注) C Bは、一般負荷の過負荷及び短絡時において、L B S又はF P Cより先に遮断しないものであること。

- イ 高圧の例
(ア) 非常電源専用の変圧器から供給する例

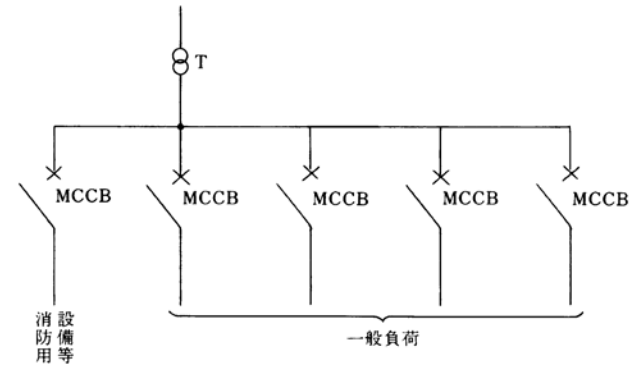


(注1) Tの一次側の開閉器は、省略することができること。

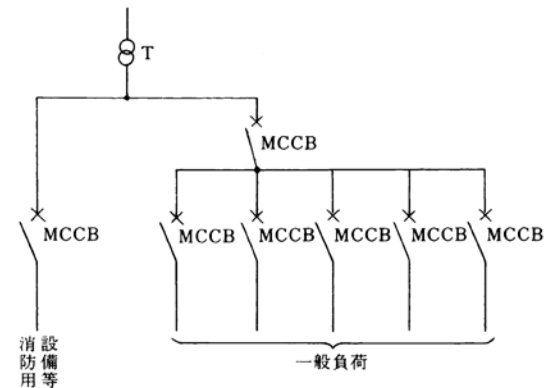
(注2) V Tを設置する場合にあっては、V Tに取り付けるヒューズは限流ヒューズを使用すること。

- (注3) キュービクル引込口の電源側に存するG R及びTの一次側に存するG Rの制御電源を、V T又はTの二次側から供給する場合にあっては、専用の開閉器(保護装置付)を設けること。

- (イ) 変圧器の二次側から供給する例
その1



- その2



(注) 一般負荷の過負荷及び短絡時においては、一般負荷のM C C Bで遮断すること。

附表

略号の名称

記 号	名 称
V C T	電力需給用計器用変成器
D S	断路器
P F	限流ヒューズ
C B	遮断器
T C	引外しコイル
L B S	高压交流負荷開閉器
P C	高压カットアウトスイッチ（変圧器容量300kVA以下の場合に限る。）
Z C T	零相変流器
G R	地絡継電器
O C R	過電流継電器
C T	変流器
V T	計器用変圧器
A	電流計
A S	電流計切替スイッチ
T	変圧器
S R	直列リアクトル
C	進相コンデンサ
M C C B	配線用遮断器
〔 ． 〕	キュービクル、不燃専用室、分電盤等の不燃専用区画

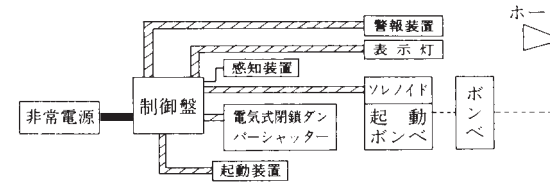
第28 配線

消防用設備等に係る配線の工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

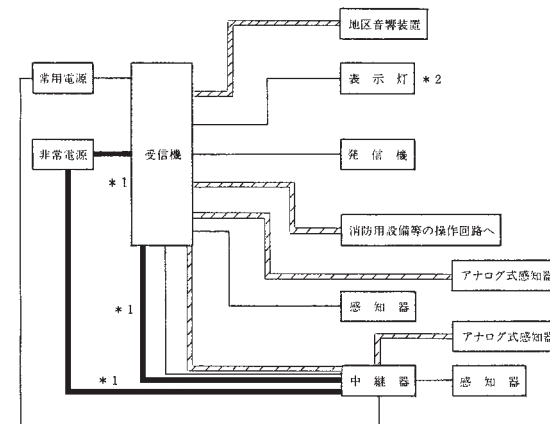
ア 外観試験

試 験 項 目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
電源回路の開閉器・遮断器等	設 置 場 所 等	目視により確認すること。 a 配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）に適合するものに収納されているか又は不燃専用室に設けられていること。 b 電動機の手元開閉器（電磁開閉器、金属箱開閉器、配線用遮断器等）は、当該電動機の設置位置より見やすい位置に設けてあること。
	開 閉 器	目視により確認すること。 a 専用であること。 b 開閉器には、消防用設備等用である旨（分岐開閉器にあっては個々の消防用設備等である旨）の表示が付されていること。
	遮 断 器	目視により確認すること。 a 電源回路には、地絡遮断装置（漏電遮断器）が設けられていないこと。 b 分岐用遮断器は、専用のものであること。 c 過電流遮断器の定格電流値は、当該過電流遮断器の二次側に接続された電線の許容電流値以下であること。
耐火・耐熱保護配線 〔電源回路・操作回路・表示灯回路・警報回路〕	保 護 配 線 の 系 路	目視により確認する。 a 次図に示す配線の部分が耐火耐熱保護配線となっていること。 ① 屋内消火栓設備 ② 屋外消火栓設備 ③ スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備

④ 不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備



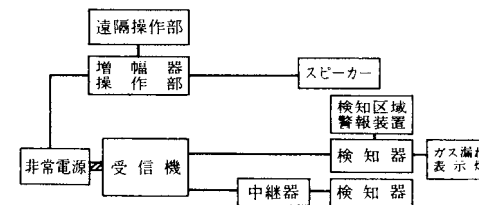
⑤ 自動火災報知設備



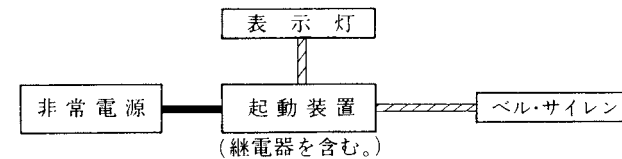
注 *1 中継器の非常電源回路（受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は一般配線でよい。）

*2 発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。

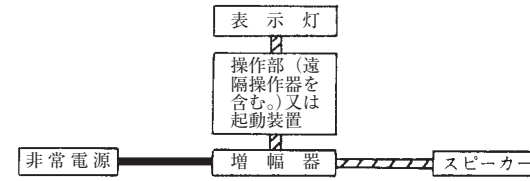
⑥ ガス漏れ火災警報設備



⑦ 非常ベル・自動式サイレン



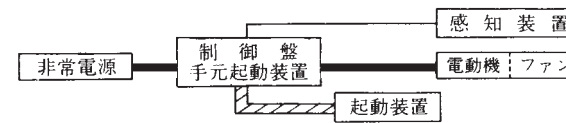
⑧ 放送設備



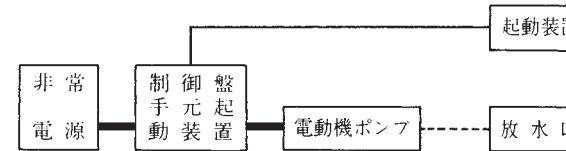
⑨ 誘導灯



⑩ 排煙設備



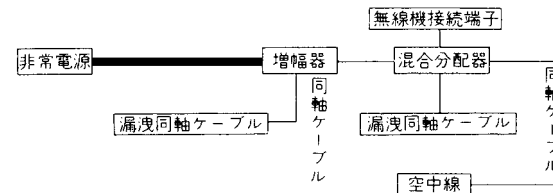
⑪ 連結送水管



⑫ 非常コンセント設備



⑬ 無線通信補助設備



備考

— は耐火配線、- - - は耐熱配線、—— は一般配線、
 は水管又はガス管を示す。

電 線 の 種 類 ・ 太 さ	目視により確認する。	a 耐火・耐熱保護配線に使用する電線の種類は、工事方法の表に示すものであること。 b 消防用設備等の回路に使用する電線の太さは、その回路に接続された機器の定格電流の合計値以上の許容電流を通じることができるものであること。										
配 線 方 法	目視により確認する。	a 電気工作物に係る法令により確実に施工されていること。 b ガス漏れ検知器（以下「検知器」という。）の電源と電源回路との接続にコンセントを用いるもの（検知器の電力供給停止が受信機で確認できるものに限る。）にあっては、容易に離脱しない構造のコンセントであること。 c 放送設備のスピーカーに音量調整器を設けた場合は、３線式配線にしてあること。										
接 統	目視により確認する。	a 端子との接続は、ゆるみ等がなく確実であること。 b 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で確実に接続されていること。 c 所要の保護措置が講じてあること。										
工 事 方 法	目視により確認する。	次表に掲げる工事方法となっていること。 耐火耐熱保護配線の工事方法 <table><tr><th colspan="2">電 線 の 種 類</th><th>工 事 方 法</th></tr><tr><td rowspan="3">耐火配線</td><td>・ 600ボルト二種ビニル絶縁電線 ・ ハイパロン絶縁電線 ・ 四ふっ化エチレン絶縁電線 ・ シリコンゴム絶縁電線 ・ ポリエチレン絶縁電線 ・ 架橋ポリエチレン絶縁電線 ・ E P ゴム絶縁電線 ・ アルミ被ケーブル ・ 鋼帯がい装ケーブル ・ C D ケーブル ・ 鉛被ケーブル ・ クロロブレン外装ケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ E P ゴム 絶縁クロロブレンシースケーブル ・ バスダクト</td><td>1 金属管、二種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びビットの区画内に設ける場合（他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあっては、この限りでない。 2 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。</td></tr><tr><td>耐火電線 M I ケーブル</td><td>ケーブル工事等により施工されていること。</td></tr><tr><td>・ 600ボルト二種ビニル絶縁電線 ・ ハイパロン絶縁電線 ・ 四ふっ化エチレン絶縁電線 ・ シリコンゴム絶縁電線</td><td>金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに敷設するものに限る。）により敷設されていること。</td></tr></table>	電 線 の 種 類		工 事 方 法	耐火配線	・ 600ボルト二種ビニル絶縁電線 ・ ハイパロン絶縁電線 ・ 四ふっ化エチレン絶縁電線 ・ シリコンゴム絶縁電線 ・ ポリエチレン絶縁電線 ・ 架橋ポリエチレン絶縁電線 ・ E P ゴム絶縁電線 ・ アルミ被ケーブル ・ 鋼帯がい装ケーブル ・ C D ケーブル ・ 鉛被ケーブル ・ クロロブレン外装ケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ E P ゴム 絶縁クロロブレンシースケーブル ・ バスダクト	1 金属管、二種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びビットの区画内に設ける場合（他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあっては、この限りでない。 2 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。	耐火電線 M I ケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。	・ 600ボルト二種ビニル絶縁電線 ・ ハイパロン絶縁電線 ・ 四ふっ化エチレン絶縁電線 ・ シリコンゴム絶縁電線	金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに敷設するものに限る。）により敷設されていること。
電 線 の 種 類		工 事 方 法										
耐火配線	・ 600ボルト二種ビニル絶縁電線 ・ ハイパロン絶縁電線 ・ 四ふっ化エチレン絶縁電線 ・ シリコンゴム絶縁電線 ・ ポリエチレン絶縁電線 ・ 架橋ポリエチレン絶縁電線 ・ E P ゴム絶縁電線 ・ アルミ被ケーブル ・ 鋼帯がい装ケーブル ・ C D ケーブル ・ 鉛被ケーブル ・ クロロブレン外装ケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ E P ゴム 絶縁クロロブレンシースケーブル ・ バスダクト	1 金属管、二種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びビットの区画内に設ける場合（他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあっては、この限りでない。 2 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。										
	耐火電線 M I ケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。										
	・ 600ボルト二種ビニル絶縁電線 ・ ハイパロン絶縁電線 ・ 四ふっ化エチレン絶縁電線 ・ シリコンゴム絶縁電線	金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに敷設するものに限る。）により敷設されていること。										

			<table><tr><td rowspan="2">耐熱配線</td><td> ・ポリエチレン絶縁電線 ・架橋ポリエチレン絶縁電線 ・E P ゴム絶縁電線 ・アルミ被ケーブル ・銅帯がい装ケーブル ・C D ケーブル ・鉛被ケーブル ・クロロブレン外装ケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・E P ゴム絶縁クロロブレンシースケーブル ・バスダクト </td><td>ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びビットの区画内に設ける場合（他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。</td></tr><tr><td>耐熱電線 耐火電線 M I ケーブル 耐熱光ファイバーケーブル</td><td>ケーブル工事等により施工されていること。</td></tr></table>	耐熱配線	・ポリエチレン絶縁電線 ・架橋ポリエチレン絶縁電線 ・E P ゴム絶縁電線 ・アルミ被ケーブル ・銅帯がい装ケーブル ・C D ケーブル ・鉛被ケーブル ・クロロブレン外装ケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・E P ゴム絶縁クロロブレンシースケーブル ・バスダクト	ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びビットの区画内に設ける場合（他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。	耐熱電線 耐火電線 M I ケーブル 耐熱光ファイバーケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。																					
耐熱配線	・ポリエチレン絶縁電線 ・架橋ポリエチレン絶縁電線 ・E P ゴム絶縁電線 ・アルミ被ケーブル ・銅帯がい装ケーブル ・C D ケーブル ・鉛被ケーブル ・クロロブレン外装ケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・E P ゴム絶縁クロロブレンシースケーブル ・バスダクト	ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びビットの区画内に設ける場合（他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。																											
	耐熱電線 耐火電線 M I ケーブル 耐熱光ファイバーケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。																											
配線（耐火耐熱保護配線を除く。） 〔自動火災報知設備・ガス漏れ火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備〕	電 線 の 種 類 ・ 太 さ	電線の種類・太さを確認する。	<table><tr><td colspan="3">電線の種類及び太さは、次の表によるものであること。ただし、これらと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引っ張り強さ等を有するものを用いる場合は、この限りでない。</td></tr><tr><td>工事の種類</td><td>電 線 の 類 種</td><td>電線の太さ</td></tr><tr><td rowspan="6">屋内配線に使用する電線</td><td>J I S C 3306（ビニルコード）</td><td>断面積0.75mm²以上</td></tr><tr><td>J I S C 3307（600Vビニル絶縁電線（I V））</td><td>導体直径1.0mm以上</td></tr><tr><td>J I S C 3342（600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル（V V））</td><td>導体直径1.0mm以上</td></tr><tr><td>J C S 3416（600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM—I E））</td><td>導体直径1.0mm以上</td></tr><tr><td>J C S 3417（600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM—I C））</td><td>導体直径1.0mm以上</td></tr><tr><td>J C S 4418（600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル）</td><td>導体直径1.0mm以上</td></tr><tr><td rowspan="3">屋側又は屋外配線に使用する電線</td><td>J I S C 3307（600Vビニル絶縁電線（I V））</td><td>導体直径1.0mm以上</td></tr><tr><td>J I S C 3342（600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル（V V））</td><td>導体直径1.0mm以上</td></tr><tr><td>J C S 3416（600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM—I E））</td><td>導体直径1.0mm以上</td></tr></table>	電線の種類及び太さは、次の表によるものであること。ただし、これらと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引っ張り強さ等を有するものを用いる場合は、この限りでない。			工事の種類	電 線 の 類 種	電線の太さ	屋内配線に使用する電線	J I S C 3306（ビニルコード）	断面積0.75mm ² 以上	J I S C 3307（600Vビニル絶縁電線（I V））	導体直径1.0mm以上	J I S C 3342（600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル（V V））	導体直径1.0mm以上	J C S 3416（600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM—I E））	導体直径1.0mm以上	J C S 3417（600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM—I C））	導体直径1.0mm以上	J C S 4418（600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル）	導体直径1.0mm以上	屋側又は屋外配線に使用する電線	J I S C 3307（600Vビニル絶縁電線（I V））	導体直径1.0mm以上	J I S C 3342（600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル（V V））	導体直径1.0mm以上	J C S 3416（600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM—I E））	導体直径1.0mm以上
電線の種類及び太さは、次の表によるものであること。ただし、これらと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引っ張り強さ等を有するものを用いる場合は、この限りでない。																													
工事の種類	電 線 の 類 種	電線の太さ																											
屋内配線に使用する電線	J I S C 3306（ビニルコード）	断面積0.75mm ² 以上																											
	J I S C 3307（600Vビニル絶縁電線（I V））	導体直径1.0mm以上																											
	J I S C 3342（600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル（V V））	導体直径1.0mm以上																											
	J C S 3416（600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM—I E））	導体直径1.0mm以上																											
	J C S 3417（600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM—I C））	導体直径1.0mm以上																											
	J C S 4418（600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル）	導体直径1.0mm以上																											
屋側又は屋外配線に使用する電線	J I S C 3307（600Vビニル絶縁電線（I V））	導体直径1.0mm以上																											
	J I S C 3342（600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル（V V））	導体直径1.0mm以上																											
	J C S 3416（600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM—I E））	導体直径1.0mm以上																											

		<table><tr><td></td><td>J C S 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM—I C))</td><td>導体直径1.0mm以上</td></tr><tr><td></td><td>J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)</td><td>導体直径1.0mm以上</td></tr><tr><td rowspan="4">架空配線に使用する電線</td><td>J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))</td><td>導体直径2.0mm以上の硬銅線*</td></tr><tr><td>J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))</td><td>導体直径2.0mm以上</td></tr><tr><td>J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))</td><td>導体直径1.0mm以上</td></tr><tr><td>J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)</td><td>導体直径1.0mm以上</td></tr><tr><td rowspan="2">地中配線に使用する電線</td><td>J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))</td><td>導体直径1.0mm以上</td></tr><tr><td>J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)</td><td>導体直径1.0mm以上</td></tr><tr><td>使用電圧60V以下の配線に使用する電線**</td><td>J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル)</td><td>導体直径0.5mm以上</td></tr></table>		J C S 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM—I C))	導体直径1.0mm以上		J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上	架空配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径2.0mm以上の硬銅線*	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))	導体直径2.0mm以上	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))	導体直径1.0mm以上	J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上	地中配線に使用する電線	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))	導体直径1.0mm以上	J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上	使用電圧60V以下の配線に使用する電線**	J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル)	導体直径0.5mm以上
	J C S 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM—I C))	導体直径1.0mm以上																							
	J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上																							
架空配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径2.0mm以上の硬銅線*																							
	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))	導体直径2.0mm以上																							
	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))	導体直径1.0mm以上																							
	J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上																							
地中配線に使用する電線	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (V V))	導体直径1.0mm以上																							
	J C S 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上																							
使用電圧60V以下の配線に使用する電線**	J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル)	導体直径0.5mm以上																							
	(注) J I S：日本工業規格 J C S：日本電線工業会規格 備考 *は、径間が10m以下の場合は導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。 **は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類の欄に掲げる J C S 4396以外の規格に適合する電線で、それぞれ電線の太さの欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。																								
配線方法	目視により確認する。	a 電気工作物に係る法令により確実に施工されていること。 b 60V未満の弱電流回路に接続する電線を除き、配線に使用する電線とその他の電線とは同一の管、ダクト（絶縁効力のあるもので仕切った場合においては、その仕切られた部分は別個のダクトとみなす。）若しくは線び又はプルボックス等の中に設けていないこと。 c 常時開路方式の配線にあっては、容易に導通の有無がわかるように、その回路の末端に終端器等が設けられているとともに送り配線となっていること。 d 次に掲げる回路方式が用いられていないこと。 (a) 接地電極に常時直流電流を流す回路方式 (b) 自動火災報知設備にあっては、感知器、発信機又は中継器の回路と他の設備との回路とが同一配線で共用する回路方式（火災信号の伝達に影響を及ぼさないものを除く。） (c) ガス漏れ火災警報設備にあっては、検知器の接続される外部配線と他の設備（当該設備を接続したことによりガス漏れ信号の伝達に影響を及ぼさないものを除く。）への外部配線とを共用する回路方式 (d) 消防機関へ通報する火災報知設備にあっては、信号回路と他の設備との回路と																							

			が同一配線で共用する回路方式（火災信号の伝達に影響を及ぼさないものを除く。）																																	
	接 続	目視により確認する。	a 端子との接続はゆるみ、破損等がなく確実であること。 b 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で確実に接続されていること。																																	
配線（耐火・耐熱保護配線を除く。） 〔漏電火災警報器〕	電 線 の 種 類 ・ 太 さ	電線の種類・太さを確認する。	配線ごとに使用される電線の種類及び太さは、次表によるものであること。ただし、これらと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引張り強さ等を有するものを用いる場合は、この限りでない。																																	
			<table><tr><th>工 事 の 種 類</th><th>電 線 の 種 類</th><th>電線の太さ</th></tr><tr><td rowspan="2">操作電源の配線に用いる電線</td><td>J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線（I V））</td><td>導体直径 1.6mm以上</td></tr><tr><td>J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（V V））</td><td>導体直径 1.6mm以上</td></tr><tr><td rowspan="4">変流器の二次側屋内配線に使用する電線</td><td>J I S C 3306 (ビニルコード)</td><td>断面積 0.75mm²以上</td></tr><tr><td>J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線（I V））</td><td>導体直径 1.0mm以上</td></tr><tr><td>J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（V V））</td><td>導体直径 1.0mm以上</td></tr><tr><td>J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル)＊</td><td>導体直径 0.5mm以上</td></tr><tr><td rowspan="4">変流器の二次側屋側又は屋外配線に使用する電線</td><td>J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線（I V））</td><td>導体直径 1.0mm以上</td></tr><tr><td>J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線（O W））</td><td>導体直径 2.0mm以上</td></tr><tr><td>J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（V V））</td><td>導体直径 1.0mm以上</td></tr><tr><td>J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル)＊</td><td>導体直径 0.5mm以上</td></tr><tr><td rowspan="3">変流器の二次側架空配線に使用する電線</td><td>J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線（I V））</td><td>導体直径 2.0mm以上の硬銅線＊＊</td></tr><tr><td>J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線（O W））</td><td>導体直径 2.0mm以上</td></tr><tr><td>J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（V V））</td><td>導体直径 1.0mm以上</td></tr></table>	工 事 の 種 類	電 線 の 種 類	電線の太さ	操作電源の配線に用いる電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線（I V））	導体直径 1.6mm以上	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（V V））	導体直径 1.6mm以上	変流器の二次側屋内配線に使用する電線	J I S C 3306 (ビニルコード)	断面積 0.75mm ² 以上	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線（I V））	導体直径 1.0mm以上	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（V V））	導体直径 1.0mm以上	J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル)＊	導体直径 0.5mm以上	変流器の二次側屋側又は屋外配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線（I V））	導体直径 1.0mm以上	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線（O W））	導体直径 2.0mm以上	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（V V））	導体直径 1.0mm以上	J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル)＊	導体直径 0.5mm以上	変流器の二次側架空配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線（I V））	導体直径 2.0mm以上の硬銅線＊＊	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線（O W））	導体直径 2.0mm以上	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（V V））	導体直径 1.0mm以上
			工 事 の 種 類	電 線 の 種 類	電線の太さ																															
			操作電源の配線に用いる電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線（I V））	導体直径 1.6mm以上																															
				J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（V V））	導体直径 1.6mm以上																															
			変流器の二次側屋内配線に使用する電線	J I S C 3306 (ビニルコード)	断面積 0.75mm ² 以上																															
J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線（I V））	導体直径 1.0mm以上																																			
J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（V V））	導体直径 1.0mm以上																																			
J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル)＊	導体直径 0.5mm以上																																			
変流器の二次側屋側又は屋外配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線（I V））	導体直径 1.0mm以上																																		
	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線（O W））	導体直径 2.0mm以上																																		
	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（V V））	導体直径 1.0mm以上																																		
	J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル)＊	導体直径 0.5mm以上																																		
変流器の二次側架空配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線（I V））	導体直径 2.0mm以上の硬銅線＊＊																																		
	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線（O W））	導体直径 2.0mm以上																																		
	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（V V））	導体直径 1.0mm以上																																		

				J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル) *	導体直径 0.5mm以上	
			地中配線に使用する電線	J I S C 3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (V V))	導体直径 1.0mm以上	
			音響装置の配線に使用する電線	使用中のもの	J I S C 3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (V V))	導体直径 1.6mm以上
				架空配線のもの	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))	導体直径 2.0mm以上
				前記以外のもの	J I S C 3307 (600V ビニル絶縁電線 (I V))	導体直径 1.6mm以上
使用電圧が60V以下のもの***	J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル)	導体直径 0.5mm以上				
備考 *は、屋内型変流器の場合に限る。 **は、径間が10m以下の場合は導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。 ***は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類欄に掲げる J C S 4396以外の規格に適合する電線で、それぞれ電線の太さ欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。 (注) J C S 日本電線工業会規格						
耐震措置	配線方法	目視により確認する。	電気工作物に係る法令により確実に施工されていること。			
	接続	目視により確認する。	a 端子との接続は、ゆるみ等がなく確実であること。 b 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で確実に接続されていること。			
		目視により確認する。	地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。			

イ 機能試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準			
接 地 抵 抗 試 験		電路に接続されている機械器具について、接地抵抗計を用いて接地抵抗値を測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。ただし、電気設備に関する技術基準等の規定により接地工事を要しないものにおいて	測定値は、次表に掲げる数値であること。			
			① 低圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱			
			区 分			接 地 抵抗値
			電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の種類	
			300 V 以下のもの。ただし、直流電路及び150 V 以下の交流電路に	D 種	引 張 り 強 さ 0.39kN 以 上	100 Ω 以 下 (注)

	は、接地抵抗値を測定しないことができる。	<table><tr><td>設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。</td><td></td><td rowspan="2">の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線</td><td></td></tr><tr><td>300Vを超えるもの</td><td>C種</td><td>10Ω以下（注）</td></tr></table> （注） 低圧電路において、当該電路に地絡を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは500Ω ② 高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th rowspan="2">接地抵抗値</th></tr><tr><th>接地工事の種類</th><th>接地線の種類</th></tr><tr><td>A種</td><td>引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟銅線</td><td>10Ω以下</td></tr></table>	設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。		の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線		300Vを超えるもの	C種	10Ω以下（注）	区 分		接地抵抗値	接地工事の種類	接地線の種類	A種	引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟銅線	10Ω以下
設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。		の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線															
300Vを超えるもの	C種		10Ω以下（注）														
区 分		接地抵抗値															
接地工事の種類	接地線の種類																
A種	引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟銅線	10Ω以下															
絶 縁 抵 抗 試 験 〔低圧（交流にあっては600V以下、直流にあっては750V以下。）回路〕	電源回路、操作回路、表示灯回路、警報回路等の電圧電路について大地間及び配線相互間の絶縁抵抗を絶縁抵抗計を用いて測定する。ただし、試験を行うことにより障害を与えるおそれのある電子部品等を使用している回路においては省略することができる。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	測定値は、次表に掲げる数値以上であること。 <table><tr><th colspan="2">電 路 の 使 用 電 圧 の 区 分</th><th>絶縁抵抗値</th></tr><tr><td rowspan="2">300 V 以下</td><td>対地電圧が150V以下の場合</td><td>0.1MΩ</td></tr><tr><td>対地電圧が150Vを超え300V以下</td><td>0.2MΩ</td></tr><tr><td colspan="2">300Vを超えるもの</td><td>0.4MΩ</td></tr></table>	電 路 の 使 用 電 圧 の 区 分		絶縁抵抗値	300 V 以下	対地電圧が150V以下の場合	0.1MΩ	対地電圧が150Vを超え300V以下	0.2MΩ	300Vを超えるもの		0.4MΩ				
電 路 の 使 用 電 圧 の 区 分		絶縁抵抗値															
300 V 以下	対地電圧が150V以下の場合	0.1MΩ															
	対地電圧が150Vを超え300V以下	0.2MΩ															
300Vを超えるもの		0.4MΩ															
絶 縁 耐 力 試 験 〔高圧（低圧を超える電圧）回路〕	「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）、「電気設備の技術基準の解釈」（平成9年制定・平成12年改正）第14条に定める試験電圧を電路と大地との間（多心ケーブルは、心線相互間及び心線と大地間）に連続して10分間加える。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	高圧回路は、連続して10分間これに耐えること。															

第29 総合操作盤

総合操作盤の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
設 置 場 所 等	設 置 場 所	目視により確認する。	a 防災センター等に設けてあること。 b 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。
	周囲の状況・操作性		a 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作に必要な空間が保有してあること。 b 直射日光、外光、照明等により、表示灯、ＣＲＴ表示等に影響を受けないような位置に設けてあること。
	設 置 状 況		地震等により転倒しないように堅固に設けてあること。
構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	a 個別確認済みのものにあつては、確認ラベルが貼付されていること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 c 外部から人が容易に触れるおそれのある受電部及び充電部は保護してあること。 d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。 e 接地端子が設けられているものにあつては、適切な接地が施されていること。
操 作 性		目視及びスケール等を用いて確認する。	a 操作スイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の高さに容易に操作できるように設けてあり、損傷、ゆるみ等がなく、停止点が明確であること。 b 緊急時に必要な表示部及び操作部は、円滑に取り扱えるようになっていること。 c 点検時に使用する表示部及び操作部は、その旨を明確に表示し、誤認識及び誤操作を防止する措置が講じられていること。
表 示 部		目視及びスケール等を用いて確認する。	a 常用電源の監視装置（ランプ等）が正常に表示されていること。 b 定位置に自動的に復旧しないスイッチを設けてあるものにあつては、当該スイッチが定位置にないときは、その旨の表示がされていること。 c 設置されている各消防用設備等に用いる各種表示装置（表示灯、ＣＲＴ等）及び操作装置が適正であること。 d 緊急時に必要な表示部及び操作部は、円滑に取り扱えるようになっていること。 e 点検時に使用する表示部及び操作部は、その旨を明確に表示し、誤認識及び誤操作を防止する措置が講じられていること。 f ガス緊急遮断弁の制御回路に接続される端子は、危険防止用表示カバーが設けられていること。
予 備 品 等		目視により確認する。	所定の予備品、回路図、取り扱い説明書等が備えられていること。

電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっており、その旨の表示がなされていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非 常 電 源 の 種 別		自家発電設備、蓄電池設備（予備電源を含む。）又は燃料電池設備であること。
構 成 機 器	常 用 電 源	目視により確認する。	正常であること。
	非 常 電 源		正常であること。

イ 機能試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
消 防 用 設 備 等	表 示 機 能	消防用設備等に係る総合操作盤にあつては、当該消防用設備等の試験基準により、防災設備等に係る総合操作盤にあつては、各消防用設備等と連動するもの場合は当該各消防用設備等の試験基準により、その他のもの場合は当該防災設備等の試験基準により確認する。この場合において、操作機能に係る試験項目の試験方法は次による。 ① 警報停止機能 所定の操作により確認する。 ② 連動移報切替機能 連動移報切替スイッチを連動側又は非連動側に入れ、所定の操作により火災表示試験等を行って確認する。	消防用設備等の種別に応じて、別表第1の表示項目が適正、かつ、明瞭に表示されること。
	警 報 機 能		消防用設備等の種別に応じて、別表第2の警報項目が適正に鳴動し、他と区別して聞き取ることができること。
	操 作 機 能		a 消防用設備等の種別に応じ、別表第3の操作項目欄に掲げる警報停止が行えること。 b 連動の場合、連動移報の信号が正常に出力されること。 c 非連動の場合、連動移報の信号が出力されず、連動移報の切替装置に非連動である旨が表示されること。 d 設備項目は定められたシンボルにより適正に表示すること。 e C R T等の画面が表示状態のとき、表示画面以外の後続信号の場合は、該当する選択押しボタン等が点滅する等し、当該押しボタン等を操作すると画面が切り替わること。 f 復旧機能が正常であること。 g 遠隔起動機能が、消防用設備等の種別に応じ、別表第3の操作項目欄に掲げる項目について適正に作動すること。
防 災 設 備 等	表 示 機 能	③ 表示切替機能 画面切替スイッチ等を操作して確認する。C R T等の画面を表示状態にした後、後続の信号を入力して確認する。 ④ 復旧機能 所定の操作により確認する。 ⑤ 遠隔起動機能 所定の操作により確認する。	表示機能、警報機能及び操作機能が、消防用設備等の例に準じて正常に作動すること。
	警 報 機 能		
	操 作 機 能		
情 報 伝 達 機 能		所定の操作をし、作動状態にする。	a 情報伝達機器が適正に作動すること。 b 内線電話及び消防機関と通話できる専用電話機が正常であること。
制 御 機 能		所定の操作をし、作動状態にする。	システムを構成する部分の異常又は故障等を確認できる機能が正常であること。
記 録 機 能		所定の操作をし、作動状態にする。	火災情報等が適正に記録されること。
			a C R T等にシステム構成する部分の作動したすべての階の平面図及び当該階

消 防 活 動 支 援 機 能		所定の操作をし、作動状態にする。	にかかる次の事項を分かりやすく表示できること。 (a) 発報した感知器、押下された発信機の位置又は警戒区域 (b) ガス漏れを検知したガス漏れ検知器の位置及びガス遮断機の作動状況 (c) 防火区画を構成する壁の表示及び防火戸、防火・防煙シャッター、ダンパー、可動防煙垂れ壁等の作動状況 (d) 排煙機及び排煙口の作動状況 b C R T等には、次の各階の平面図が分かりやすく、簡単な操作で表示されること。 (a) 感知器、発信機又はガス漏れ検知器が作動した階（出火階）の平面図 (b) 出火階以外の感知器、発信機又はガス漏れ検知器が作動した階の平面図 (c) 出火階の直上階の平面図 (d) 出火階の直下階の平面図
運用管理支援機能	シミュレーション機能	所定の操作をし、作動状態にする。	a 消防用設備等及び防災設備等に係る主機能に影響を与えないように措置されていること。 b 模擬機能を操作中に表示及び警報項目に係る信号が入った場合は、通常の状態に優先的に切り替わること。
	ガイダンス機能	所定の操作をし、作動状態にする。	主機能に影響を与えないように措置されていること。
	履歴機能	所定の操作により確認する。	主機能に影響を与えないように措置されていること。
	自己診断機能	所定の操作により確認する。	a 主機能に影響を与えないように措置されていること。 b 消防用設備等に係る表示及び警報に係る信号が入った場合は、通常の状態に優先的に切り替わること。
予 備 電 源 試 験	電 源 切 替 機 能	所定の操作により確認する。	電源の自動切り替え機能が正常であること。
	電 圧	所定の操作により確認する。	電圧が所定の範囲以内であること。
非 常 電 源	電 源 の 切 替 機 能	所定の操作により確認する。	電源の自動切り替え機能及び電源表示が正常であること。

別表第1

消防用設備等の種別	表 示 項 目
屋 内 消 火 栓 設 備	イ 加圧送水装置の作動状態 ロ 加圧送水装置の電源断の状態 ハ 呼水槽の減水状態 ニ 水源水槽の減水状態 ホ 総合操作盤の電源の状態 ヘ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	イ 自動警報装置の受信部の表示事項（スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッドが開放した階又は放水区域の表示） ロ 減圧状態（二次側に圧力設定を必要とするものに限る。） ハ 加圧送水装置の作動状態 ニ 加圧送水装置の電源断の状態 ホ 呼水槽の減水状態 ヘ 水源水槽の減水状態 ト 総合操作盤の電源の状態 チ 手動状態（開放型スプリンクラー設備で自動式のものに限る。） リ 感知器の作動の状態（予作動式で専用の感知器を用いる場合に限る。） ヌ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）
水 噴 霧 消 火 設 備	イ 放射区域図 ロ 流水検知装置の作動した放射区域 ハ 加圧送水装置の作動状態 ニ 加圧送水装置の電源断の状態 ホ 呼水槽の減水状態 ヘ 水源水槽の減水状態 ト 総合操作盤の電源の状態 チ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）
泡消火設備（移動式のものを除く。）	イ 放射区域図 ロ 流水検知装置の作動した放射区域 ハ 加圧送水装置の作動状態 ニ 加圧送水装置の電源断の状態 ホ 呼水槽の減水状態 ヘ 水源水槽の減水状態 ト 総合操作盤の電源の状態 チ 感知器の作動の状態（専用のものに限

	る。） リ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）
不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）	イ 防護区画図 ロ 音響警報装置又は感知器の作動 ハ 放出起動 ニ 消火剤放出 ホ 起動回路異常（地絡又は短絡） ヘ 閉止弁の閉止 ト 圧力異常（低圧式のものに限る。） チ 手動状態（自動式の起動装置を有するものに限る。） リ 総合操作盤の電源の状態 ヌ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）
ハロゲン化物消火設備（移動式のものを除く。）	イ 防護区画図 ロ 音響警報装置又は感知器の作動 ハ 放出起動 ニ 消火剤放出 ホ 起動回路異常（地絡又は短絡） ヘ 手動状態（自動式の起動装置を有するものに限る。） ト 総合操作盤の電源の状態 チ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）
粉末消火設備（移動式のものを除く。）	イ 防護区画図 ロ 音響警報装置又は感知器の作動状態 ハ 放出起動 ニ 消火剤放出 ホ 起動回路異常（地絡又は短絡） ヘ 手動状態（自動式の起動装置を有するものに限る。） ト 総合操作盤の電源の状態 チ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）
屋 外 消 火 栓 設 備	イ 加圧送水装置の作動状態 ロ 加圧送水装置の電源断の状態 ハ 呼水槽の減水状態 ニ 水源水槽の減水状態 ホ 総合操作盤の電源の状態
自 動 火 災 報 知 設 備	イ 受信機の表示事項（感知器、中継器又は発信機の作動した警戒区域の表示）

	ロ 警戒区域図（随時表示） ハ 警戒区域図上の火災警報 ニ 総合操作盤の電源の状態
ガス漏れ火災警報設備	イ 受信機の表示事項（検知器の作動した警戒区域の表示） ロ 警戒区域図（随時表示） ハ 警戒区域図上のガス漏れ警報 ニ 総合操作盤の電源の状態
非常警報設備（放送設備に限る。）	イ 放送設備の操作部の表示事項（起動装置又は自動火災報知設備の作動した階又は区域の表示） ロ 連動断の状態（非常電話、自動火災報知設備等の作動と連動するものに限る。） ハ 総合操作盤の電源の状態
誘導灯（自動火災報知設備等から発せられた信号を受信し、あらかじめ設定された動作をするものに限る。）	イ 作動状態 ロ 連動断の状態 ハ 総合操作盤の電源の状態
排煙設備	イ 排煙口の作動位置 ロ 排煙機の作動状態 ハ 機械換気設備又は空気調和設備の停止 ニ 自動閉鎖装置の作動位置 ホ 総合操作盤の電源の状態
連結散水設備（選択弁を設ける場合に限る。）	イ 散水区域図 ロ 総合操作盤の電源の状態
連結送水管（加圧送水装置を設ける場合に限る。）	イ 加圧送水装置の作動状態 ロ 加圧送水装置の電源断の状態 ハ 中間水槽の減水状態 ニ 総合操作盤の電源の状態
非常コンセント設備	イ 非常コンセントの位置 ロ 電源断の状態
無線通信補助設備（増幅器を設ける場合に限る。）	イ 端子の位置 ロ 電源断の状態

別表第2

消防用設備等の種別	警 報 項 目
屋 内 消 火 栓 設 備	イ 加圧送水装置の電源断の状態 ロ 減水状態（呼水槽又は水源水槽）
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	イ 流水検知装置の作動状態 ロ 減圧状態（二次側に圧力設定を必要とするものに限る。） ハ 加圧送水装置の電源断の状態 ニ 減水状態（呼水槽又は水源水槽）
水 噴 霧 消 火 設 備	イ 流水検知装置の作動状態 ロ 加圧送水装置の電源断の状態 ハ 減水状態（呼水槽又は水源水槽）
泡消火設備（移動式のものを除く。）	イ 流水検知装置の作動状態 ロ 加圧送水装置の電源断の状態 ハ 減水状態（呼水槽又は水源水槽）
不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）	イ 音響警報装置又は感知器の作動 ロ 起動回路異常（地絡又は短絡） ハ 閉止弁の閉止（表示が点灯の場合に限る。） ニ 圧力異常（低圧式のものに限る。）
ハロゲン化物消火設備（移動式のものを除く。）	イ 音響警報装置又は感知器の作動 ロ 起動回路異常（地絡又は短絡）
粉末消火設備（移動式のものを除く。）	イ 音響警報装置又は感知器の作動 ロ 起動回路異常（地絡又は短絡）
屋 外 消 火 栓 設 備	イ 加圧送水装置の電源断の状態 ロ 減水状態（呼水槽又は水源水槽）
自 動 火 災 報 知 設 備	受信機の警報項目
ガス漏れ火災警報設備	受信機の警報項目
排煙設備	排煙機の作動状態
連結送水管（加圧送水装置を設ける場合に限る。）	イ 加圧送水装置の電源断の状態 ロ 減水状態（中間水槽）

別表第3

消防用設備等の種別	操 作 項 目
屋 内 消 火 栓 設 備	警報停止
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	警報停止
水 噴 霧 消 火 設 備	警報停止
泡消火設備（移動式のものを除く。）	警報停止
不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）	警報停止
ハロゲン化物消火設備（移動式のものを除く。）	警報停止
粉末消火設備（移動式のものを除く。）	警報停止
屋 外 消 火 栓 設 備	警報停止
自 動 火 災 報 知 設 備	イ 受信機の操作事項 ロ 復旧 ハ 連動移報切替え ニ 表示切替え
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備	イ 受信機の操作事項 ロ 復旧 ハ 連動移報切替え ニ 表示切替え
非常警報設備（放送設備に限る。）	放送設備の操作部の操作事項
誘導灯（自動火災報知設備等から発せられた信号を受信し、あらかじめ設定された動作をするものに限る。）	イ 一括点灯 ロ 手動消灯 ハ 点検切替え
排 煙 設 備	イ 遠隔起動 ロ 警報停止
連結送水管（加圧送水装置を設ける場合に限る。）	イ 加圧送水装置の遠隔起動 ロ 警報停止

第 31 パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目				試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
パ ッ ケ ー ジ	設 備			目視により確認する。	設置場所に応じた設備が設置されていること。
	ユニット(格納箱に 消火剤貯蔵容器、受 信装置、作動装置、 加圧用ガス容器等 が収納されたもの)	構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件 (平成 16 年消防庁告示第 13 号。以下「第 13 号告示」という。)に定める基準 に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録 認定機関の認定を受け、当該基準に適合するものである旨の認定合格証が貼付 されていること。
		本 体			a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場 所に設けられていること。 b 火災等の被害を受けるおそれの少ない場所に設けられていること。 c 周囲に障害物がなく、整理整とんされ、照明装置又は明かり窓が設けられて いる等、円滑な操作及び点検が行えること。 d 直射日光及び雨水等のかかるおそれの少ない場所であること。 e 格納箱は、地震等により倒れないように床又は壁に堅固に固定されていること。
		表 示 等			パッケージ型自動消火設備である旨の表示、取り扱い上の注意事項、取り扱い 方法、表示が適正にされていること。
	同 時 放 射 区 域			目視により確認する。	a 同時放射区域は、居室等及び倉庫等ごとに設定されていること。 b 同時放射区域は、壁、ふすま等で区画されている部分であること。 c 13m ² を超える居室を 2 以上に分割した場合は、それぞれの同時放射区域の面 積は 13m ² 以上であること。 d 1 の同時放射区域を 2 以上のパッケージ型自動消火設備で防護する場合は、 連動して作動するものであること。 e 隣接する同時放射区域は、パッケージ型自動消火設備を共用していないこと。 ただし、隣接する同時放射区域が耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同 等以上の防火性能を有する間仕切壁で区画されているとともに開口部に防火戸 が設けられている等、延焼拡大のおそれが少ないと認められる場合は除く。
※貯 蔵 消 火 剤				目視及び液面計又はてこ秤式測定器 により確認する。	消火剤は所定のものが使用されており、規定量であること。
※消 火 剤 貯 蔵	機 器	蓄 圧 式	貯 蔵 容 器	目視により確認する。	a 変形、漏液、塗膜のはく離等がなく、容器支持具等に確実に固定されていること。 b 表示が適正にされていること。
			作動装置(容器弁 開放装置)	目視により確認する。	a 変形、損傷等がなく、確実に取付けられていること。 b 手動起動装置を有するものにあっては、安全ピン、ロックピン等が装着され、 封印がされていること。

容器等			バルブ類		変形、損傷等がなく、開閉位置が正常であること。
			指示圧力計		変形、損傷等がなく、指針が緑色範囲内にあること。
		加圧式	貯蔵容器	目視により確認する。	a 変形、漏液、塗膜のはく離等がないこと。 b 容器指示具等に確実に固定されていること。 c 表示が適正にされていること。
			バルブ類		変形、損傷等がなく、開閉位置が正常であること。
		安全装置		目視により確認する。	変形、損傷、つまり等がないこと。
※加圧用ガス容器等	機 器	加 圧 用 ガ ス 容 器		目視により確認する。	a 変形、損傷、塗膜のはく離等がなく、容器支持具等に確実に固定されていること。 b 高圧ガス容器に該当するものにあつては、高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
		容 器 弁			a 変形、損傷等がないこと。 b 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和 51 年消防庁告示等第 9 号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録をした登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		作 動 装 置 （ 容 器 弁 開 放 装 置 ）			a 変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。 b 手動起動装置を有するものにあつては、安全ピン、ロックピン等が装着され、封印がされていること。
		圧 力 調 整 器			変形、損傷等がなく、容器弁に確実に取り付けられていること。
		配 管			変形、損傷等がなく、確実に接続されていること。
	加 圧 用 ガ ス	種 別	目視により確認する。	所定の種類のガスであること。	
		ガ ス 量		所定のガス量の容器が使用されていること。	
※起動装置	感 知 部	感 知 方 法	目視により確認する。	検出方式の異なる 2 以上のセンサーにより構成され、同時放射区域内の火災を有効に感知できる位置に設けられていること。	
		感 知 器	目視により確認する。	感知器型感知部にあつては、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）の規定に適合し、消防法施行規則第 23 条第 4 項に定めるところにより設置されており、その他の感知部にあつては、上記に準じて設置されていること。	
	手 動 起 動 装 置 （手動起動装置を有するものに限る。）		目視により確認する。	a 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 b 変形、損傷等がないこと。 c 鍵等を用いなければ作動できないようになっていること。	
※受信装置	表 示 灯 ・ ス イ ッ チ		目視により確認する。	火災表示灯、電源表示灯、復旧スイッチが設けてあること。	
	防 護 措 置			制御基盤等には、衝撃、じんあい等から保護するために適切な防護措置が講じてあること。	
	予 備 品 等			所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。	
中	継 装 置		目視により確認する。	a 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 b 変形、損傷等がないこと。	

※選択弁	機 器 等		目視により確認する。	第 13 号告示が定める基準に適合するものであること、又は当該基準に適合するものである旨の認定合格証が貼付されていること。
	外 形 等			変形、損傷等がなく、結合部に緩み、脱落等がないこと。
※放出導管	機 器 等		目視により確認する。	a 第 13 号告示が定める基準に適合しているものであること、又は当該基準に適合しているものである旨の認定合格証が貼付されていること。 b 金属材料で造られていること。金属材料以外の場合は、火災による熱に対する措置が講じられていること。
	設 置 状 況			a 変形、損傷、つぶれ等がなく、確実に接続されていること。 b 他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	配 管 系 路			a 集合管、導管、分岐管等の管及びバルブ類の配管系路は、適正であること。 b 適正なサイズ及び機器であること。
	耐 震 措 置			振動による変形、損傷等が生じないように措置されていること。
放出口	設 置 方 法	配 置 等	目視により確認する。	a 放出口の周囲に消火剤の放射分布を妨げるものがないこと。 b 間仕切り、たれ壁、ダクト、棚等の増設、変更等による未警戒部分がないこと。
		配 管 と の 接 続		確実に接続されていること。
		放 射 障 害		周囲に消火剤の放射障害となるものがなく、取付角度が適正であること。
	※機 器 等		目視により確認する。	a 第 13 号告示が定める基準に適合しているものであること、又は当該基準に適合しているものである旨の認定合格証が刻印又は貼付されていること。 b 変形、損傷、つまり等がないこと。
電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 開閉器の容量が適正であること。	
	非 常 電 源 (内蔵型のものに限る。)		a 変形、損傷、漏液等がないこと。 b 所定の容量のものが取り付けられていること。	

備考 ※印の試験は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成 16 年消防庁告示第 13 号)に適合しているものとして、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

2 機能試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
作動試験	※貯蔵容器、加圧用ガス容器等	作 動 装 置 (容器弁開放装置)	容器弁開放装置を容器弁等から取り外し、起動装置を作動させ作動状況を確認する。 手動起動装置を有するものにあつては、キー等を用いて手動で作動させ作動状況を確認する。	作動が確実であること。
		指 示 圧 力 計	蓄圧式にあつては、標準圧力計を取り付けて確認する。	指示圧力計の指示値が適正であること。
		バ ル ブ 類	手で操作することにより作動状況を確認する。	開閉操作が容易であること。

	圧 力 調 整 器	加圧式にあつては、圧力調整器の二次側を締切状態にした後、加圧して作動状況を確認する。	圧力調整機能が正常であり、調整圧力値が適正であること。
※選	択 弁	系統ごとに、電気式のものにあつては受信装置を操作することにより、ガス圧式のものにあつては試験用のガスを用いて、それぞれ作動状況を確認する。	作動が確実であること。
※起動装置	感 知 部	自動火災報知設備の感知器の作動試験の方法に準じた試験方法により作動状況を確認する。	受信装置に火災信号を確実に送信すること。
	手 動 起 動 装 置 (手動起動装置を有するものに限る。)	手動で起動させ、作動状況を確認する。	作動が確実であること。
※受信装置	警 報 及 び 表 示	感知部を作動させ、及び手動起動装置を有するものにあつては手動起動装置を操作し、作動状況を確認する。	a 第 1 信号を受信した場合に警報音又は音声を発し、警報中に当該警戒区域内の他の感知器から第 2 信号を受信した場合に自動的に作動装置及び選択弁等に信号を送信すること。 b 2 以上の警戒区域から火災信号を受信できるものにあつては、火災信号を発した警戒区域と受信装置の警戒区域の表示が一致すること。 c 警報音又は音声は、火災が発生した旨を関係者等に有効に知らせることができること。
	復 旧 ス イ ッ チ	復旧スイッチを操作して作動状況を確認する。	a 復旧スイッチは専用であること。 b 定位置に自動的に復旧しないスイッチにあつては、当該スイッチが定位置にないとき、音声の発生装置又は点滅する注意灯が作動すること。
中	継 装 置	感知部を作動させ、及び手動起動装置を有するものにあつては手動起動装置を操作し、作動状況を確認する。	作動が確実であること。
非 常 電 源	電 源 の 自 動 切 替 機 能	主電源の遮断及び復旧により確認する。	電源の自動切替機能が正常であること。
	端 子 電 圧 ・ 容 量	予備電源スイッチを操作して確認する。	所定の電圧値及び容量を有していること。

備考 ※印の試験は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成 16 年消防庁告示第 13 号)に適合しているものとして、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

3 総合試験

総合試験は、1 のユニットごとに任意の 1 の同時放射区域を選択して行うこと。

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
総合作動試験	選 択 弁 作 動 状 況	試験用ガスを用いて非常電源に切り替えた状態で、次の項目を確認する。 ① 加熱試験器等により感知部を作動	a 1 の感知部の作動により警報音又は音声を発し、同一の同時放射区域にある 2 個目の感知部の作動により作動装置及び選択弁が作動すること。 b 試験用ガスが正常に導通すること。

	音 響 警 報 作 動 状 況	させ、1 の感知部が作動した場合に受信装置の表示灯が点灯（点滅）するとともに警報装置が鳴動し、引き続き 2 個目の感知部が作動した場合には作動装置、開放装置等が作動して試験用ガスが放出すること。 ② 1 の感知部が作動した時点で復旧スイッチを押した場合に、警報装置が停止すること。	1 の感知部が作動した時点で加熱（加煙）をやめ、その後復旧スイッチを操作した場合、警報装置が停止すること。
--	-----------------	--	---

備考 ※印の試験は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 13 号）に適合しているものとして、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

第3章 共同住宅用自動火災報知設備

共同住宅用自動火災報知設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
警 戒 区 域	警 戒 区 域 の 設 定		目視により確認する。	a 一の警戒区域の面積は、1,500 m ² 以下であること。 b 警戒区域の一辺の長さは、50m以下であること。ただし、住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等に共同住宅用自動火災報知設備を設置する場合に限り、一の警戒区域の一辺の長さを100m以下とすることができる。 c 警戒区域は、2以上の階（メゾネット型の住戸等の階数は1の階とみなすことができる。）にわたらないこと。ただし、次の場合はこの限りではない。 （a）一の警戒区域の面積が住戸、共用室又は管理人室にあっては、150 m ² 以下、その他の部分にあっては500 m ² 以下であり、かつ、当該警戒区域が2の階にわたる場合 （b）階段、傾斜路、エレベーターの昇降路等に煙感知器を設ける場合 d cにかかわらず、階段室型特定共同住宅等にあっては、一の階段室等に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、6以上の階にわたらない部分を一の警戒区域としていること。 e cにかかわらず、廊下型特定共同住宅等の階段室等にあっては、当該階段室等ごとに一の警戒区域としていること。
住棟受信機 共同住宅用 受 信 機	設 置 場 所 等	設 置 場 所	目視により確認する。	a 住棟受信機にあっては、防災センター等に設けてあること。ただし、防災センター等がない場合にあっては、管理人室に設けること。また、管理人室に常時人がいない場合は、火災が発生した旨の表示を容易に確認できる場所に設けること。 b 一の特定共同住宅等に二以上の住棟受信機が設けられているときは、これらの住棟受信機相互間で同時に通話できる設備が設けてあること。 c 共同住宅用受信機にあっては、住戸、共用室又は管理人室で床面積が150 m ² を超えるものに設けられていないこと。ただし、補助音響装置により有効に火災の発生を報知できる場合はこの限りではない。 d 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれがない場所に設けてあること。 e 機器が損傷を受けるおそれがない場所に設けてあること。
		周囲の状況・操作性		a 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。 b 直射日光、外光、照明等により表示灯の点灯に影響を受けないような位置に設けてあること。
		設 置 状 況		地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。
	構 造 ・ 性 能			目視により確認する。

	操 作 部	目視及びスケール等により確認する。	a 電源監視装置は、正常であること。 b 操作スイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の高さで容易に操作できるように設けてあり、損傷、ゆるみ等がなく、停止点が明確であること。 c 各種表示灯は、点灯状態が正常であり、かつ、灯火は前面3m離れた位置で明確に識別できること。 d 表示装置には、警戒区域の名称が容易に消えずに、かつ、適正に表示してあること。
	予 備 品 等		a 所定の予備品、回路図等を備えてあること。 b 表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試験機能を有する住棟受信機に限る。）を備えてあること。
中 継 器	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれがない場所に設けてあること。 b 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。 c 機器が損傷を受けるおそれがない場所に設けてあること。 d 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。 e 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防爆構造のものであること。 f 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。 g 外部試験器を接続する中継器の場合にあつては、住戸の外部であつて容易に接続することができる場所に設けてあること。
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けであること。 e 接地端子が設けられているものにあつては、適切な接地が施されていること。
	予 備 品 等	目視により確認する。	a 所定の予備品、回路図等が備えられていること。 b 表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試験機能を有するものに限る。）を備えられていること。
電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非 常 電 源 の 種 別	目視により確認する。	非常電源専用受電設備又は蓄電池設備（予備電源を含む。）であること。ただし、共同住宅用受信機の主電源が停止した場合において、当該共同住宅用受信機が設置された住戸、共用室又は管理人室の感知器、音声警報装置、補助音響装置及び戸外表示器の機能に支障を生じないように措置を講じている場合は、非常電源を設けないことができる。

感 知 器	警 戒 状 況	目視により確認する。	a 感知器（炎感知器を除く。）は、設置場所、取り付け高さに適した種類及び種別のものが取り付けであり、かつ、未警戒部分がないように、感知区域の面積に応じた個数が取り付けであること。 b 炎感知器は、設置場所に適した種類のものが取り付けであり、かつ、監視空間又は監視距離が適正であること。 c 点検その他の維持管理ができる場所に設けてあること。 d 火災の感知を妨げる障害物がない場所で、かつ、有効に感知できる位置に設けてあること。 e 住戸内には、自動試験機能等対応感知器が設置されていること。
	熱 感 知 器 （差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型、熱アナログ式スポット型）	設 置 状 況	目視により確認する。 a 感知器（壁面設置の感知器を除く。）の下端は、取付け面の下方0. 3 m以内の位置に設けてあること。 b 換気口等の空気の吹出し口から 1. 5m以上離れた位置に設けてあること。 c 感知器は、取付け面に対して 45 度以上傾斜させないように設けてあること。 d 定温式の性能を有するものにあつては、周囲温度が公称作動温度（2 以上の公称作動温度を有するものにあつては、最も低い公称作動温度）又は公称定温点より 2 0 度低い場所に設けてあること。 e 共用部分の廊下及び通路に設置する熱感知器（差動式スポット型若しくは補償式スポット型の 1 種若しくは 2 種、定温式スポット型の特種（公称温度 60℃又は 65℃に限る。）若しくはこれらの種別を有する感知器（アナログ式感知器に限る。 g において同じ。）は、歩行距離 15mにつき 1 個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設けてあること。
	煙感知器（光電式スポット型、光電アナログ式スポット型、イオン化式スポット型、イオン化アナログ式スポット型）	設 置 状 況	目視により確認する。 a 感知器（壁面設置の感知器を除く。次の b 及び e において同じ。）の下端は、取付け面の下方 0. 6m以内の位置に設けてあること。 b 壁又ははりから 0. 6m以上離れた位置に設けてあること。ただし、廊下等の幅が 1. 2 m未満の場合、中心部に設けること。 c 天井が低い居室（天井高 2. 3m未満）又は狭い居室（40 m ² 未満の居室）の場合は、入り口付近に設けてあること。 d 天井付近に吸気口のある居室にあつては当該吸気口付近に、換気口等の吹出し口のある居室にあつては当該吹出し口から 1. 5m以上離れた位置に設けてあること。 e 感知器は、取付け面に対して 45 度以上傾斜させないように設けてあること。 f 廊下、通路、階段及び傾斜路を除き、一感知区域ごとに感知器が設けてあること。 g 共用部分の廊下及び通路に設けてある場合は、歩行距離 30m（3 種の感知器にあつては 20m）以下であること。ただし、次の場合は設けないことができる。 （a）階段に接続していない 10m以下の廊下及び通路 （b）階段に至るまでの歩行距離が 10m以下の廊下及び通路 （c）常時外気に開放されている廊下及び通路 h 共用部分の階段及び傾斜路に設けてある場合は、6 以上の階にわたらない部分ごとに 1 個以上火災を有効に感知するよう設けてあること。ただし、常時外気に開放されている階段及び傾斜路は設けないことができる。

				i エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面積1㎡以上のものに限る。）は、最上部に1個以上設けてあること。ただし、次の場合は設けないことができる。 (a) エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室とが完全な水平区画がなく、当該機械室に煙感知器を設けてある場合 (b) パイプダクトその他これらに類する場所が、2の階以下で完全に水平区画されている場合 (c) 開放式の廊下等に接続するエレベーターの昇降路等の場合
	炎 感 知 器	設 置 状 況	目視により確認する。	a 感知器は、天井等又は壁に設けてあること。 b 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さが1. 2mまでの空間の各部から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。 c 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けてあること。 d 感知器は、日光を受けない位置に設けてあること。ただし、感知障害が生じないように遮光板等が設けてある場合は、この限りでない。
	構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	a 検定品であること。 b 変形、損傷等がなく、熱、煙又は炎の感知に妨げになる塗装等がされていないこと。
音声警報装置	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けてあること。 b 住戸、共用室又は管理人室に設けるもの 前方1m離れた地点で、70 デシベル以上の音圧を出力できる音声警報装置を1個以上設けてあること。ただし、有効に音声警報が伝わらないおそれがある部分がある場合は、有効に音声警報が伝わるよう補助音響装置が設けてあること。 c 住戸、共用室又は管理人室以外の場所に設けるもの (a) 階段又は傾斜路以外の場所 ① 100㎡を超える警報区域にはL級、50㎡を超え100㎡以下の警報区域にはL級又はM級、50㎡以下の警報区域にはL級、M級若しくはS級のもの又ははこれらと同等の音圧を有するものが設置されていること。 ② 警報区域ごとに、その警報区域の各部分から一の音声警報装置までの水平距離が10m以下となるように設けてあること。ただし、居室及び居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては6㎡以下、その他の部分にあつては30㎡以下の警報区域については、その警報区域の各部分から隣接する他の警報区域に設置された音声警報装置までの水平距離が8m以下となるように設けてあるときは、音声警報装置を設けないことができる。 (b) 階段又は傾斜路 垂直距離15mにつきL級のもの又はこれと同等の音圧を有するものが1個以上設けてあること。 d 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。

			e 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。 f 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	a 地区音響装置の基準を定める件（平成9年消防庁告示第9号）に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が付されていること。 b 変形、損傷、腐食等がないこと。
戸 外 表 示 器	設 置 場 所	目視により確認する。	a 点検に便利な場所で、防滴措置がなされているものを除き、雨水のかかるおそれのない場所に設けてあること。 b 住戸、共用室及び管理人室の主たる出入り口の外部で、作動表示灯が当該住戸、共用室及び管理人室が面する共用部分から容易に識別できる場所に設けてあること。
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	a 戸外表示器を定める件（平成18年消防庁告示第20号）の基準に適合していること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。

イ 機能試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準							
配 線	共 通 線 試 験		住棟受信機の個々の共通線について、共通線を外し、住棟受信機の回路導通試験により、試験用計器等で断線となる警戒区域数を確認する。	共通線が共用している警戒区域の数は、7 以下であること。							
	※送り配線試験	住 棟 受 信 機	次表で定める警戒区域数に応じた任意の試験回線数について、住棟受信機に直接接続されている感知器又は共同住宅用受信機までの配線が送り配線となっていることを確認した後に、当該配線の一線を外し、当該回線末端の感知器又は共同住宅用受信機を作動させることにより行う。 <table><tr><td>警戒区域数</td><td>試験回線数</td></tr><tr><td>1 0 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>1 1 ～ 5 0</td><td>2</td></tr><tr><td>5 1 以上</td><td>3</td></tr></table>	警戒区域数	試験回線数	1 0 以下	1	1 1 ～ 5 0	2	5 1 以上	3
警戒区域数	試験回線数										
1 0 以下	1										
1 1 ～ 5 0	2										
5 1 以上	3										

		共同住宅用受信機	次表で定める住戸等数に応じた任意の試験住戸等数について、感知器の配線が送り配線となっていることを確認した後に、当該配線の一線を外し、当該住戸等端末の感知器を作動させることにより行う。 <table><tr><td>住戸等数</td><td>試験住戸等数</td></tr><tr><td>10以下</td><td>1</td></tr><tr><td>11～50</td><td>2</td></tr><tr><td>51以上</td><td>3</td></tr></table>	住戸等数	試験住戸等数	10以下	1	11～50	2	51以上	3	a 感知器の配線は、送り配線となっていること。 b 当該住戸等の共同住宅用受信機の回線が火災表示しないこと。
住戸等数	試験住戸等数											
10以下	1											
11～50	2											
51以上	3											
住棟受信機	※火災表示試験	火災灯、地区表示装置、主音響装置及び音声警報装置（以下「火災表示」という。）の状況	火災表示試験スイッチ等を所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。	a 火災表示、保持機能が正常であること。 b 火災信号を他の機器に移報するものにあつては、確実に移報できること。								
		保持機能										
		蓄積式の機能		設定された時間以内に火災表示を行うこと。								
	※注意表示試験（アナログ式受信機に限る。）	注意灯、地区表示装置及び注意音響装置（以下「注意表示」という。）の状況	注意表示試験スイッチ等を所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。	注意表示が正常であること。								
	設定表示温度試験（アナログ式受信機に限る。）	設定表示温度等	感度設定装置又は感度固定装置を操作して行う。	a アナログ式感知器の表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されたものと同じものであること。 b 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。								
	※回路導通試験		導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を操作して回線ごとに行う。ただし、回線の導通状態を自動的に監視しているものにあつては、任意の感知器回路を外す等断線状態とする。	a 試験用計器等の指示値が適正であること。 b 断線警報を発すること。								
	※同時作動試験	常用電源使用時	任意の5回線（5回線未満の受信機にあつては全回線）の火災作動状態にする。	受信機、主音響装置、音声警報装置、附属装置等の機能に異常がなく適正に火災状態を継続すること。								
		予備電源使用時	任意の2回線（1回線の受信機にあつては1回線）を火災作動状態にする。									
	※感知器作動試験	自動試験機能を有するもの	所定の操作で作動させる。	感知器の機能の正常又は異常が判別できること。								

		遠隔試験機能を有するもの	所定の操作（外部試験器を接続するものにあつては、当該試験器を接続する操作）により行う。	感知器の機能の正常又は異常が判別できること。
	※予備電源試験	電源の自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。
		電圧	予備電源スイッチを操作する。	所定の電圧値を有していること。
	付 属 装 置 試 験		附属装置を作動又は作動状態におき、火災表示試験及び注意表示試験の試験方法により行う。	a 附属装置が受信機の機能に有害な影響を及ぼさないこと。 b 総合操作盤を接続するものには、受信機からの信号が総合操作盤に移報すること。
	相互作動試験（一の防火対象物に2以上の住棟受信機が設けられているもの）	相互通話状況	受信機を設けてある場所相互において相互通話を行う。	同時に相互通話ができること。
		音声警報装置鳴動状況	火災表示試験スイッチを所定の操作をして行う。	いずれの受信機からも音声警報装置が正常に鳴動すること。
共同住宅用受信機	火災警報等試験	感知器作動警報	加熱試験器、加煙試験器等を用いて感知器を作動させる。	a 音声警報装置から感知器作動警報が正常に放送されること。 b 戸外表示器の作動表示灯の点滅が3m離れた位置で確認できること。
		火 災 警 報	火災確認スイッチ等を所定の操作方法により操作する。	a 火災表示が正常であること。 b 住棟受信機の当該回線が火災表示すること。 c 音声警報装置からの火災警報が正常に放送されること。 d 戸外表示器 (a) 作動表示灯が点滅を継続すること。 (b) 火災警報を放送すること。
		蓄 積 式 の 機 能	火災確認スイッチ等を所定の操作方法により操作する。	設定された時間以内に火災表示を行うこと。
	感知器作動試験	自動試験機能を有するもの	所定の操作により作動させる。	感知器の機能の正常又は異常が判別できること。
		遠隔試験機能を有するもの	外部試験器を接続する等所定の操作により作動させる。	
	予備電源試験（予備電源を有するものに限る。）	電源自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。
中 継 器	設定表示温度試験	設定表示温度等	感度設定装置又は感度固定装置を操作して行う。	a アナログ式感知器の表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されたものと同じものであること。 b 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
	※回路導通試験		導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を操作して回線ごとに行う。ただし、回路の導通状態を自動監視しているものにあつては、任意の感知器回路を外す等断線状態とする。	a 試験用計器等の指示値が適正であること。 b 断線警報を発すること。
	※遠隔試験機能		所定の操作（外部試験器を接続するものにあつては、当該試験器を接続する操作）により行う。	感知器の機能及び共同住宅用受信機の通電状態（通電状態を監視するものに限る。）の正常又は異常が判別できること。なお、試験中には、共同住宅用受信機から警報が鳴動しないようにすることができる。
	※予備電源試験	電源自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。

		電 圧	予備電源スイッチを操作する。	所定の電圧値を有していること。
感 知 器	熱 感 知 器 (差動式スポット型、 定温式スポット型、 補償式スポット型、 熱アナログ式スポット型)	※ ☆ 作 動 試 験	加熱試験器を用いて所定の操作により作動させる。	正常に作動すること。
	煙 感 知 器 (イオン化式スポット型、 光電式スポット型、 イオン化アナログ式スポット型、 光電アナログ式スポット型)	※ ☆ 作 動 試 験	加煙試験器を用いて所定の操作により作動させる。	正常に作動すること。
	炎 感 知 器	※ ☆ 作 動 試 験	感知器に適応する試験器を用いて感知器を作動させる。	正常に作動すること。
音 声 警 報 装 置 (補助音響装置を含む。)	鳴 動 方 式 試 験		所定の操作により作動させて行う。	音声警報装置が、鳴動方式に応じ正常に鳴動すること。
	作 動 試 験		所定の操作により音声警報の第2警報音を鳴動させた状態において、音声警報装置(取り付けられた状態)の中心から1m離れた位置で騒音計(A特性)を用いて音圧を測定する。	a 住戸、共用室又は管理人室内に設けるものの音圧は、70 d B以上であること。 b 住戸、共用室又は管理人室以外の部分に設けるものの音圧は、L級で92 d B以上、M級で87 d B以上若しくはS級で84 d B以上又はこれらに準ずるものであること。
戸 外 表 示 器	作 動 試 験		所定の操作により火災警報の第2警報音を鳴動させた状態において、音声警報装置(取り付けられた状態)の中心から1m離れた位置で騒音計(A特性)を用いて音圧及び作動表示灯の作動状況を確認する。	a 音圧が70 d B以上であること。 b 作動表示灯は、赤色で点滅していることが3 m離れた位置で確認できること。
関 係 者 等 へ の 報 知 装 置	作 動 試 験		所定の操作により作動させる。	福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者(所有者又は管理者をいう。)又は当該関係者に雇用されている者(当該福祉施設等で勤務している者に限る。)に、自動的に、かつ、有効に報知できること。
非 常 電 源	非 常 電 源 試 験	電 源 自 動 切 替	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。
		そ の 他	第24「非常電源(高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備)」、第25「非常電源(低圧で受電する非常電源専用受電設備)」又は第27「非常電源(蓄電池設備)」の機能試験によること。ただし、予備電源が非常電源を兼用している場合は、予備電源試験を行うことにより省略することができる。	

備考1 蓄積式中継器の機能試験は、感知器の作動試験により確認するものとする。

2 作動試験に用いる試験器は、所定の性能を有していること。

3 ※印の試験は、自動試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、自動的又は簡単な操作による試験で異常が無いことを確認できることにより替えることができる。

4 ☆印の試験は、遠隔試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、外部試験器による試験で異常が無いことを確認できることにより替えることができる。